

令和4年1月

税理士補佐人ガイド

税務争訟への入門

《現行法令対応版》

近畿税理士会 制度部

はじめに

補佐人制度は、税務の専門家である税理士が、税務訴訟においても補佐人という立場を通じて納税者の正当な権利や利益の救済といった納税者を援助する活動を常に行い得るようにすること、また、そのことが申告納税制度の円滑な運営及び納税者利便の向上になるとして、平成 13 年の税理士法改正により創設されました。昭和 48 年の税理士法改正要望書で訴えて以来、実に 30 年ぶりに実現したものです。

本制度が導入されてから約 20 年が経過しましたが、税理士の中で補佐人に就任した方は決して多くはありません。訴訟の件数自体が年間約 240 件と決して多いとは言えず、税理士が補佐人に就任する機会は多くはないでしょう。

しかし、課税庁との見解の相違などにより税務争訟が発生した場合、納税者の権利を救済するにあたって、最後の砦が司法の場であることは説明するまでもありません。

そのような事態がいつ惹起されるかはわかりませんが、その可能性に備え、我々税理士は税務の専門家として、日常の税理士業務においても訴訟の視点をもって事務を遂行するなど、常に納税者の権利を救済すべき場面に対応できるよう準備しておく必要があります。

本書は、補佐人に就任するための入門編として平成 15 年に作成したものであり、今般、その後の国税通則法改正など、補佐人制度を取り巻く状況の変化に対応するため所要の改訂を行いました。今回の改訂では、同制度創設の概要や再調査の請求、不服申立から訴訟に至るまでの解説、設例に基づく記載例を前回同様に掲載し、さらに現行制度に沿った一連の手続をイメージしやすいように心がけました。

また、本書は、本会会員専用ホームページへの掲載による提供としており、今後も変化していくであろう補佐人制度にも適宜対応していく所存です。

本書が補佐人制度を知るきっかけとなり、また、会員の皆様が補佐人として就任した際のお役に立てば幸いです。

令和 4 年 1 月

近畿税理士会 制度部

税 理 士 補 佐 人 ガ イ ド

目 次

第1章 総 論

I. 「税理士法における補佐人制度」の概要 ----- 1 頁

<1> 補佐人制度創設の経緯

<2> 補佐人制度を創設した趣旨

<3> 補佐人制度の内容

1 「税理士法第2条の2」

2 補佐の対象事項

3 補佐人の役割

4 陳述の効果

5 民事訴訟法・弁理士法における補佐人との相違

6 訴訟代理人との関係

<4> 税務訴訟における税理士の役割

1 補佐人としての税理士の役割

2 税務訴訟における具体的な役割

3 今後の税理士（会）の役割

II. 税務争訟制度 ----- 5 頁

<1> 税務争訟制度の特殊性

1 不服申立て前置主義

2 行政不服審査法の適用がほとんどない

3 課税処分の執行は停止されない

4 行政行為には、公定力がある

5 税務訴訟は原処分主義である

<2> 税務争訟手続き

1 行政救済手続き

(1) 不服申立て制度

(2) 不服申立ての種類

(3) 不服申立て前置主義

2 司法救済手続き

<3> 不服申立て制度

1 再調査の請求

2 審査請求

<4> 税務訴訟制度

- 1 税務訴訟の種類
- 2 税務訴訟における法律の適用優先順位
- 3 税務訴訟の種類
- 4 訴訟手続きの流れ
 - (1) 訴えの提起
 - (2) 訴訟の審理
 - (3) 訴訟の終了

第2章 各 論

○ 税務争訟の流れ	1 1 頁
1 再調査の請求・審査請求の流れ図	
処分を行った者の区分による不服申立て先	
国税不服審判所の所在地と管轄	
2 訴訟手続きの流れ図	
I. 行政不服申立て制度	1 4 頁
<1>再調査の請求	
<2>審査請求	
国税不服審判所における審理の進め方	
<3>不服申立て前置主義	
審査請求の流れ図	
<4>課税処分の取消しを求める訴えの対象をめぐる見解の対立	
1 更正後に増額再更正がなされた場合の関係	
2 更正後に減額再更正がなされた場合の関係	
3 申告後に増額更正がなされた場合の関係	
4 修正申告と更正との関係	
5 更正の請求の棄却処分と増額更正との関係	
II. 訴訟手続き	1 9 頁
<1>税務訴訟における課税訴訟の特色	
<2>行政訴訟としての税務訴訟	
1 取消訴訟	
(1) 取消訴訟について	
(2) 原処分主義について	
2 無効等確認の訴え	
(1) 無効等確認の訴えについて	
(2) 無効事由について	
3 不作為の違法確認の訴え	
4 その他	

- ＜3＞民事訴訟としての税務訴訟
 - 1 国家賠償請求について
 - 2 国家賠償訴訟における要件事実について

Ⅲ. 訴訟手続きの流れ ----- 21 頁

1 訴えの提起・訴状の提出 ----- 21 頁

＜1＞訴えの提起・訴状の提出

- 1 訴えの提起
- 2 裁判の管轄権
- 3 取消訴訟の管轄

＜2＞税務訴訟の関係当事者

- 1 納税者側（第1審：原告）の体制
 - （1）訴訟代理人（弁護士）
 - （2）補佐人（税理士）
- 2 国側（第1審：被告）の体制
 - （1）指定代理人制度
 - （2）国税局における訴訟担当部局
 - （3）法務局における訴訟担当部局
 法廷の構造と関係者の図
- 3 税務訴訟において税理士が研鑽すべきテーマ
 - （1）税務争訟と税務訴訟
 - （2）税理士が補佐人となる訴訟
 - （3）訴訟の手続き調査
 - （4）民事訴訟実務

＜3＞訴状・準備書面の作成にあたって

- 1 訴訟要件
 - 訴訟における「訴えの利益」について
 - 出訴期間等の教示制度について
- 2 税務争訟の目的と訴訟物
- 3 総額主義と争点主義
 - （1）総額主義
 - （2）争点主義
 - （3）判例は、総額主義の立場
 総額主義・争点主義の比較表
- 4 処分理由の差替えの可否
 - （1）非制限説
 - （2）制限説
 - （3）白色申告における処分理由の差替えの可否
 - （4）青色申告における処分理由の差替えの可否

- 5 実体上の適法要件
- 6 手続上の適法要件
- 7 主張・立証における責任分配の考え方
- 8 原告となる納税者からの事情聴取と補佐人としての手順

② 訴状の作成 ----- 34頁

＜1＞訴状の記載事項

1 当事者及び法定代理人

2 請求の趣旨

行政庁を被告とする取消訴訟における具体的な主な記載例

3 請求の原因

（1）請求を理由づける事実についての主張

（2）立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠

＜2＞添付書類

＜3＞手数料（貼用印紙）

③ 訴状審査 ----- 36頁

④ 訴状の送達 ----- 36頁

⑤ 口頭弁論期日の指定及び呼出 ----- 37頁

訴訟手続きの流れ図

＜1＞弁論の手続き

1 口頭弁論とその準備

（1）口頭弁論

（2）第1回口頭弁論期日の指定と当事者の呼出し

（3）最初の期日における当事者一方の欠席

（4）その後の口頭弁論期日及び続行期日における当事者の欠席

2 弁論主義

（1）内容

（2）釈明権

（3）釈明処分

⑥ 答弁書の提出 ----- 40頁

1 答弁書の意義

2 答弁書の内容

3 答弁書提出の効果

⑦ 準備書面の提出 ----- 42頁

8	証拠調べ -----	42頁
	1 証拠の申出	
	2 証拠の種類	
	(1) 証拠の種類	
	(2) 書証	
	(3) 人証	
	3 自由心証主義	
	4 主張・立証責任	
	(1) 主張責任	
	(2) 立証責任	
	(3) 適時提出主義と時機に後れた攻撃・防御方法	
9	判決の言渡し -----	45頁
	<1> 判決	
	<2> 判決の種類	
	1 訴訟判決	
	2 本審判決	
	<3> 違法判断の基準時	
	<4> 判決の効力	
	1 既判力	
	2 執行力	
	3 形成力	
	<5> 判決以外の終了原因	
	1 訴えの取下げ	
	2 請求の放棄・認諾	
	3 訴訟上の和解	
10	上訴 -----	48頁
	<1> 控訴	
	<2> 上告	
	<3> 上告理由	
	<4> 上告受理の申立て	
	最高裁への上告	
11	判決の確定 -----	49頁
12	強制執行手続き -----	50頁
13	国税庁の取扱い変更 -----	50頁

- 【様式例1】再調査の請求書
- 【様式例2】審査請求書
- 【様式例3】訴状
- 【様式例4】補佐人選任届
- 【別紙1】訴え提起等の手数料（印紙貼付額）
- 【様式例5】口頭弁論期日呼出状及び答弁書催促状
- 【様式例6】答弁書
- 【様式例7】準備書面
- 【様式例8】宣誓書
- 【様式例9】控訴状
- 【様式例10】上告状
- 【様式例11】上告受理申立書
- 【様式例12】上告状兼上告受理申立書

【参 考 資 料】

- 1. 補佐人制度創設の経緯 ----- 70頁
- 2. 補佐人就任数（第6回税理士実態調査報告書抜粋） ----- 71頁
- 3. 最近の再調査の請求、審査請求及び訴訟の概要 ----- 72頁
- 4. 税理士法ほか補佐人制度関連法令 ----- 76頁
- 5. 参考条文 ----- 78頁
 - 1. 憲法（抜粋）
 - 2. 国税通則法（抜粋）
 - 3. 民事訴訟法（抜粋）
 - 4. 行政事件訴訟法（全文）
 - 5. 行政不服審査法（全文）
 - 6. 国家賠償法（全文）
 - 7. その他の参考法令（抜粋）
 - ①裁判所法
 - ②民事訴訟規則
 - ③民事執行法
 - ④国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律
 - ⑤国税通則法施行令

【凡 例】

本書では、下記法律についての略号は、次の例によります。

通則法	・・・・・・・・・・	国税通則法
民訴法	・・・・・・・・・・	民事訴訟法
民訴規則	・・・・・・・・・・	民事訴訟規則
行訴法	・・・・・・・・・・	行政事件訴訟法
審査法	・・・・・・・・・・	行政不服審査法

第1章 総論

I. 「税理士法における補佐人制度」の概要

<1> 補佐人制度創設の経緯

1. 税理士会の対応

補佐人制度の創設について、日本税理士会連合会は、「税理士法改正に関する基本要綱」（昭和47年4月）及び基本要綱を基に作成した「税理士法改正要望書」（昭和48年4月）で、税務に関して税理士に訴訟代理権を付与すべきであると発表して以来、ようやく平成13年の法改正で出廷陳述権の付与が実現しました。

平成13年の法改正は、平成7年6月「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」（日本税理士会連合会・制度部作成）において、補佐人制度の必要性を再度訴え、税理士法に規定すべきとの提言を受け、その実現を目指し、運動を展開してきました。

前記意見（タタキ台）の提言内容では、「行政段階では納税者の代理人として解決能力を期待されている税理士も、その係わった事案が税務訴訟の段階になると、訴訟代理人としての資格はなく、裁判所の許可を得て補佐人となる途しか残されていない。その許可が得られないときには、納税申告から不服申立てまで、一貫して納税者の代理機能を果たしてきた税理士が、代理ないし納税者の援助機能を結実すべき時点で、その機能を発揮できないこととなり、納税者の正当な権利、利益救済の見地から妥当ではない。税理士が、より強固な立場から納税者の援助を果たすためには、委嘱された事案について訴訟に発展する場合は、税理士自ら訴訟代理人となることが望ましいが、税理士に訴訟法に関する専門的知識の有無、弁護士の職域侵害の問題等を考慮し当面は自らが訴訟代理人となることは要求せず、税理士が関与した事案について訴訟となった場合、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述できることを税理士法上規定すべきである」とされ、昭和48年の税理士法改正要望書と同趣旨の内容となっていました。

2. 規制改革委員会の第2次見解

また、規制改革委員会から平成11年12月に、「税務訴訟は税務に関するきわめて専門的な知識が要求されますが、課税庁には法曹資格のない税務行政官が訴訟代理人となる指定代理人制度が認められているのに対し、納税者は税務を代理してきた税理士を代理人とすることができず、課税庁と納税者とが対等な立場となっていないことから、官対民の不平等を解消して裁判を通じた納税者の権利救済を容易にし、ひいては国民の納税義務の適正な実現が図られるよう、申告時から一貫して関与してきた税理士に、出廷陳述権を認めるべきと考える」との見解が示されました。

3. 補佐人制度成立の経緯

これらのことを受けて、「規制緩和推進3カ年計画（再改定）」（平成12年3月閣議決定）において、税理士の訴訟代理等が検討措置され、「規制改革推進3カ

年計画」（平成 13 年 3 月閣議決定）で、補佐人制度を創設することが決定され、平成 13 年 6 月税理士法改正により実現しました。

＜2＞ 補佐人制度を創設した趣旨

租税に関する争訟には高度な専門的知識が要求されますが、行政上の不服申立て手続きと同様に、訴訟手続きにおいても税務の専門家である税理士が、補佐人という立場を通じて納税者を援助する活動を常に行い得るようにする必要があること、また、そのことが申告納税制度の円滑適正な運営に資することになり、納税者の利便性が向上することになるとして、税理士による補佐人制度が創設されました。

＜3＞ 補佐人制度の内容

1. 「税理士法第2条の2」

1. 税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。
2. 前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたものみなす。ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取消し、又は更正したときは、この限りでない。

また、平成 13 年改正において、補佐人制度とともに成立した税理士法人制度について関係条文は次のとおりです。

【関係条文】

税理士法第 48 条の 6 前条に規定するもののほか、税理士法人は、第 2 条の 2 第 1 項の規定により税理士が処理することができる事務を当該税理士法人の社員又は使用人である税理士（以下この条及び第 48 条の 20 第 4 項において「社員等」という。）に行わせる事務の委託を受けることができる。この場合において、当該税理士法人は、委託者に、当該税理士法人の社員等のうちからその補佐人を選任させなければならない。

2. 補佐の対象事項

税理士法（以下「法」という）第 1 条及び第 2 条第 1 項に掲げる「租税に関する事項」について補佐することです。

【豆知識】「租税に関する事項」とは、税務官公署に対する申告等又は税務官公署の調査若しくは処分に関する事項などの行政事件訴訟に限られず、税理士が租税法の適用を誤った場合の損害賠償請求訴訟、国税債権不存在確認訴訟、国家賠償請求訴訟、相続争いに伴う訴訟における租税に関する陳述等が含まれると解されます。

3. 補佐人の役割

訴訟代理人である弁護士とともに出頭し、租税に関する事項について陳述することです。

【豆知識】「陳述」とは、自己の申立てを理由づけ、あるいは相手方の申立てを排斥するために、事実又は法律効果についての認識を裁判所に申し述べる訴訟行為で、「主張」とほぼ同じ行為です。事実に関するものを事実上の陳述、法律効果に関するものを法律上の陳述といいます。税務訴訟の場合、課税処分が違法であるという事実上又は法律上の陳述をします。

4. 陳述の効果

補佐人がした陳述は、当事者又は訴訟代理人が「自らしたもの」とみなされますが、当事者又は訴訟代理人が補佐人の陳述を直ちに打消し、又は更正したときは、陳述の効果は取り消されます。

5. 民事訴訟法・弁理士法における補佐人との相違

税理士法における補佐人は、税務の専門家としての補佐人であり、出頭について裁判所の許可は不要ですが、尋問については民事訴訟法の補佐人や弁理士法における補佐人と解釈の違いがあります。

【民訴法第60条】

- ① 当事者又は訴訟代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- ② 前項の許可は、いつでも取り消すことができる。
- ③ 補佐人の陳述は、当事者又は訴訟代理人が直ちに打消し、又は更正しないときは、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとみなす。

【弁理士法第5条】

- ① 弁理士は、特許、実用新案、……に関する事項について、裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすることができる。
- ② 前項の陳述及び尋問は、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとみなす。ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに打消し、又は更正したときは、この限りでない。

【豆知識】「尋問」とは、裁判所又は当事者が、訴訟において、証人又は反対当事者に対し、質問を発し、強制的に返答させることをいいます。現行の民事訴訟法でも、証人制度を活用すれば、原告納税者本人を尋問する「当事者本人尋問」や税務職員などを尋問する「証人尋問」は可能です。

6. 訴訟代理人との関係

税理士の補佐人制度は、訴訟代理人である弁護士とともに出廷し、陳述することを認めていることから、訴訟技術については弁護士である訴訟代理人が行い、租税法規、特に租税実体法に関する専門的知識を有している税理士が陳述を行えば、立法趣旨に沿うものと考えられます。

なお、訴訟代理人である弁護士が出廷しない場合には、税理士は裁判所の許可を得ないで出頭して陳述することは認められません。

＜４＞ 税務訴訟における税理士の役割

１．補佐人としての税理士の役割

補佐人としての税理士の役割は、税務訴訟において、納税者の権利を救済するために、訴訟代理人である弁護士とともに出廷して、納税者の訴訟を税務の専門家の立場から補佐し、自己の持つ税務に関する専門知識を駆使して、陳述することにあります。この補佐人の立場は、裁判所に対し、自己の経験から知ることのできた事実を単に供述する「証人」や、特別な学識経験をもつために知ることのできた、自ら経験した過去の具体的事実を供述する「鑑定証人」の立場とは異なります。

２．税務訴訟における具体的な役割

- ① 税理士は補佐人として、訴訟代理人である弁護士に、その事件の内容・背景など事件の本質を理解させるために、専門的立場から助言することや税法の解釈、税務執行の実態等の正確な情報と具体的な問題点の指摘が求められます。
- ② 税理士は補佐人として、法令解釈や事実認定等の問題となっていることについて説明し、争点を整理し、立証のための証拠書類の収集、さらに弁護士との協力により準備書面を作成するにあたり、法廷外での打ち合わせやラウンドテーブル形式での争点整理手続（いわゆる「ラウンドテーブル法廷」）における必要的役割が求められます。
- ③ 税理士は補佐人として、法廷において、租税に関する事項について、口頭又は書面により、事件に関する法令上の解釈等について、陳述することが求められます（事実認定については、審査請求までの段階で既に確定させておくことが望まれます）。
- ④ 税理士は、常に税務訴訟の視点をもって、日常の税理士業務を遂行していくことが重要であり、かつ、納税者の利益や自己防衛のための証拠と論理性の確保が、より必要であると求められます。

３．今後の税理士（会）の役割

税理士会は、当初、「税理士が関与している事案が訴訟に発展した場合は、税理士自らが訴訟代理人になることが望ましいことはいうまでもないが、税理士が訴訟代理人となる要件（訴訟法に関する専門的知識の有無）もさることながら、弁護士の職域を侵害する結果となることから、実現にはかなりの困難が予測される」とし、「（したがって、）当面は税理士が裁判所の許可を得ずして当事者又は訴訟代理人と共に出廷し陳述することができること（出廷陳述権）を税理士法上規定すべきである」と要望していました（「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」平成7年6月）。

しかし、税理士は、訴訟手続きに関する専門知識を十分備えているとは言い難い点では、弁護士がいない場合にも裁判所の許可を要することなく補佐人となれる地位を与えると、納税者に不測の損害を与える可能性がある、との理由から、「補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに」という条件下で出廷陳述権を得たという法改正が施行されました。

補佐人制度が、納税者を援助する活動を常に行い得るようにすること、また、そのことが申告納税制度の円滑適正な運営に資することになり、納税者の利便性が向上することになるとしている以上、司法制度改革が現実化する将来においては、納税者の補佐人として、税理士が単独で裁判所に出頭し、陳述又は尋問できるよう、民事訴訟法・行政事件訴訟法をはじめとする訴訟事務に関する研鑽に努めておくことが望まれます。

税務争訟における税理士の役割については、租税に関する訴訟代理人制度のあり方を含め総合的に検討していくことが、今後の税理士制度を考えるうえで重要です。

また、予防法学的にも、税理士の業務遂行において、立証できる証拠や論理性の確保が重要となり、納税義務の適正な実現を図るべく専門的知識の更なる向上と税理士業務に対する意識改革が求められます。

Ⅱ. 税務争訟制度

＜１＞税務争訟制度の特殊性

１. 不服申立て前置主義

行政事件訴訟法の原則は、処分を受けた者が不服申立てをするか、直ちに処分の取消しの訴えを提起するかを自由に選択することができます（行訴法第 8 条第 1 項）。

しかし、課税処分取消しの訴えは、原則として「再調査の請求」の決定及び「審査請求」の裁決を経た後でなければ、提起することができません（通則法第 115 条）。

以降、再調査の請求、審査請求及び税務訴訟をまとめて「税務争訟」といいます。

２. 行政不服審査法の適用がほとんどない

国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てについては、他の行政処分と違い、国税通則法の規定が適用され、行政不服審査法の適用はほとんどありません（通則法第 114 条）。

３. 課税処分の執行は停止されない

他の行政処分と同様、国税に関する法律に基づく処分は、課税処分に対する不服申立て及び訴訟を提起しても、その処分の効力・執行・手続は停止せず、続行されます（通則法第 105 条第 1 項）。

４. 行政行為には、公定力がある

行政行為は、たとえ違法であっても、無効と認められる場合でない限り、権限ある行政庁又は裁判所が取り消すまでは、一応効力があるものとして、何人もその効

力を承認しなければなりません。この効力を「公定力」といいます。違法な課税処分であっても、その処分が無効でない限り、納税者は国家に対して不当利得返還請求権を行使できず、違法な課税処分を権限ある行政庁又は裁判所が取り消すまでは、その処分は、国民と行政庁を拘束します。公定力は、行政行為が法律に基づく公権力の行使であることによって、当然に認められる効力であるとされています。

5. 税務訴訟は原処分主義である

課税処分の取消しの訴えは、税務署長などがした処分（原処分）が違法であることを理由として、提起しなければなりません。これを、「原処分主義」といいます。

【豆知識】「原処分主義」とは、不服申立てを経ているときでも、原処分の違法を主張するのは、原処分の取消しを求める訴訟においてすべきで、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を求めることができない、というものです（行訴法第10条第2項）。したがって、原処分の違法は「処分の取消しの訴え」においてのみ主張することができ、「裁決の取消しの訴え」においては、原処分の違法を理由とすることはできず、裁決固有の違法しか主張できません。これが原処分主義といわれるものです。

<2> 税務争訟手続き

1. 行政救済手続き

（1）不服申立て制度

審査法において、「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること」（審査法第1条第1項）を目的として設けられた制度です。

国税に関する不服申立て制度は、「再調査の請求」と「審査請求」の制度があり、国税通則法において具体的に規定されています。

（2）不服申立ての種類（審査法第3条）

行政庁の処分又は不作為については、「審査請求」又は「再調査の請求」を以って不服申立てを行います。

「審査請求」は、処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁以外の行政庁に対して行います。

「再調査の請求」は、処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁に対して行います。

国税の場合には、税務署長・国税局長などに対して「再調査の請求」をし、国税不服審判所長に対して「審査請求」をします。

（３）不服申立て前置主義（通則法第 115 条）

国税に関する法律に基づく処分不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、原則として、「再調査の請求」及び「審査請求」を経た後でなければ、提起することができません。

2. 司法救済手続き（行政事件訴訟法）

審査請求に対する「裁決」について、なお不服がある場合、裁判所に対し行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為の取消しを求めて訴訟することができます。

国税に関する訴訟には、取消訴訟・無効等確認訴訟・国家賠償請求訴訟などがあります。

＜３＞ 不服申立て制度（行政不服審査法・国税通則法）

1. 再調査の請求（通則法第 75 条、第 77 条・第 81 条～第 86 条）

税務署長の課税処分に対して「不服」がある場合、当該処分があったことを知った日の翌日から 3 月以内に税務署長に対し「再調査の請求」をすることができます。

この申立てに対して、税務署長は審理のうえ、却下・棄却又は原処分の取消し・変更の「決定」をします。

2. 審査請求（通則法第 75 条、第 77 条・第 87 条～第 103 条）

再調査の請求に対する決定に対してなお「不服」がある場合、再調査決定書謄本の送達があった日の翌日から 1 月以内に国税不服審判所長に対し「審査請求」をすることができます。

国税不服審判所長は審理のうえ、却下・棄却又は原処分の取消し・変更の「裁決」をします。

【豆知識】「却下」とは、不服申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときに、異議審理庁・国税不服審判所長が行う処分を言います（通則法第 83 条・第 92 条）。

「棄却」とは、不服申立てに理由がないときに、異議審理庁・国税不服審判所長が行う処分を言います（通則法第 83 条・第 98 条）。

＜４＞ 税務訴訟制度（民事訴訟法・行政事件訴訟法・国家賠償法）

不服申立て制度によってもなお不服のある場合、租税行政処分が「違法」であることを理由として、はじめて訴訟提起ができます（不服申立て前置主義）。

1. 税務訴訟の類型

税務訴訟の類型として、「民事訴訟」と「行政事件訴訟」があります。

（１）民事訴訟

私人間の経済生活や家族生活関係に関して生じる税金の紛争について、裁判所が市民相互の関係を規律している私法を適用して、解決するための裁判手続をいいます。

(2) 行政事件訴訟

行政庁の権限行使に対する国民の不服、その他行政法規の適用に関わる紛争を処理する裁判手続をいいます。

2. 税務訴訟における法律の適用優先順位

税務訴訟における法律の適用優先順位は、法律一般の順位に従って、まず特別法が優先され、その特別法に定めがないものについては一般法が適用されます。

税務訴訟に適用される法律の優先順位は、下記の順位になります。

- ① 第1順位は、国税通則法その他国税に関する法律（②の特別法の位置づけ）
- ② 第2順位は、行政事件訴訟法その他一般の行政事件訴訟に関する法律（③の特別法の位置づけ）
- ③ 第3順位は、税務訴訟に関する一般法である民事訴訟法（通則法第114条・第115条・行訴法第7条）

このように、税務訴訟の補佐人を引き受ける場合には、特別法である国税通則法や行政事件訴訟法のほか、一般法である民事訴訟法を理解しておくことが求められます。

3. 税務訴訟の種類

主な税務訴訟の種類として下記のものがあります。

(1) 取消訴訟（行訴法第3条第2項・第8条～第35条）

租税行政処分が違法であることを理由として、その取消しを求める訴訟（税務訴訟の大半がこの訴訟）。出訴期間は、「処分又は裁決があったことを知った日」から6月以内。ただし、たとえ「知った日」から6月以内であっても「処分又は裁決の日」から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、提起できません。

(2) 無効等確認訴訟（行訴法第3条第4項・第36条・第38条）

租税行政処分に無効原因たる違法性があることを理由として、その処分が無効であることの確認を求める訴訟。出訴期間や不服申立て前置の制限がありません。

(3) 国家賠償請求訴訟（国家賠償法）

租税職員の違法な公権力の行使によって受けた損害の賠償を国・地方公共団体に求める訴訟。

(4) 過誤納金還付請求訴訟（行訴法第4条）

過誤納金の還付を求める給付訴訟。還付の前提として、その基礎となっている租税確定処分の取消しを求めなければなりません。

(5) 不作為の違法確認訴訟（行訴法第3条第5項・第37条）

租税行政庁が、租税法規に基づく申請に対し、相当の期間に何らの処分もしない場合に、その不作為の違法の確認を求める訴訟。

(6) 義務付け訴訟（行訴法第3条第6項・第37条の2・3・第38条）

行政庁において、一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないとき（1号）、又は行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにかかわらずこれがされないとき（2号）に、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることができる訴訟。

(7) 差止め訴訟（行訴法第3条第7項・第37条の4・第38条）

行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟。

(8) 争点訴訟（行訴法第45条）

租税行政処分の存否又はその効力の有無が争点となっている私法上の法律関係に関する訴訟。

この訴訟は民事訴訟ですが、行政処分の効力が争点となっているため、争点訴訟といわれています。たとえば、滞納処分が無効であることを理由として、公売財産の買受人に公売財産の返還を求める訴訟などが該当します。

4. 訴訟手続の流れ

(1) 訴えの提起（民訴法第133条～第147条）

課税処分の取消訴訟は、納税者（原告）がまず裁判所に対し、税務署長（被告：国）がした課税処分（原処分）の取消しを求めて、「訴えの提起」をすることにより裁判が開始されます。訴えの提起は、訴状を裁判所に提出して行います。

(2) 訴訟の審理（民訴法第148条～第242条）

訴状が適法であれば、裁判所は、口頭弁論の期日を指定して「訴訟の審理」が開始されます。口頭弁論は主に準備書面で行われ、原告・被告双方からの主張・立証がなされます。

訴訟手続は計画的に進行するため、裁判所は、審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であること、その他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をすることを前提としています。具体的には、弁論準備手続や、口頭弁論における証拠調べと争点との関係の確認やその他の訴訟の進行に関する必要な事項についての協議を行う進行協議期日は、ラウンドテーブル法廷で行われます。

法廷では、提出された訴訟資料に関する証拠調べを行い、いずれも自己の主張が真実であるとして争われます。

【豆知識】「口頭弁論」とは、裁判所において口頭で行われる原告・被告双方の弁論のことをいい、具体的には自己の訴えを維持するためや、自己の請求を理由付けるため、又は相手方の訴えを排斥するためにする一切の陳述のことをいいます。民事訴訟においては、原則として、弁論・証拠調べを含め訴訟行為について口頭審理主義をとっています。

「準備書面」とは、原告・被告が口頭弁論で陳述しようとする事項を記載し、あらかじめ裁判所に提出する書面のことをいいます。

（３）訴訟の終了（民訴法第 243 条～第 260 条）

裁判所は、争点及び証拠の整理を行い、原告・被告双方の訴訟行為が尽くされ、訴訟が裁判するのに熟したと判断したときに口頭弁論を終結します。

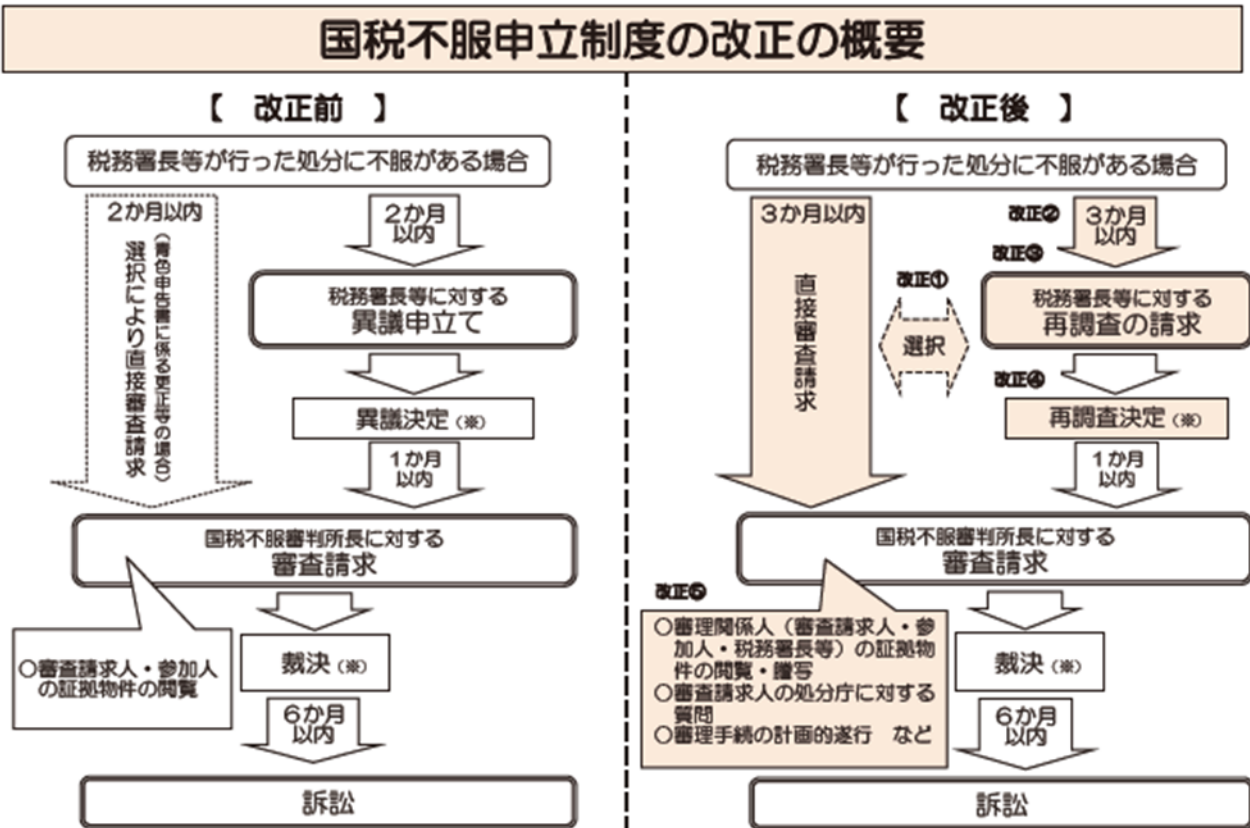
裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断します。

その結果、裁判所はどちらの主張が真実に合致するかを判断して、判決を下すことにより「訴訟の終了」となります。

第2章 各 論

○ 税務争訟の流れ

1 再調査の請求・審査請求の流れ図



処分を行った者の区分による不服申立て先

処分を行った者	再調査の請求先	審査請求先
税務署長（一般の処分）	税務署長	国税不服審判所長
税務署長（処分に係る通知書に、国税局の職員の調査に基づくものである旨の記載があるもの）	国税局長	国税不服審判所長
税務署長（処分に係る通知書に、国税庁の職員の調査に基づくものである旨の記載があるもの）	—	国税庁長官（審査請求の手續は行政不服審査法の規定による）
国税局長	国税局長	国税不服審判所長
国税庁長官	—	国税庁長官（審査請求の手續は行政不服審査法の規定による）
税関長	税関長	国税不服審判所長
国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員	—	国税不服審判所長

(注) ・所得税法又は法人税法に規定する青色申告書に係る更正に不服があるとき

- ・ その処分をした者がその処分につき再調査の請求をすることができる旨の行政不服審査法の規定による教示をしなかったとき
- ・ その他再調査の請求をしないで審査請求をすることにつき正当な理由があるとき

国税不服審判所の所在地と管轄

国税不服審判所は本部のほか、全国に 12 の支部、7 の支所があります。

国 税 不 服 審 判 所 本 部 東 京 都 千 代 田 区 霞 ヲ 関 3 - 1 - 1

近畿における支所と支部

大阪 国税不服審判所 支部 大阪市中央区大手前1-5-63
大阪合同庁舎三号館

京都 支所 京都市左京区聖護院円頓美町 18

神戸 支所 神戸市兵庫区水木通2-1-4

管轄(分掌)

大阪府・奈良県

・和歌山県

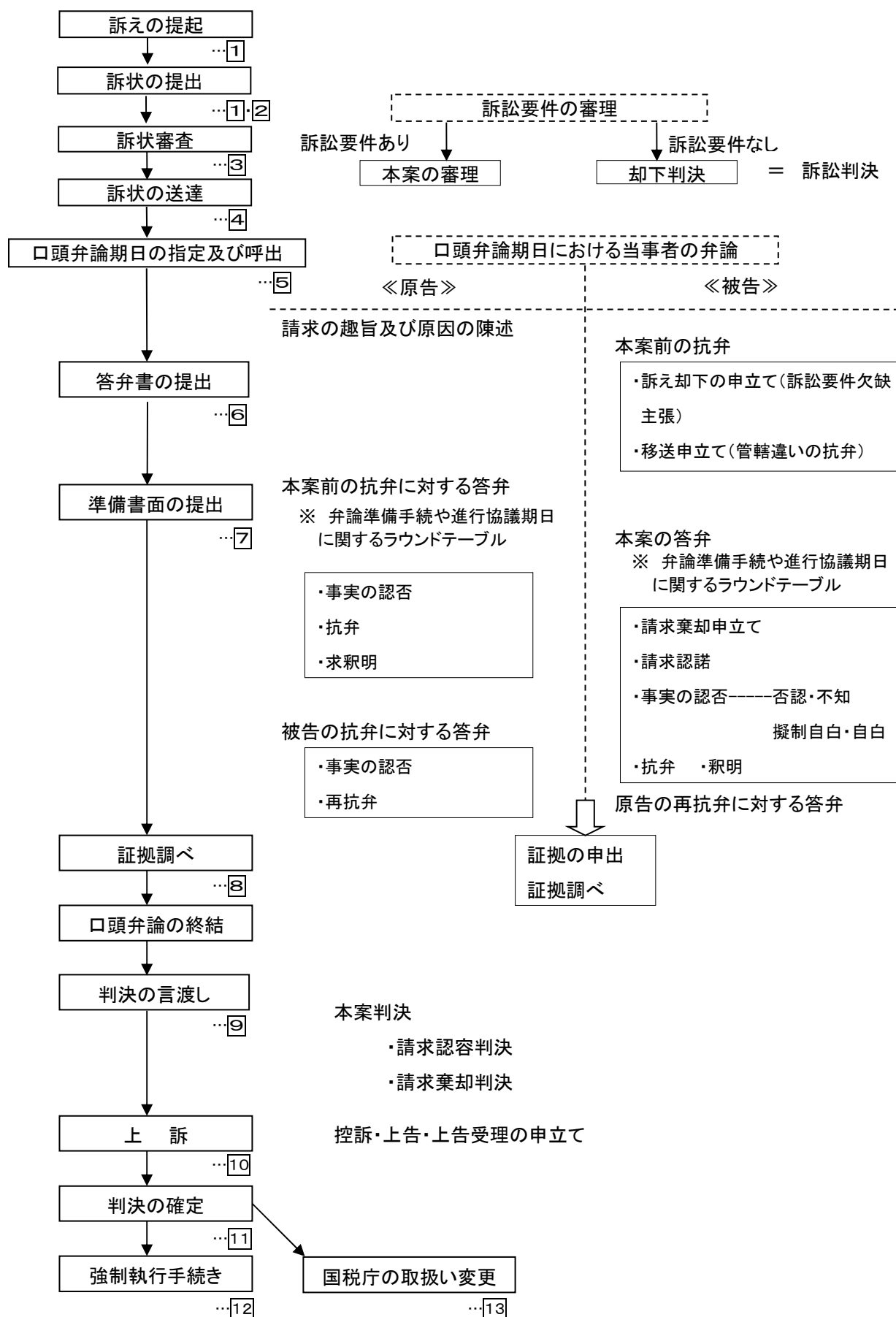
滋賀県・京都府

兵庫県

(注) 審査請求書の提出先、提出方法

- ・ 審査請求書は、その審査請求の目的となる処分を行った原処分庁の管轄区域を管轄（又は分掌）する国税不服審判所支部（又は支所）に提出してください。
- ・ 審査請求書は、原処分庁を経由して提出することもできます。
- ・ 国税局長の処分に対する審査請求に係る調査及び審理については、原処分の納税地が支所の分掌区域内であっても支部で行います。

2 訴訟手続きの流れ図



I. 行政不服申立て制度

行政不服審査法は、「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」（審査法第1条第1項）と規定し、行政不服申立ての趣旨を簡潔明瞭に規定しています。ただし、「行政機関は、終審として裁判を行ふことができない」（憲法第76条第2項後段）とされていますので、不服申立ての結果に不服があれば裁判に訴えることができます。一般的に言えば、行政不服申立てと行政事件訴訟の二つの方法が用意されているわけで、両者をあわせて「行政争訟」と呼ばれています。国税に関する法律に基づく処分に対する不服審査に対しても、行政不服審査法の適用がありますが、国税に関する処分は、大量で回帰性があり、また専門的でもあることから、国税通則法第8章第1節（通則法第75条～第113条の2）で、ほぼ自己完結的な規定が認められており、原処分庁に対する「再調査の請求」と国税不服審判所長に対する「審査請求」の二段階の手続きが定められています。

【豆知識】「行政庁」とは、行政主体の意思・判断を決定し、これを外部に表示する権限をもつ機関です。行政法上、行政庁とは「人」を意味し、役所や役所の建物を意味する「官庁」とは違います。

<1> 再調査の請求（通則法第75条、第77条、第81条～第86条）

税務署長がした処分（更正、決定、賦課決定等）又は国税局長がした処分に不服がある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、その処分をした税務署長又は国税局長に対し、再調査請求書を提出して再調査の請求をすることができます。税務署長又は国税局長は、再調査の請求が不適法であるときは却下し、これに理由がないときは棄却し、理由があるときは当該再調査の請求に係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更します。

<2> 審査請求（通則法第75条、第77条、第87条～第103条）

1. 再調査の請求について不服のある場合

再調査の請求について、なお不服のある者は、再調査決定書謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所（以下「審判所」という）に対し、審査請求をすることができます。

2. 下記の場合は、税務署長の処分があった日の翌日から起算して3月以内に再調査の請求を省略して、直接、国税不服審判所長（以下「審判所長」という）に対し審査請求をすることができます。

- ・ 青色申告書にかかる更正に不服のあるとき
- ・ 更正又は決定の通知書に再調査の請求のできる旨の教示（審査法第57条）がされていないとき
- ・ その他再調査の請求をしないで審査請求をするにつき正当な理由があるとき

3. 再調査の請求についての決定がない場合

再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても再調査の請求についての決定がないときは、決定を経ないで審査請求ができます。

4. 国税局長がした処分の場合

その処分に不服のある者の選択により、その処分のあった日の翌日から起算して3月以内にその処分をした国税局長に対する再調査の請求か、審判所長に対する審査請求のいずれかの不服申立てができます。

国税不服審判所における審理の進め方

審判所は、請求のあった事案を審査しますが、この場合に審査を総額主義か争点主義のいずれの立場によって審理を行うかという問題があります。

「総額主義」とは、争点となった事項以外にも検討をしない方法であり、「争点主義」とは争点となった事項についてのみ審理を進める方法です。

審理を「争点主義」で行うか、「総額主義」で行うか、明文の規定はありません。しかし、国税不服審判所は、納税者の権利救済機関であることから鑑み、昭和45年に国会において国税通則法の一部改正について審議された際の付帯決議に基づき、争点主義的運営がなされています（「審査請求人の申立てに係る原処分について、その全体の当否を判断するために行うものであるが、その実施に当たっては、審査請求人及び原処分庁双方の主張により明らかとなった争点に主眼を置いて効率的に行うことに留意する」審査法基本通達97-1）。

審判所長は、審査請求が不適法であるとき（法定期間経過後の請求等）は、裁決でこれを却下し（通則法第92条）、審査請求に理由がないときは、裁決でこれを棄却し、審査請求に理由があるときは、裁決でその審査請求に係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更します。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできません（通則法第98条）。

審判所の裁決は、処分庁を拘束します（審査法第43条）。そのため、処分が取り消された場合、別の新しい理由がない限り処分庁はその事案について再更正することはできません。

審査請求に対する審判所長の裁決に不服がある場合は、訴訟を提起することができます。

＜3＞ 不服申立て前置主義（通則法第115条）

行政事件訴訟法では行政処分の取消しを求める裁判につき、直ちに裁判所に出訴するか、行政不服申立ての手続きを経たうえで出訴するかにつき選択を認めています（行訴法第8条第1項）。しかし、国税にかかる処分に対しては原則として再調査の請求及び審査請求を経由しなければ、訴訟を提起することができません（通則法第115条）。このことを「不服申立て前置主義」といいます。

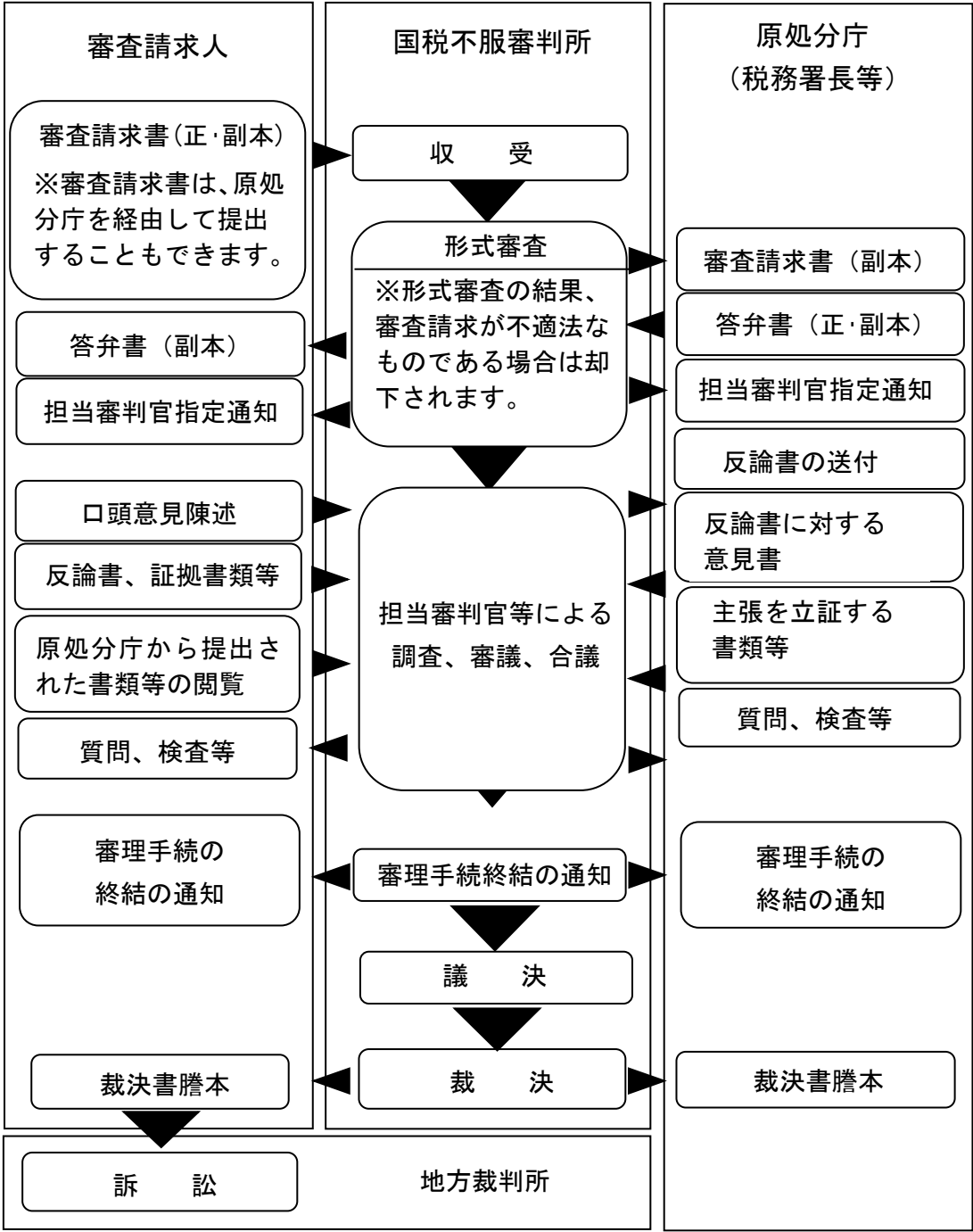
不服申立て前置主義が採用された趣旨は、「国税賦課処分が大量かつ回帰的で、当初の処分が必ずしも十分な調査等に基づいてなされない場合のあることに鑑み、事案を熟知し、事実関係の究明に便利な地位にある原処分庁に再審理の機会を与え、被処分者に簡易、迅速な救済の道を開くとともに、なお不服のある者に審査裁決庁の裁決を受けさせることとし、一面において審査裁決庁の負担軽減を図るとともに、

他面において納税者の権利救済に特別の配慮を払う目的」（最高裁昭 49. 7. 19 判決）からといわれています。

審判所の構成については、従来からその中立性に疑問が投げかけられていましたが、近年の経済取引の国際化、広域化等を背景とする事件が増加するなか、平成 19 年 4 月、高度な専門知識・経験等を有する民間人として税理士が公募により国税審判官として任用されることとなりました。

審査請求の流れ図

審査請求書が提出された後の一般的な審理の流れは次のようになっています。



※原処分庁等(税務署長等)は、裁決後、訴訟することはできません。(通則法第 102 条)

＜４＞ 課税処分の取消しを求める訴えの対象をめぐる見解の対立

課税処分の取消しを求める訴えの対象に関連し、申告の後に更正、あるいは更正又は決定の後に再更正がなされた場合、両者がいかなる関係になるかについて、従来から見解の対立があります。

1. 更正後に増額再更正がなされた場合の関係

更正処分がなされた後、更にこれを増額する再更正処分がなされた場合、当初の更正処分の取消しを求める訴えの利益があるのかどうかという問題です。

この点については、併存説と吸収説との見解の対立があります。

(1) 併存説

この説は、当初の更正処分と増額更正処分とはそれぞれ別個独立の行為として併存し、増額再更正の効力は、増加する部分の税額についてのみ生じ、当初の更正処分と増額再更正処分の両者で一個の納税義務を確定させるとする見解です。

(2) 吸収説

この説は、当初の更正処分は増額再更正処分の内容としてこれに吸収されて一体となり、その外形が消滅して、独立の存在を失うとする見解です。

この見解の立場では、増額再更正処分がなされると、当初の更正処分の取消しを求める訴えの利益が失われることになります。

判例は、吸収説を採用しており、更正処分がされた後、増額再更正処分がされたことにより、当初の更正処分の取消しを求める訴えの利益が失われたとして、これを却下すべきものとしています（最高裁昭 55. 11. 20 判決）。

2. 更正後に減額再更正がなされた場合の関係

更正処分がなされた後、更にこれを減額する再更正処分がなされた場合、当初の更正処分の取消しを求める訴えの利益があるのかどうかという問題です。

この点については、①併存説、②吸収説と③一部取消説の三つの見解があります。併存説と吸収説は、減額再更正の場合も先の増額再更正の場合と同様の考え方です。

一部取消説

この説は、減額再更正は更正とは別個独立の課税処分ではなく、課税要件事実を全体的に見直して行う更正の変更処分であり、更正により確定した税額を一部取消するという効果を持った処分であるとする見解です。

判例は、一部取消説の立場を採用しており、減額再更正処分がされた場合には当該再更正処分の取消しを求める訴えの利益はなく、専ら減額された当初の更正処分の取消しを求めれば足りるとしています（最高裁昭和 56. 4. 24 判決）。

3. 申告後に増額更正がなされた場合の関係

納税者の申告に対し、税務署長が増額更正処分をした場合、その更正処分の取消しを求める訴えにおいて、申告と増額更正はどのような関係になるのかという問題です。

この点についても、併存説と吸収説の見解の対立があります。併存説は、増額更正は、申告によって確定した税額に一定の税額を追加するものにすぎず（通則法第 29 条）、申告と増額更正の両方で税額を確定するという考え方で、多数説です。吸収説は、増額更正は、課税要件事実を全体的に見直し、納税義務の内容すなわち税額を総額的に確定する処分であって、申告にかかる税額に一定額を追加するものではなく（通則法第 24 条）、申告の効力はその中に吸収されるとする考え方です。

なお、申告額を超えない部分の取消しの訴えについては、判例は、申告額を超えない部分の取消しまでも求めることは、裁判所に減額更正を求めることにもなり、訴えの利益を欠くものとしています（京都地裁昭和 47. 4. 28 判決）。

4. 修正申告と更正との関係

（１）修正申告後に更正処分がなされた場合

修正申告をした後に増額更正があった場合、その更正処分の取消しを求める訴えにおいて、修正申告額を下回る部分の取消しを求めることができるかどうかとの問題です。

この点については、納税者は、修正申告により既に確定している税額等についてまで、後にされた増額更正処分の取消しを求める法律上の利益を有しないとされています（最高裁平成元. 3. 16 判決）。

（２）更正処分後に修正申告をした場合

更正処分の取消しを求める訴えの係属中に、納税者が更正処分における税額等を上回る税額等の修正申告をした場合、更正処分の取消しを求める訴えの利益が認められるのかどうかの問題です。

国税通則法では、更正又は決定を受けた者は、更正通知書又は決定通知書に記載された税額に不足額があるときに修正申告をすることができる旨規定されています（通則法第 19 条）。

よって、更正処分後に修正申告がなされた場合、納付すべき税額は（更正処分により）増額された部分を含む全額が即時確定するということができ、その限りで先になされた申告又は更正処分は、修正申告に吸収されて消滅し、当該更正処分の取消しを求める訴えの利益は存在しないことになります（最高裁平成 6. 12. 6 判決）。

5. 更正の請求の棄却処分と増額更正との関係

更正の請求の棄却処分と増額更正との関係は、更正の請求がしてある限り、増額更正の取消しを求める訴えにおいては、更正の請求に係る税額を超える部分の取消しを請求することができます。したがって、増額更正がなされた以上、更正の請求の棄却処分の取消請求は、訴えの利益を欠き、却下されることになります（大阪高裁平成 8. 8. 29 判決）。

Ⅱ. 訴訟手続き

<1> 税務訴訟における課税訴訟の特色

税務訴訟は、課税をめぐる「課税訴訟」と徴収をめぐる「徴収訴訟」に分類されます。税務訴訟の現状では、課税訴訟の大部分は、行政事件訴訟であるのに対し、徴収訴訟は、通常の民事訴訟がその多くを占めています。また、行政事件訴訟に属する課税訴訟のほとんどは「抗告訴訟」で、処分の取消しの訴え、裁決の取消しの訴え、無効等確認の訴え、不作為の違法確認の訴え等があります。抗告訴訟としての課税訴訟の特色は、不服申立て前置主義と原処分主義を挙げることができます。

【豆知識】「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいいます（行訴法第3条第1項）。抗告訴訟という用語は、行政庁の行政処分の取消しを求めて提起する訴訟の形態が、民事手続上の決定・命令という裁判に対する不服申立ての手続きである「抗告」に類似しているところに由来するといわれています。

<2> 行政訴訟としての税務訴訟

1. 取消訴訟

(1) 取消訴訟について

処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴えを併せて取消訴訟といいます（行訴法第9条）。

① 処分の取消しの訴え

行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為の取消しを求める訴訟をいい、裁決の取消しの訴えを除くものです（行訴法第3条第2項）。

課税処分や徴収処分は、法律に基づいて、正当な権限を有する税務署長等によって行われるものです。正当な権限を有する機関が取り消すまでは、有効なものとして取り扱われるという「公定力」があるため、この公定力を排除するために、裁判所の判決で処分を取り消してもらう必要があります。そのための訴訟が取消訴訟です。

② 裁決の取消しの訴え

審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しを求める訴訟をいいます（行訴法第3条第3項）。

裁決の取消しの訴えには、税務署長等がした決定の取消しの訴えと、国税不服審判所長がした裁決の取消しの訴えの2つがあります。

【豆知識】国税通則法では、税務署長等に対する再調査の請求と国税不服審判所長に対する審査請求の2種類の不服申立てを認め（通則法第75条）、再調査の請求に対する応答行為を「決定」、審査請求に対するものを「裁決」と呼んでいます（通則法第83条、第98条）。

(2) 原処分主義について

国税に関する処分における取消訴訟については、行訴法第10条2項に基づく原処分主義が適用されます。そのため、税務署長等の「決定」や国税不服審判所長の「裁決」の取消しを求める訴えにおいて主張できる違法事由は、裁決に固有の違法事由に限られます。具体的には下記の違法事由が考えられます。

- ① 裁決主体に関する違法 審判官でない者が関与した裁決等
- ② 裁決手続きに関する違法 答弁書の不送付、書類閲覧請求に対する閲覧拒否等
- ③ 裁決の形式に関する違法 書類によらない裁決、理由附記に不備のある裁決等

2. 無効等確認の訴え

(1) 無効等確認の訴えについて

無効等確認の訴えとは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟です（行訴法第3条第4項）。出訴期間や不服申立て前置の制限がありません。

処分の瑕疵には、「取消事由」としての瑕疵と、「無効事由」としての瑕疵があるため、行政事件訴訟法も取消訴訟の他に無効等確認の訴えを規定しています。

具体的には、更正・決定等の賦課処分、差押え等の滞納処分、青色申告承認取消処分、異議決定及び審査裁決の無効確認訴訟等があります。

(2) 無効事由について

課税処分や徴収処分といった国税に関する処分がどのような場合に無効となるかについて、現在の判例・学説では、その課税処分等に「重大かつ明白な瑕疵が存する」（最高裁昭48.10.2判決）かどうかによって判断されています。

また、「重大かつ明白な瑕疵というのは、『処分の要件の存在を肯定する処分庁の認定に重大・明白な瑕疵がある場合』を指すものと解するべきことは、当裁判所の判例である（最高裁昭34.9.22判決）。右判例の趣旨からすれば、瑕疵が明白であるというのは、処分成立の当初から、誤認であることが外形上、客観的に明白である場合を指すものと解するべきである。」（最高裁昭36.3.7判決）とし、「ここに客観的に明白ということは、客観的ということが主観的に対応する概念であるから、処分関係者の知、不知とは無関係に、特に権限ある国家機関の判断をまつまでもなく、何人の判断によっても、ほぼ同一の結論に到達し得る程度に明らかであることを指すものと解すべきである。」（最高裁昭37.7.5判決）としています。

3. 不作為の違法確認の訴え

不作為の違法確認の訴えとは、行政庁が法令に基づく申請に対し相当の期間内に何らかの処分又は裁決をしなければならないのに、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟です（行訴法第3条第5項）。具体的には、更正の請求に対する不作為違法確認訴訟、物納申請（相続税法第42条第1項）に対する不作為違法

確認訴訟、審査請求その他の不服申し立てに対する不作為違法確認訴訟、審査請求に対する不作為違法確認訴訟等があります。

4. その他

上記のほか、抗告訴訟の一類型として、行政庁が一定の処分をすべきことを命じることを求める訴え（義務付け訴訟）や行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟（差止め訴訟）が法定化されています（行訴法第3条第6項・第7項）。

＜3＞ 民事訴訟としての税務訴訟

1. 国家賠償請求について（国家賠償法）

国家賠償請求訴訟とは、国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うに当り、故意又は過失によって違法に損害を加えた場合に、国又は公共団体に損害賠償を求める訴訟です。

更正等の課税処分的前提としての税務調査が違法であった場合、それにより被った損害に対する国家賠償請求の可否が問題となるとともに、更正等の課税処分の取消事由となるかどうか問題となります。

2. 国家賠償訴訟における要件事実について

国又は公共団体の責任が認められるための要件は以下のとおりであり、そのすべてについて原告が主張立証責任を負っていると解されています。

- ① 行為の主体が国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員であること（公権力性）
- ② 公務員の職務行為であること（職務関連性）
- ③ 当該職務に違法性があること（違法性）
- ④ 公務員に故意又は過失があること（故意・過失）
- ⑤ 被害者に損害が発生したこと（損害の発生）
- ⑥ 公務員の行為と前記損害との間に因果関係があること（因果関係）

Ⅲ. 訴訟手続きの流れ

1 訴えの提起・訴状の提出

＜1＞ 訴えの提起・訴状の提出

裁判所で判決を得て紛争を解決したいときは、まず裁判所に「訴えの提起」をする必要があります。民事訴訟法では「訴えの提起」があった場合にのみ、判決に向けた手続きが開始されます。逆に言い換えれば、訴えが提起されない限り、裁判所の方から民事訴訟手続きを開始し判決をすることはありません（民訴法第246条）。このことを「訴

えなくして判決なし」の原則といい、処分権主義の建前に基づいて認められているものです。

【豆知識】「処分権主義」は、民事訴訟の対象が、通常私人が自由に処分することのできる権利関係であるため、これについて紛争が生じても、その紛争をどのような方法で解決するかということは紛争当事者の自由に委ねられるべきであり、国家権力がみだりに介入すべきでないという考え方（私的自治の原則）に基づいて認められているものです。

1. 訴えの提起

訴訟は、原告による訴えの提起によって開始されます。訴えの提起は、訴状を裁判所に提出することが要件となります（民訴法第 133 条第 1 項）。

2. 裁判の管轄権

訴えについて、裁判所が裁判をするためには、その事件がわが国の裁判所の裁判権に服する事件でなければなりません。また、どこの裁判所が裁判権を行使するかに関する定めを「管轄」といい、裁判権を行使できる権能を「管轄権」といいます。

なお、管轄違いの裁判所に訴えが提起され、応訴管轄も生じない場合、その裁判所で本案判決をすることは原則としてできませんが、裁判所は、訴えを却下するのではなく、申立てにより又は職権で管轄裁判所に移送するものとされています（民訴法第 16 条第 1 項）。

【豆知識】「応訴管轄」とは、被告が第一審裁判所において管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続きにおいて申述をしたときに生じる管轄で、その裁判所は、管轄権を有します（民訴法第 12 条）。

3. 取消訴訟の管轄

行政庁を被告とする取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地の裁判所の管轄に属します（行訴法第 12 条第 1 項）。従来、税務署長を被告とする課税処分又は決定の取消訴訟、国税不服審判所長を被告とする審査裁決の取消訴訟は、その税務署長又は国税不服審判所長の所在地の裁判所の管轄に属していましたが、被告が国（又は公共団体）となったため、被告の普通裁判籍（民訴法第 4 条）の所在地を管轄する裁判所の管轄に属するほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（「特定地方裁判所」）に提起することもできるようになりました（行訴法第 12 条第 4 項）。

また、行政訴訟の第一審の事物管轄を有する裁判所は、法律に特別の定めがない限り、地方裁判所です（裁判所法第 24 条）。なお、地方裁判所の支部は、行政訴訟を取り扱いません（地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第 1 条第 2 項）。

【豆知識】「事物管轄」とは、原則として訴訟の目的となる価額（「訴額」という）を基準として、第一審裁判所を定めることをいいます。民事訴訟の第一審裁判所は、地方裁判所又は簡易裁判所ですが、訴額が140万円以下のものは簡易裁判所、140万円を超えるものや不動産に関する訴訟は地方裁判所の事物管轄となります。

しかし、行政訴訟の第一審の裁判所は、訴額にかかわらず、法律に特別の定めがない限り、地方裁判所です（裁判所法第24条）。

＜2＞ 税務訴訟の関係当事者

1. 納税者側（第1審：原告）の体制

（1）訴訟代理人（弁護士）

訴訟においては、納税者自らが訴訟を行うことは可能ですが、納税者は訴訟に関する知識が乏しいことから、訴訟代理人に訴訟を委任することができます。訴訟代理人となり得る者は、法令により裁判上の行為を行うことができる代理人（※）のほか、地方裁判所以上の民事訴訟手続においては、原則として弁護士でなければなりません（民訴法第54条）。

※ 支配人（商法第20条）、船舶管理人（商法第697条）、船長（商法第708条）等があります。

（2）補佐人（税理士）

補佐人としての税理士の役割は、税務訴訟において、納税者の権利を救済するために、訴訟代理人である弁護士とともに出廷して、弁護士の訴訟活動を税務の専門家の立場から補佐し、自己の持つ税務に関する専門知識を駆使して、陳述をすることにあります。この補佐人の立場は、裁判所に対し、自己の経験から知ることのできた事実を単に供述する「証人」や、特別な学識経験を持つために知ることのできた、自ら経験した過去の具体的事実を供述する「鑑定証人」の立場とは異なります。

2. 国側（第1審：被告）の体制

（1）指定代理人制度

現在、わが国では、国の利害に関係のある訴訟に関しては、法務大臣に一元的な処理の権限を付与する訟務制度が採用されています。そして、行政庁の所管し、又は監督する事務に係る訴訟については、必要があると認めたときは、当該行政庁の意見を聴いた上、法務大臣は、行政庁の職員で法務大臣の指定するものにその訴訟を行わせることができるとされています（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第2条）。行政庁は、所部の職員でその指定するものに、当該行政庁の処分又は裁決に係る行訴法第1条第1項の規定による国を被告とする当該行政庁を当事者とする訴訟を行わせることができます（国

の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第5条)が、その指定された職員を「指定代理人」と呼び、税務訴訟においても、この指定代理人が訴訟事務を担当します。

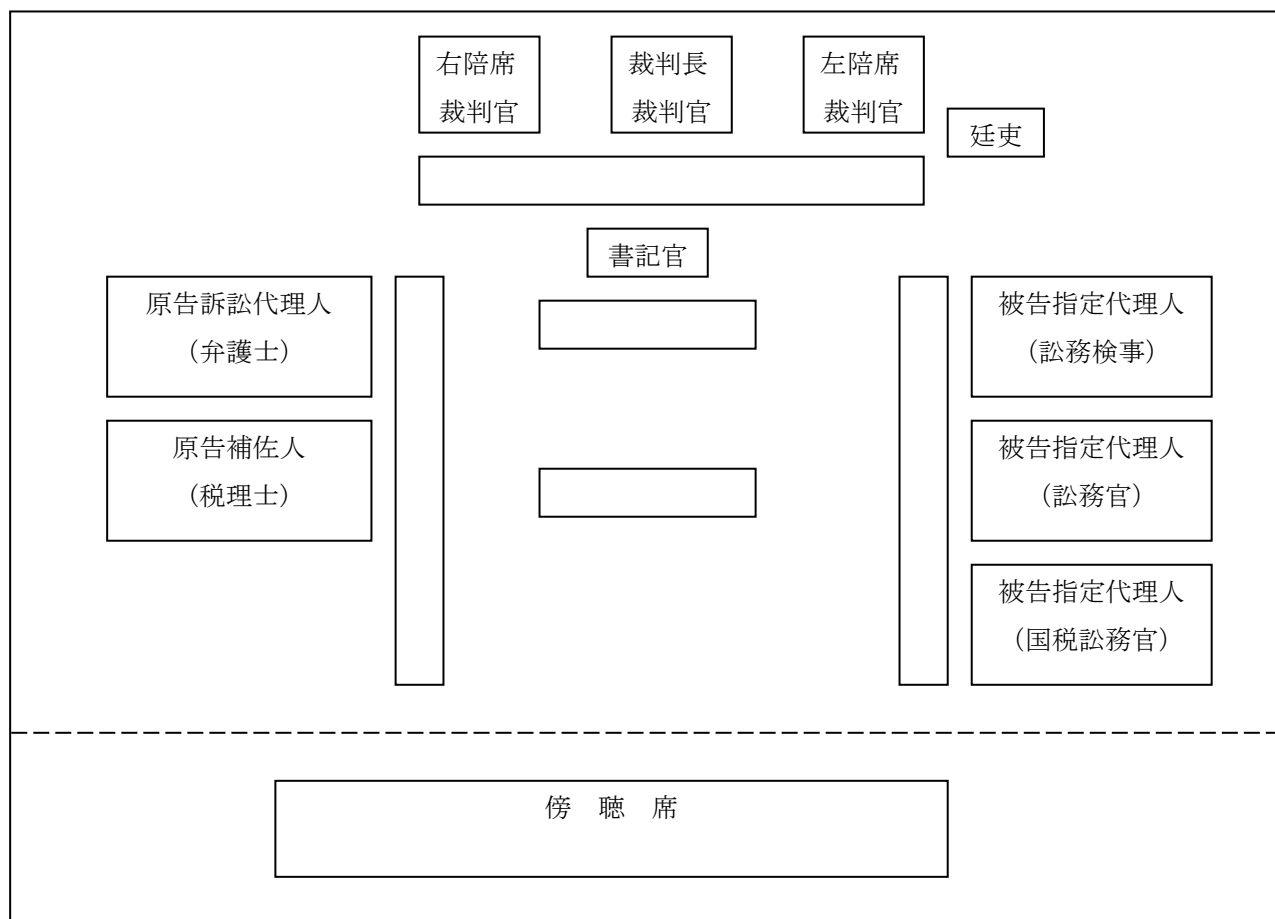
(2) 国税局における訴訟担当部局

国税組織において実際に税務訴訟を担当しているのは、各国税局及び沖縄国税事務所に所属している国税訟務官です。

(3) 法務局における訴訟担当部局

法務局の中には、租税の賦課処分及び徴収に関する訴訟を担当する訟務部があり、部付(訟務検事)、訟務管理官及び上席訟務官、訟務官が訴訟を担当しています。これらのうち、法曹資格を有しているのが訟務検事です。

法廷の構造と関係者の図



3. 税務訴訟において税理士が研鑽すべきテーマ

(1) 税務争訟と税務訴訟

「税務争訟」は、租税法律関係に関する争訟を意味し、行政庁に対する不服申立てと訴訟からなっています。

「税務訴訟」とは、この租税法律関係に関する訴訟のみをいい、具体的には、租税の賦課処分に関する課税訴訟と、租税の徴収に関する徴収訴訟の二つに大別されます。

(2) 税理士が補佐人となれる訴訟

税理士が補佐人として法廷で陳述できるのは、「租税に関する事項」を扱う訴訟です。この租税に関する事項を扱う訴訟が税務訴訟に該当し、税理士が関与できるのは、行政訴訟と民事訴訟に限られます。

したがって、租税負担を免れるために脱税したとして起訴されたほ脱犯を処罰する刑事訴訟は、税務訴訟に含まれないと解されており、税理士は補佐人にならないとされています。

(3) 訴訟の手続き調査

訴訟の手続きについて、行政訴訟では原則として訴訟手続の一般法である民事訴訟法によりますが、行政事件の特殊性に基づき行政事件訴訟法という特別の手続法が定められています。また、行政訴訟の類型に属する税務訴訟のうち、国税に関する法律に基づく処分に関する訴訟については、国税通則法が適用されます（通則法第114条）。

したがって、民事訴訟法の特別法が行政事件訴訟法であり、行政事件訴訟法の特別法が国税通則法という関係になります。

補佐人となる税理士は、法律関係の適用について、まず国税通則法から、次に行政事件訴訟法、続いて民事訴訟法を調べ、要件事実の該当性を検討することが重要になります。

(4) 民事訴訟実務

弁論主義の原則である民事訴訟においては、原告がその権利を主張するに当たって、原告に主張責任がある事実（要件事実）を主張すればよいのですが、逆にこの要件事実について主張をしていない原告の請求は、主張自体失当として棄却されることになります。

したがって、実体法を当てはめて理解するためには、要件事実論からの考察が必要不可欠になります。つまり、ある法律効果を発生させるために必要十分な法律要件とは何か、を考察する要件事実論の観点から租税法を読み解くことが、補佐人となる税理士として求められる研鑽課題であるといえます。

【豆知識】「**法律要件**」とは、権利義務関係を発生させる一定の社会関係をいい、「**法律効果**」とは、法律要件から生じる権利義務関係をいいます。例えば、売りたい、買いたいという意思表示が合致すれば売買契約という「法律要件」が成立し、その売買契約から売主の権利移転義務や買主の代金支払義務という「法律効果」が生じます。この法律要件・法律効果という概念は、社会関係を法的に処理するための基本的な概念です。

＜３＞ 訴状・準備書面の作成にあたって

以下のルールを意識して、納税者（原告）からの事情を聴取し、課税当局の処分理由を検討します。

1. 訴訟要件

課税処分の取消訴訟は、行政処分の公定力の排除を目的とする訴訟ですから、訴訟要件が定められています。この要件を欠く場合には、その訴えが不適法として却下されます（却下判決、又は「門前払い判決」ともいわれます）。

以下の要件を充足している場合には、本案の審理が進行します。

- ① **処分性** 処分取消しの対象は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」でなければなりません（行訴法第3条第2項）。
- ② **原告適格** その処分により、法律上の利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがある者が訴えを提起できます（行訴法第9条第1項）。
- ③ **狭義の訴えの利益** 法律上の利益の侵害が存続し、その回復のために処分の取消しが必要であるという状態でなければなりません（行訴法第9条第1項カッコ書）。
- ④ **被告適格等** 処分取消の訴えは、処分した行政庁の所属する国又は公共団体が被告になります。国税の課税処分取消訴訟の被告は、国になります（行訴法第11条第1項）。
訴状には、処分又は裁決をした行政庁を記載することとされています（行訴法第11条第4項）。原告が訴状に行政庁を記載しなかった場合等の制裁はありません。
他方、被告は、遅滞なく、裁判所に対し、処分又は裁決をした行政庁を明らかにしなければなりません（行訴法第11条第5項）。「遅滞なく」とは、通常、答弁書で明らかにすることを指します。
- ⑤ **裁判管轄** 課税処分取消訴訟は、その税務署の所在地の裁判所管轄になるほか、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁

判所（「特定地方裁判所」）にも、新たに提起することができる（行訴法第12条第1項、第4項）。

⑥ **出訴期間** 取消訴訟は、出訴期間の制限があり、処分又は裁決のあったことを知った日から6箇月以内に提起しなければなりません（行訴法第14条第1項）。

ただし、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り提訴することができません（行訴法第14条第2項）。

なお、出訴期間については、「知った日又は裁決の日」の翌日から起算します（行訴法第14条第3項、民法第140条）。

⑦ **不服申立て前置** 事前に審査請求についての裁決を経由しなければなりません（行訴法第8条第1項ただし書、通則法第115条第1項）。

訴訟における「訴えの利益」について

課税処分の取消訴訟における訴訟要件の一つに「訴えの利益」があります。国民が裁判を利用して紛争を解決するためには、司法機関、手続き及び規範によって公権的な解決を図るべき利益ないし必要性が要求されています。これが広い意味での訴えの利益といわれています。訴えの利益は、①取消請求の対象が訴訟の対象として判決で取り消すに適するものであること（訴えの対象）、②当該取消請求につき原告が訴訟を迫行する正当な資格を有すること（原告適格）、③当該取消請求の当否につき判決を受けるだけの法的利益ないし必要があること（狭義の訴えの利益）の三つの側面を有しています。課税処分や更正の請求に対する決定、審査裁決の直接の相手方である納税者は、その取消しを請求する原告適格を有しており、課税処分の取消訴訟で原告適格が問題になることはほとんどありませんが、狭義の訴えの利益を欠いたり、原告又は被告が当事者適格を有しない場合、その訴えは不適法として却下されることになります。

したがって、課税処分の取消訴訟においては、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為により納税者の権利・利益の侵害が存続し、その回復には課税処分の取消しが必要であるという状態でなければ、その訴えは不適法として却下されます。つまり、訴訟手続きによって解決するに足る正当な利益が認められることが必要であり、これを訴えの利益といいます。

出訴期間等の教示制度について

取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合（処分を口頭でする場合を除く）には、行政庁は、当該処分又は裁決の相手方に対し、

- ① 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者
 - ② 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間
 - ③ 法律に不服申立て前置の定めがあるときは、その旨
- を書面で教示しなければなりません（行訴法第46条）。

また、行政不服審査法による審査庁等の教示の方法についても、同様に書面で行わなければなりません（審査法第 57 条）。

2. 税務争訟の目的と訴訟物

審査請求及び取消訴訟を求める税務争訟の目的は、課税処分の取消しが主であり、その取消事由は、処分の違法性（適法要件を欠くこと）です。

したがって、取消訴訟での「訴訟物」は、課税処分の取消原因としての違法性一般（適法要件の欠陥一般）になります。

課税庁の処分が適法であるためには、実体上の適法要件と手続上の適法要件とが具備されていなければなりません。特に、実体上の適法要件が重要となります。

補佐人となる税理士にとって、租税法上の適法要件を把握することが、税務訴訟活動において大きな役割になります。関与する事案において、租税法上の適法要件が具備されているか否か、その適法要件の不存在を立証することができるか否かに力点が注がれます。

【豆知識】「訴訟物」とは、訴訟における審判対象のことをいい、原告の被告に対する一定の権利主張（権利・義務又は法律関係の存否の主張）で、訴訟上の請求ともいいます。

訴状では、請求の趣旨と請求の原因によって特定の法律的主張が明らかにされます。

3. 総額主義と争点主義

課税処分取消訴訟の訴訟物は、処分の違法性一般とされています（最高裁昭 62. 5. 28 判決）。

しかし、この通説の立場に立っても、処分の同一性をどのように捉えるかによって、訴訟物（審理の対象）が異なってきます。この点について総額主義と争点主義の見解の対立があります。

【豆知識】「処分の違法性一般」とは、処分の主体、内容、手続き、方式等のすべての面における違法のことをいいます。

「処分の同一性」とは、課税処分によって確定された税額が総額において租税実体法によって客観的に定まっている税額を超えていなければ、当該課税処分は適法であるということをいいます。

（1）総額主義

「総額主義」とは、課税処分の審理の対象は、処分を根拠づける一切の理由に及ぶという考え方をいい、具体的には、課税標準等又は税額等の客観的な総額がいくらであるかが審理の対象となるという考え方です。したがって、課税処分の取消しを求める訴えにおける訴訟物は、課税処分によって確定された税額（租税債務の内容）の適否であるとする見解です。

総額主義の考え方では、課税処分によって確定された税額が、総額において租税実体法によって客観的に定まっている税額を超えていなければ、当該課税処分は適

法とされます。税額を確定するには、処分理由が存在しなければなりません、この処分理由についても、客観的な処分理由が処分時に存在している限り、課税処分は適法とするものです。そして、審理の範囲は、課税処分によって確定された税額が総額において処分時に客観的に定まっている税額を上回るか否かを判断するために必要な事実の全てに及ぶことになります。

その反面、判決で、当該課税処分につき、税務署長が一定額を超えて認定したことは違法であるとして、この部分を取り消した場合には、判決の拘束力により、税務署長は、訴訟で主張しなかった理由をもって、その一定額を超える課税処分を再度行うことはできないことになります。したがって、総額主義によれば、紛争の一回的解決が図られるということができます。

総額主義の考え方によれば、課税処分において、税務署長がいかなる理由によって税額を認定しようとも、そのことは別として、結論としてその数額が処分時に客観的に存在した税額を上回らなければ、違法に納税義務を課したことにはならず、処分は適法とされます。

したがって、税務署長は訴訟の段階において、処分時に認定した処分理由に拘束されることなく、事実を追加・変更するなどして処分理由を差し替えることは可能ですし、当該課税処分に係る税額を維持するための一切の理由を主張することができます。

(2) 争点主義

「争点主義」とは、課税処分の審理の対象は、処分を根拠づける理由の一部に限定されるという考え方をいい、具体的には、争訟で争われる事項（争点）のみが審理の対象であるという考え方です。したがって、課税処分における訴訟物は、当該処分理由との関係における税額の適否であるとする見解です。

争点主義の考え方では、税務署長が処分時に認定した処分理由に誤りがあれば、仮に他に所得があり、客観的な税額が数額において課税処分認定された税額を上回っていたとしても、課税処分は違法として取消しを免れないことになります。

争点主義における審理の範囲は、処分時の認定理由の存否に限定され、それのみを争点として審理が行われ、訴訟の段階で処分理由を差し替えることは許されません。

現行法上、税務署長の判断の慎重・合理性を担保して恣意を抑制するとともに、不服申立てに便宜を与えるために、青色申告に対する更正や決定又は審査裁決にも理由の附記が求められています。したがって、審理の対象（訴訟物）は、処分理由との関係における税額の適否であり、課税処分の理由とされた基本的課税要件事実の同一性が失われるような理由の差替えは許されないことになります。一方、原告も、処分理由たる基本的課税要件事実と無関係な事実を処分の違法理由として提出することはできません。

その反面、判決で、当該課税処分を違法とする判断がなされても、その違法判断は税務署長が処分時に現実に認定した理由に係るものですから、更正・決定の除斥期間内であれば、新たな理由に基づいて再更正をすることも許されます。したがって、争点主義は、訴訟の遅延防止や法的手続きにおける権利保護の観点では理がありますが、紛争の一回的解決が図られないという難点があります。

(3) 判例は、総額主義の立場

判例は、総額主義の立場を採っています。最高裁平成4年2月18日第三小法廷判決では、「課税処分の取消訴訟における実体上の審判の対象は、当該課税処分によって確定された税額の適否であり、課税処分における税務署長の所得の源泉の認定等に誤りがあっても、これにより確定された税額が総額において租税法規によって客観的に定まっている税額を上回らなければ、当該課税処分は適法というべきである。」としています。

総額主義・争点主義の比較表

	総 額 主 義	争 点 主 義
訴 訟 物	課税処分によって確定された税額の適否	処分理由との関係における税額の適否
訴訟における攻撃防御	処分に係る税額を維持するための一切の理由主張ができる	処分理由に誤りがあれば、課税処分は違法として取り消される
審 理 の 範 囲 (争点)	処分時の税額が客観的に定まった税額を上回るか否かを判断する全ての事実にあぶ。処分理由の差替えも可能。	課税処分時の認定理由の存否に限定される。処分理由の差替えは原則としてできない。
判 決 の 拘 束 力	確定税額を超える新たな課税処分ができない。 紛争の一回的解決が図られる。	除斥期間内であれば、新たな処分理由に基づく再更正ができる。

4. 処分理由の差替えの可否

すべての行政処分については、事実上の基礎と法律上の根拠が必要です。これを「処分理由」といいます。課税処分の取消しを求める訴えにおいては、処分行政庁又は被告が課税標準等又は税額等の認定の基礎となる事実上及び法律上の理由を主張し、審査裁決庁又は裁判所がその適否を判断するのですが、処分行政庁等が審査請求や訴訟において、課税処分の適法性を維持するために、課税処分時に現実に認定した処分理由とは異なる理由等を主張できるか、また、審査裁決庁は、新たに別の理由が提出された場合に、それを取り上げて判断の対象とすべきかどうか、という処分理由の差替えの可否の問題があります。このように処分理由の差替えにつ

いては、税務争訟の対象や税務訴訟の訴訟物並びに行政手続き等に関連する重要な問題点を含んでいます。

この点について、総額主義においては、処分理由の差替えは審査請求の審理又は訴訟における口頭弁論の終結時まで原則として認められることになります（非制限説）が、争点主義によれば、処分理由の差替えは原則として認められないことになります（制限説）。

（１）非制限説

税務署長は、課税処分の適法性を維持するため、処分時の認定理由に拘束されることなく、訴訟の段階で、その後に新たに発見した事実を追加し、あるいは上記事実と交換することにより、処分理由を口頭弁論の終結に至るまで、随時差し替えることができるという見解です。

判例は、**総額主義に基づく非制限説**の立場を採っています。

（２）制限説

課税処分における審理の範囲は、課税処分によって認定された処分理由が正当か否かという点にのみ限定されることから、税務署長は課税処分の適法性を維持するため、訴訟の段階において上記処分理由以外の理由を新たに主張することは許されないという見解です。

（３）白色申告における処分理由の差替えの可否

判例は、白色申告の場合については、審査請求についても、また取消訴訟についても、総額主義の立場をとり、理由の差替えを認めています。しかし、国税不服審判所では、納税者の権利救済の観点等から争点主義的運営がなされています。

（４）青色申告における処分理由の差替えの可否

現行法上、青色申告に対する更正処分には理由の附記が求められています。この趣旨は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与えることにあります（最高裁昭和 38. 5. 31 判決）。もし、処分理由の差替えを自由に認めることになれば、理由を附記しないで処分を行うのと結果的には同じこととなり、理由附記を要求した法の趣旨に反することにもなりかねません。

しかし、判例は、処分理由の差替えの可否について、総額主義における非制限説と制限説に分かれ、必ずしも明確ではありません。非制限説の考え方は、青色更正についてのみ理由の差替えを許さず、白色更正についてこれを認めるとするのは均衡を失し、合理的ではない（最高裁昭和 49. 7. 19 判決ほか）等の理由から、差替えを認めるとするものです。一方、制限説の考え方は、総額主義を採りながらも、不服審査、訴訟の段階で処分理由の差替えを許せば、税務署長は処分時に慎重な調査を行わず、単に理由附記の形式を整えただけの事実の裏付けのない暫定的な理由を附記して青色更正をするおそれがあること。その場合、納税者とし

ては、不服審査、訴訟の段階で初めて税務署長から真実の処分理由を明らかにされることになるから、準備不十分のまま審理に臨まざるを得ない状態におかれることになるが、それでは理由附記の趣旨が没却されてしまうし、附記理由不備の瑕疵は治癒されないとした最高裁判例（昭和 47. 3. 31 ほか）の理論にも反するなどの理由から、差替えを認めないとするものです。

5. 実体上の適法要件

課税処分による税額は、租税実体法に照らして正しいものでなければなりません。税額は、租税法の定めるところにより客観的に決まりますが、課税処分による税額が租税法の定めよりも超過すると、その処分は適法ではない、つまり違法となり、課税処分の取消事由になります。

いかなる計算過程を経て、課税標準及び税額が算出されたのかについて、具体的事実に基づいて処分した課税庁に立証責任があります。

租税債務が成立するためには、租税法に必要な要件が定められています。具体的には、①課税・徴収権者、②納税義務者、③課税物件、④課税物件の帰属、⑤課税標準、及び⑥税率ですが、これらのすべてが充足されないと租税債務は成立しません。

したがって、補佐人となる税理士は、これらの要件事実がすべて充足しているのか否か、具体的事案に当てはめて検討する必要があります。また、課税要件が充足している場合でも、その租税債務として納付すべき税額が租税法に照らして、処分によって命じられた金額の範囲内であるか否かを検討する必要があります。

例えば、所得金額の算出に必要な個々の所得発生原因がこれらの要件事実（所得金額は、計算の結果であって具体的事実ではない）に該当し、個別事案における所得発生原因や必要経費（実額課税における通説）という「主要事実」が充足しているのか否かを検討することが必要です。

【豆知識】「要件事実」とは、権利の発生・変更・消滅等の法律効果を導くために必要な構成要件として実体法に定められたものです。

「主要事実」とは、構成要件に該当する具体的事実（請求を理由づける事実）です。

「間接事実」とは、主要事実の存否を経験則上推認させるような事実のことをいいます。

6. 手続上の適法要件

実体上の課税要件の充足によって成立した納税義務（租税債務）を税務官庁が具体的な納税義務として確定するための手続きが手続上の要件です。

税務調査における調査の適法性については、課税庁に主張・立証責任があります。

税務調査や更正時等における理由附記等、推計課税の必要性、除斥期間等について著しく違法な手続きがなかったか否かが問題となる点です。

「重大な違法」がある場合は、課税処分の取消原因となります（そうでない場合は、直ちに取消原因となるわけではありません）。

手続上の適法要件の存在については、被告処分庁に主張・立証責任がありますが、実務においては、原告からの主張がないかぎり、この点については適法であることに争いがないものとして取り扱われます。

手続上の違法が課税処分に与える影響は議論のあるところですが、課税庁側にすれば、申告漏れや脱税等の結果が出ているのに、税務調査等に行き過ぎがあったからといって処分が違法になるというのは納得しがたいところです。それでは脱税など摘発できないという思いもあるでしょう。しかし、違法な調査であっても、申告等に誤りが発見されれば、結果として課税処分自体は取り消されることがないというのでは、違法調査を抑制できません。それでは納税者の法律上の利益が保護されません。裁判所は、前記のように「重大な違法」の存否を基準にしていると思われます。

7. 主張・立証における責任分配の考え方

税務訴訟も民事訴訟のルールに基づいて争われます。民事訴訟では、原告が提起した訴訟物（税務訴訟では、課税処分の違法性が争点）の存否につき裁判所の審理・判決を求めるものです。

権利の発生、変更、消滅等の法律効果の発生が認められるためには、その要件事実が欠けることなく存在する必要があります。訴訟においてその存在が争われるとき、証拠によって立証しなければならず、この立証ができなかったときはその法律効果が認められないことになります。

このように、訴訟上、ある要件事実の存在が真偽不明（いわゆる灰色）に終わったために、その法律効果の発生が認められないという不利益を「立証責任」といいます。

このような立証責任が、訴訟上、いずれの当事者に帰属するか（立証責任の分配）は、その要件事実の存在が認められたならば発生するであろう法律効果との関係で論理的、客観的に定まるとするのが通説です。

この考え方から、その法律効果の発生によって利益を受ける側の当事者に立証責任があることになります。

具体的には、税務訴訟では課税処分の違法性が訴訟物ですから、原告となる納税者は、課税処分の違法性を主張すれば主張責任としては足ります。だからといって、原告が課税処分の違法性について積極的な主張や立証活動をしなくてもよいというわけではありません。

これに対して、被告となる税務署長等は、課税処分が適法であることを主張・立証することになります。

8. 原告となる納税者からの事情聴取と補佐人としての手順

- (1) 補佐人である税理士は、上記 1 から 7 の税務訴訟の基本的なルールを念頭において、原告となる納税者からの事情聴取に立ち会います。
- (2) (1) の事情聴取をもとに、原告側の主張における実体・手続上の争点を整理し、それが証拠によって立証できるかどうかを検討します。
- (3) (2) の争点について、一定の論理構成ができれば、訴訟代理人と協議し、訴状や準備書面において、原告側の主張を展開することになります(書面の起案)。

2 訴状の作成

<1> 訴状の記載事項

訴状が適法な方式であるためには、次の記載事項が必要です(民訴法第 133 条第 2 項)。

【様式例 3】訴状 参照

1. 当事者及び法定代理人

未成年者や成年被後見人が当事者となる場合、実際に訴訟を行う者を明記する目的で法定代理人を記載します。

任意の訴訟代理人(弁護士)を選任した場合も記載します。本人訴訟の場合は記載する必要がありません。

法人が当事者である場合、代表者を記載する必要があります。

2. 請求の趣旨

原告が求める判決の結論で、判決主文に対応するものを記載します。

行政庁を被告とする取消訴訟における具体的な主な記載例

① 更正処分があった場合

「被告が平成 29 年 9 月 1 日付でした原告の平成 28 年 1 月 1 日開始相続にかかる相続税の更正処分のうち課税価額 1 億円、納付すべき相続税 25,583 千円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。」

② 決定処分があった場合

「被告が平成 29 年 9 月 1 日付でした原告の平成 28 年分相続税の決定処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。」

③ 更正の請求に理由がない旨の通知処分があった場合

「被告が平成 29 年 9 月 1 日付でした原告の平成 28 年分相続税に係る更正すべき理由がない旨の通知処分を取り消す。」

④ 審査裁決があった場合

「被告が平成 29 年 9 月 1 日付でした原告の平成 28 年分相続税につき、〇〇税務署長が行った更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分に対する原告の審査請求を棄却する旨の裁決を取り消す。」

3. 請求の原因

原告が請求を特定するのに必要な事実をいい、いかなる権利義務その他の法律関係の存否を主張しているかを特定するために記載します。訴訟物たる権利義務その他の法律関係を他の権利義務その他の法律関係と誤認混同しない程度に必要な事項を記載することで足りる。

課税処分の取消訴訟では、取消しを求める課税処分の存在（いつ・誰が・どのような内容の処分をしたか）と、それが違法であることを請求原因として記載すれば主張責任としては足りる。

もともと、税務訴訟では、不服申立てを経る段階で既に双方の主張は出尽くしているのが通常で、争点も予め明確となっている場合が少なくありません。しかし、原告が当初からその争点を主張することまでは妨げられていません。

すなわち、訴状には、請求の趣旨及び請求の原因を記載するほか、請求を理由づける事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、その事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならず、訴状に事実についての主張を記載するには、できる限り、請求を理由づける事実についての主張と当該事実に関連する事実についての主張とを区別して記載しなければなりません（民訴規則第 53 条第 1 項、第 2 項）。

（1）請求を理由づける事実についての主張

① 事実上の主張

その主張する権利義務その他の法律関係を基礎づける法律要件を満たす主要事実が認められることを裁判所に説明する必要があります。

② 法律上の主張

そのような事実があることによりどうしてその請求ができるのか、法令の解釈適用に基づく主張を記載します。

（2）立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠

その事件における争点はどこにあるのか、その争点についてどのような証拠があるのか、争点ごとに間接事実や直接証拠・間接証拠を記載します。

立証を要する事由ごとに、攻撃又は防御の方法を記載した訴状は、準備書面を兼ねるものとしています（民訴規則第 53 条第 3 項）。

なお、予想される争点を記載するので、記載がないからといって訴えが却下されることはありません。

その他、原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）を記載します（民訴規則第 53 条第 4 項）。

＜2＞ 添付書類

- ① 証拠となるべき文書の写し（「重要な書証」）（民訴規則第 55 条第 2 項）
- ② 法人が当事者の場合、代表者の商業登記簿謄本又は資格証明書の添付（民訴規則第 15 条、第 18 条）
- ③ 訴訟代理人（弁護士）を選任した場合は、原告の委任状の添付（民訴規則第 23 条第 1 項）

（参考）その他の訴訟手続上重要な事項を証明する書面
補佐人を選任した場合は、補佐人選任届の添付

【様式例 4】補佐人選任届 参照

＜3＞ 手数料（貼用印紙）

【別紙 1】参照

原告が訴えで請求する利益によって訴訟物の価額（訴額）が決まります。その訴額に対応した印紙を手数料として訴状に貼付します（裁判所提出用のみ）。この訴訟物の価額は、本税のみで加算税を含まないところで計算します。

【豆知識】「訴額」とは、原告の主張が認容されたときに原告が直接に享受する経済的利益を金銭で評価した額をいいます。

③ 訴状審査

訴状が提出されると、裁判所は、その訴状の記載事項を記載しているか、訴額に応じた印紙が貼付されているかを形式的に審査します。

審査で記載等に不備があれば、裁判長が補正命令を出します（民訴法第 137 条第 1 項）。

または、裁判所書記官に命じて補正を促します。これらの補正に応じない場合は、裁判長は命令で訴状を却下できます（同法第 137 条第 2 項）。これは、適法な方式である訴状と認められないので原告に返却するという趣旨のものです。

④ 訴状の送達

裁判所に受理された訴状は、その副本が被告に送達されます（民訴法第 138 条第 1 項）。

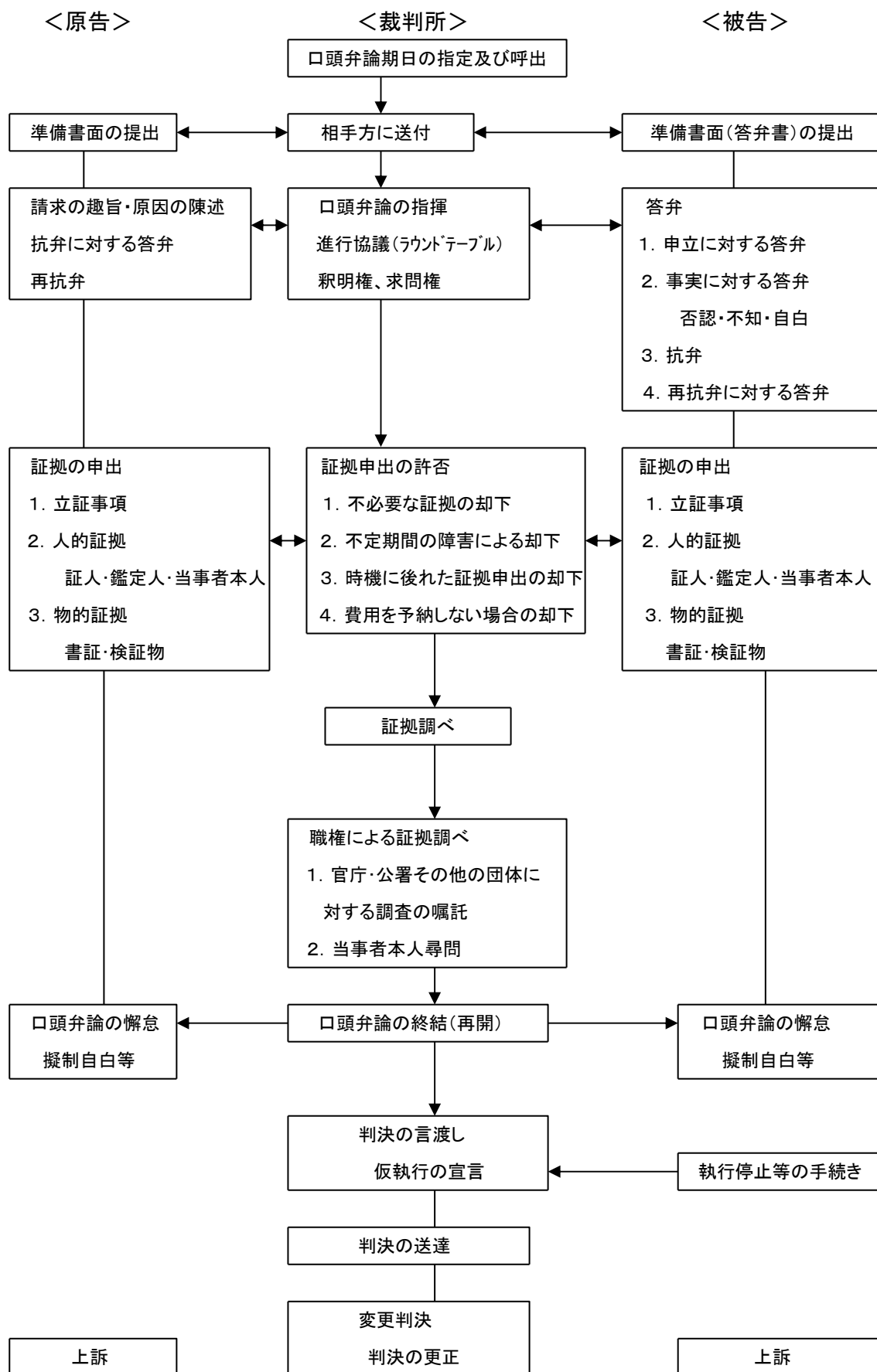
この送達によって、初めて被告が訴えられたことを知り、対立当事者として関与することになる重要な手続きで、訴訟要件とされています。有効な送達がされないと訴えは却下されます。

なお、この送達の際、裁判所は、訴訟審理を始めるための第 1 回口頭弁論期日を指定し、被告を呼び出す「呼出状」を同時に送付します。

【様式例 5】口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状 参照

5 口頭弁論期日の指定及び呼出

訴訟手続きの流れ図



＜1＞ 弁論の手続き

1. 口頭弁論とその準備

(1) 口頭弁論

裁判所が、本案判決をするためには必ず当事者の口頭弁論の手続きを経なければなりません。これを「必要的口頭弁論の原則」といい、この口頭弁論とは、当事者が相互に自分の言い分を口頭で述べ合うことをいいます。そして、口頭弁論において原告は、本案判決の申立てをし、事実関係を主張し、その主張を証明するために証拠を提出することになります。また、被告は反対の申立てをし、その事実関係を主張し、その主張を証明するための証拠を提出することになり、裁判所は、口頭弁論において提出された事実関係と証拠を総合して、原告の請求に理由があるかどうかを判断することになります。口頭弁論は、裁判長が指揮をします（民訴法第148条第1項）。

(2) 第1回口頭弁論期日の指定と当事者の呼出し

口頭弁論は、公開の法廷で裁判官の面前に当事者を対席させて行うため、訴訟手続きが開始されると、裁判所は第1回口頭弁論期日を指定して、当事者である原告と被告を口頭弁論期日に呼び出すことになります（民訴法第139条）。この場合被告に対しては、口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が訴状副本と一緒に裁判所から送達されます。

【様式例5】口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状 参照

(3) 最初の期日における当事者一方の欠席

第1回口頭弁論期日に、当事者の一方が欠席したとき、又は出席したが本案の弁論をしないときは、裁判所は、その者が提出した訴状又は答弁書その他の準備書面に記載した事項を陳述したものとみなし（これを「擬制陳述」という）、これと出席当事者の弁論を突き合わせて審理します（民訴法第158条）。なお、欠席当事者が答弁書や準備書面で争うことを明らかにしていない事実は、自白したものとみなされます（民訴法第159条第1項、第3項。これを「擬制自白」という）。請求の原因について擬制自白が成立すると、弁論を終結することができます（民訴法第244条）。

(4) その後の口頭弁論期日及び続行期日における当事者の欠席

第1回口頭弁論期日で口頭弁論が終結することはまれで、通常は口頭弁論が続行され、期日を重ねることになります。この場合、口頭弁論期日が数回にわたったとしても、一期日で行われたかのように一体を成すものとして評価されます。これを「口頭弁論の一体性」といいます。なお、続行期日において当事者が欠席した場合は、すでにこれまでの弁論がありますから、一方が欠席しても出頭した当事者に弁論をさせることができます。ただし、相手方が欠席している口頭弁論期日においてできる陳述は、相手方に送達された準備書面に記載された事項に限られます（民訴法第161条第3項）。もっとも一方が欠席しますと、出席当事者の陳述については、弁論の全趣旨により争ったと認められない限り、自白したものとみなされるおそれ

があります（民訴法第 159 条第 3 項により第 1 項を準用）。なお、双方が欠席した場合は、もはや弁論をすべき当事者がいないことになりますから、その期日は延期にして終わるしかありませんが、この場合に、裁判所が次回期日を指定せず当事者も 1 か月以内に期日指定の申立てをしないとき及び裁判所が指定した次回期日に再度当事者双方が欠席したときは、訴えは取り下げられたものとみなされます（民訴法第 263 条）。さらに、裁判所は、当事者の双方又は一方が欠席した場合、審理の現状や当事者の訴訟追行の状況を考慮して終局判決をすることができます（民訴法第 244 条）。

2. 弁論主義

裁判所の判決の基礎となる資料は、原則として口頭弁論から導かれなければなりません。民事訴訟手続きでは、本案判決のための資料を提出するのは、当事者の責任であり、権能であるという建前が採られており、この建前を「弁論主義」といいます。

（1）内容

弁論主義の内容は、一般に、①主張責任、②自白の拘束力、③職権証拠調べの原則的禁止が挙げられます。

① 主張責任

当事者が口頭弁論において主張しない主要事実は、判決の基礎にすることができません。

② 自白の拘束力

当事者間に争いのない主要事実は、そのまま判決の基礎としなければなりません。

③ 職権証拠調べの原則的禁止

争いのある事実に関する証拠資料は、原則として当事者の申し出た証拠方法から獲得することが必要です。

（2）釈明権

民事訴訟手続きが弁論主義のため、資料の提出は当事者の責任ですが、裁判所は、ただ傍観者的立場に立っているわけではなく、裁判長は、口頭弁論の期日又は期日外において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すことができます（民訴法第 149 条第 1 項）。これを「釈明権」といいます。裁判長は、釈明権の行使により、訴状の請求の趣旨又は請求の原因その他答弁書や準備書面における当事者の事実上及び法律上の主張のうち、その趣旨が不明確なものや矛盾するものについて、これらの点を指摘して、当事者の真に言おうとする陳述の趣旨を明確にすることができます。また、当事者も相手方の主張に対し、漫然と認否を示すばかりでなく、その趣旨が不明瞭な

ものに対しては、その旨を記載した書面等で、裁判長に釈明を求めることができます（民訴法第 149 条第 3 項）。

（３）釈明処分

裁判所は、取消訴訟その他処分又は裁決の違法性又は効力の有無が争われる訴訟において、審理の充実及び促進を図るため、行政庁に対し、処分の理由を明らかにする資料の提出等を求めることができます（行訴法第 23 条の 2）。裁判所が職権で行い、当事者は不服申立てをすることができないなど、民事訴訟法第 151 条の特則と位置付けられます。

⑥ 答弁書の提出

1. 答弁書の意義

答弁書は、被告の作成する準備書面で、訴状に基づく原告の主張に対する被告の本案の申立て等を記載して最初に提出する準備書面をいいます。準備書面は、当事者があらかじめ口頭弁論において陳述しようとする事項を書面に記載して、裁判所及び相手方に通知し、それに対する準備をしておく機会を与える書面をいいます。

【様式例 6】答弁書 参照

2. 答弁書の内容（実質的記載事項）

答弁書に記載されるべき実質的記載事項は、請求の趣旨に対する答弁、訴状に記載された事実に対する認否及び抗弁事実、立証を要する事由ごとに当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠です（民訴規則第 80 条第 1 項）。

ア 請求の趣旨に対する答弁

請求の趣旨とは、原告が訴状に記載した原告が求める判決の結論部分であり、これに対して、被告がどのように対処するか（例「原告の請求を棄却する。」）を記載する部分が、請求の趣旨に対する答弁です。

イ 訴状に記載された事実に対する認否

答弁書では、原告が訴状の請求の原因欄に記載した事実を認めるかどうかを記載しなければなりません。請求の原因に対する被告の認否には、次のものがあります。

（a）認める

被告が、原告の訴状に請求の原因として記載されている事実について、その通り間違いないと考えるときは、「認める」という陳述をします。

被告が、原告の主張事実を認めると自白となり、証拠を要しないのみならず、裁判所としては、これに反する認定は許されなくなります。また自白をした当事者は、原則としてその自白を撤回することができないこととなります。

(b) 否認する

被告が、原告の訴状に請求の原因として記載されている事実について、真実でない、そのような事実は存在しないと考えるときは、「否認する」という陳述をします。被告が否認した事実については、原告において証明しなければなりません。否認された事実は争点となり、裁判所は原則として、当事者が申し出た証拠によって事実関係を認定したうえで、判決をすることになります。

(c) 知らない（不知）

知らない事実が訴状に請求の原因として記載されているときは、「知らない」又は「不知」という陳述をします。「知らない」又は「不知」の陳述は、否認と推定されます。

(d) 争う

請求の原因として記載されている中には、往々にして法律上の主張（例「被告のなした課税処分は違法である」）が入っていることがあります。被告としてこの法律上の主張を認めない場合には、「争う」という陳述をします。

(e) 沈黙

被告が、以上のような認否を全くせず、沈黙をした場合については、原則として、請求の原因として記載された事実を自白したものとみなされます。

ウ 抗弁事実

答弁書の内容は、請求の趣旨に対する答弁及び請求の原因に対する認否にとどまらず、原告主張の事実は存在したが、別の事実が存在したために、原告が主張するような法律上の効果は発生しなかったとか、原告主張の事実から原告が主張するような権利は発生したが、その権利は別の事実が存在したために消滅したと主張して、原告の請求を争うこともできます。このような弁論を「抗弁」といい、そのうち相手方の主張を排斥するために私法上の形成権を行使する抗弁のことを「権利抗弁」とよび、これに対して、相手方の主張を排斥するために別の事実を主張する抗弁を「事実抗弁」とよびます。

エ 立証を要する事由ごとに当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠

答弁書は、最初に提出される準備書面ですから、紛争の核心を速やかに裁判所に理解させるためにも抗弁の骨組みだけの要件事実にとどまらず、証拠の検討や事実関係の綿密な調査から得られた関接事実を答弁書において被告の主張として記載します。

3. 答弁書提出の効果

答弁書は、これに記載した事項について相手方が準備をするのに必要な期間をおいて、裁判所に提出しなければなりません（民訴規則第79条第1項）。裁判長は、答弁書の提出をすべき期間を定めるとされており（民訴法第162条）、答弁書を提出せずに第1回口頭弁論期日に出頭しない場合には、原告の主張を自白したもの、つまり、訴状に記載された内容を認めたものとして、欠席のまま裁判されることがあります。これを「自白の擬制（欠席裁判）」といいます（民訴法第159条）。

7 準備書面の提出

当事者が、口頭弁論において、陳述しようとする事項を記載した書面を「準備書面」といい、口頭弁論期日前に相手方が準備するのに十分な期間をおいて、相手方に直接送付し、裁判所にも提出しなければなりません（民訴規則第83条）。

これは、口頭弁論期日において当事者がどのような主張をするのかを予告することにより、相手方と裁判所の準備を促し、口頭弁論の充実を図るために取られている措置です。

準備書面には、攻撃又は防御の方法、相手方の請求及び攻撃又は防御の方法に対する陳述を記載しなければなりません（民訴法第161条第2項）が、特に事実上の主張を記載する場合には、できる限り、請求を理由づける事実、抗弁事実又は再抗弁事実についての主張とこれらに関連する事実についての主張とを区別しなければなりません（民訴規則第79条第2項）。

なお、被告の本案の申立てを記載した準備書面を特に「答弁書」といいますが、原告又は被告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしないときは、裁判所は、その者が提出した訴状又は答弁書その他の準備書面に記載した事項を陳述したものとみなし、出頭した相手方に弁論をさせることができます。これを「訴状等の陳述の擬制」といいます（民訴法第158条）。

【様式例7】準備書面 参照

8 証拠調べ

1. 証拠の申出

証拠の申出は、証明すべき事実を特定して申し出なければなりません（民訴法第180条）。

証拠の申出がなされると、却下又は証拠調べを認める決定がなされます。

2. 証拠の種類

（1）証拠の種類

① 書証 文書に記載されているものです。

- ② **人証** 人の供述した内容のことです。
- ③ **検証** 裁判官が現地等に赴き、裁判官自身が直接確認、認識するものです。
- ④ **鑑定** 特別な学識経験を有する第三者に専門知識に基づいて報告させるものです。
- ⑤ **調査嘱託** 裁判所が行うもので、必要な調査を内外の官庁公署・学校その他の団体に嘱託するものです。

(2) 書証

① 書証とは

書証は証拠の中で、最も一般的かつ重要な証拠です。書証の証拠調べは文書の意味内容を証拠調べの対象とし、結果を事実認定の資料とするものです。

② 書証の申出

書証の申出は、原則として文書を提出して行います（民訴法第 219 条）。書証の申出は、一般に証明すべき事実を特定してしなければなりません。さらに通常は、書証の申出前に証拠説明書（文書の標目、作成者、立証趣旨等を明示）を提出すべきものとされています。

③ 文書提出命令の申立て

証拠となる文書を当事者が所有していない場合もあります。この場合、当事者は裁判所に相手方若しくは第三者の所有する文書の提出を命じてもらうことができます（民訴法第 223 条）。これを、「文書提出命令の申立て」といいます。

文書提出命令の申立ては、文書の表示、文書の趣旨、文書の所持者、証明すべき事実、文書の提出義務の原因を明らかにして、書面でしなければなりません（民訴法第 221 条）。

④ 文書提出命令に従わない場合

・所持者が相手方の場合（民訴法第 224 条）

所持者である相手方が文書提出命令に従わないときは、その文書の記載に関する相手方の主張を真実であると認めることができます。

・所持者が第三者の場合（民訴法第 225 条）

20 万円以下の過料に課せられます。

(3) 人証

証人尋問と当事者本人尋問があります（民訴法第 190 条～第 211 条）。

① 証人尋問（民訴法第 190 条～第 206 条）

当事者の申出によって行われます。当事者（代理人を含む）以外の第三者の証人を尋問し、その供述内容を証拠とする証拠調べです。証人は宣誓したうえで供述を行うことになります。証人が正当な理由なく出頭・宣誓・供述をしなかったときは、制裁があります。虚偽の供述をしたときは偽証罪に問われます。

【様式例 8】宣誓書 参照

② 当事者本人尋問（民訴法第 207 条～第 211 条）

当事者の申出又は裁判所が職権で行います。当事者本人を尋問し、その供述内容を証拠とする証拠調べです。第三者と同じく宣誓して供述します。当事者本人が正当な理由なく、出頭・宣誓・供述しなかったときは、相手方主張が真実と認められることがあります。

③ 交互尋問（民訴法第 202 条）

申出をした当事者がまず尋問（主尋問）を行い、次に相手方当事者が尋問（反対尋問）を行います。再主尋問・再反対尋問・・・というように必要なときは裁判長の許可を受け、続いていきます（民訴規則第 113 条）。最後に裁判長が尋問（補充尋問）を行います。

3. 自由心証主義（民訴法第 247 条）

裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断します。これを「自由心証主義」といいます。

4. 主張・立証責任

（1）主張責任

弁論主義を採用しているため、裁判官が判決の基とする事実、当事者が口頭弁論で主張した事実に限られます。

したがって、当事者は自己に有利な事実を主張しなければ、その事実はないものと扱われ、結果として、不利な判決が出ることとなります。

この自己に有利な事実を主張する責任を「主張責任」といいます。

（2）立証責任

申出のあったすべての証拠を調べ、弁論の全趣旨を総合しても、どちらともいえない（真偽不明）ということもあります。そこで、口頭弁論で主張された事実が真偽不明である場合に、いずれの当事者の不利益に取り扱うべきかに関するルールが必要となります。このルールが「立証責任」といわれるものです。

さらに、どちらが立証責任を負うかを定めたルールが、「立証責任の分配」といわれるものです。

具体的には、ある特定事実の存在があつて法律上の権利の発生等が認められる場合、その特定事実の存在を立証する責任の分配が定められ、次の 4 つのケースに分けられます。それぞれ自己に有利な法律効果がある方が立証責任を負います。

① 法律上の権利の発生に当たる原因となる事実（権利根拠規定）

権利が発生したことを主張する当事者が立証責任を負います。

② 法律上の権利が発生しなかったことの原因となる事実（権利障害規定）

権利が発生しなかったことを主張する当事者が立証責任を負います。

③ 法律上の権利の消滅にあたる原因となる事実（権利消滅規定）

権利が消滅したことを主張する当事者が立証責任を負います。

④ 法律上の権利が一時的に阻止される原因となる事実（権利阻止規定）

権利行使を阻止しうることを主張する当事者が立証責任を負います。

また、自己が立証責任を負う事実を証明するための証拠を「本証」といい、それを否認する相手方の提出する証拠を「反証」といいます。

（３）適時提出主義と時機に後れた攻撃・防御方法

攻撃・防御の方法は、訴訟の進行状況に応じて適切な時期に提出しなければなりません（民訴法第 156 条）。

当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて行った攻撃・防御方法については、裁判所が、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めたときは、申立て又は職権で却下の決定をすることができるとされています（民訴法第 157 条）。

【豆知識】 攻撃防御方法

口頭弁論においては、当事者双方が、自己の申立てを理由付ける資料を提出するわけですが、このうち、原告が自己の申立てを理由づけるために提出する一切の資料を「攻撃方法」、被告が反対の申立てを理由付けるために提出する一切の資料を「防御方法」といい、両者を合わせて「攻撃防御方法」といいます。

9 判決の言渡し

<1> 判 決

裁判所は、訴訟の全部又は一部が、裁判をするのに熟したときは、終局判決をします（民訴法第 243 条第 1 項、第 2 項）。

判決は、言渡しによってその効力を生じます（民訴法第 250 条）。判決の言渡しは、原則として口頭弁論の終結の日から 2 か月以内にしなければなりません（民訴法第 251 条第 1 項）。また、当事者が在廷しない場合でもすることができます（同法第 251 条第 2 項）。判決の言渡しは、公開の法廷で、裁判長が判決書の原本に基づいて主文を朗読する方式で行われます（民訴法第 252 条）。

判決書には、

- ① 主文
- ② 事実及び理由
- ③ 口頭弁論の終結の日
- ④ 当事者及び法定代理人

⑤ 裁判所

等を記載する必要があります（民訴法第 253 条）。

＜2＞ 判決の種類

1. 訴訟判決

訴訟判決とは、いわゆる門前払いと呼ばれている判決です。要するに、訴訟要件が欠けているときに訴えを不適法として却下する判決のことです。

2. 本案判決

本案判決とは、原告の請求それ自体について判断した判決です。

① 請求認容（一部認容）判決

請求認容判決とは、原告の請求を理由ありとして、これを認める判決です。また、原告の請求に一部理由があると裁判所が認めるときは、一部認容判決があります。

② 請求棄却判決

請求棄却判決とは、原告の請求を理由なしとして、これを棄却する判決です。

＜3＞ 違法判断の基準時

一般に、行政処分取消訴訟においては、その処分がされた時点と判決の時点との間に時間的隔たりがあります。この場合、

いつの時点の法令、事実関係を基準としてその処分の違法判断をすべきかが問題となります。見解には、処分時説と判決時説がありますが、通説・判例は、処分時説にたっています。

① 処分時説

行政処分が行われた時点における法令及び事実関係を基準として、その処分の違法性を判断すべきとする見解です。

② 判決時説

事実審の口頭弁論終結時点における法令及び事実関係を基準として、行政処分の違法性を判断すべきとする見解です。

＜4＞ 判決の効力

1. 既判力

同一当事者間の同一紛争の蒸し返しを防ぐため、判決の確定後、同一事項について当事者は後の裁判で別途争うことができず、また、裁判所も前の確定判決と異なる判断をすることができません。このように法律関係についての判断が、それ以後の裁判の内容を拘束することを「既判力」といいます。既判力には、客観的範囲と、主観的範囲があります。

① 既判力の客観的範囲

既判力は、原則として、判決主文に示された訴訟物である権利義務等の法律関係の存否の判断について生じます。したがって、既判力は、判決理由中の判断については生じません（民訴法第114条）。

② 既判力の主観的範囲

既判力は、原則として、原告と被告に対して生じます（その承継人を含む）。また、当事者が他人のために原告、被告となった場合は、その他人についても生じることとされています（民訴法第115条）。

③ 既判力の時的限界

既判力は、事実審の口頭弁論終結時における事実状態を前提にして生じるものであり、事実審の口頭弁論終結後に事情変更があった場合には、もはや既判力は及びません。このことを「既判力の時的限界」といいます。

反対に、事実審の口頭弁論終結前にすでに存在した事実以後で気が付いたとしても、既判力によって確定した判断を覆すことはできません。

このように既判力は、事実審の口頭弁論終結時における事実状態を前提とするため、事実審の口頭弁論終結時は、「既判力の基準時（標準時）」と呼ばれます。

【豆知識】「事実審」とは、民事・行政訴訟では第一審、控訴審が事実審であり、上告審が法律審です。したがって、「事実審の口頭弁論終結時」とは、通常は控訴審の口頭弁論終結時を指します。「事実審」自体は事実問題ばかりでなく法律問題をも審理認定する審級です。

2. 執行力

被告に対して、一定の給付をすべきことを命じる判決を求める給付の訴えでは、判決が確定すると、その判決を強制執行によって実現することができるようになります。これを「執行力」といいます。

3. 形成力

法律関係の形成を求める形成の訴えでは、判決の確定により、その主文に示された法律関係の変動が生じることになります。これを「形成力」といいます。

例えば、原告納税者が勝訴し、課税取消訴訟の取消判決が確定した場合、課税処分は遡って効力を失うこととなります。すなわち、課税庁による処分の取消しを必要とせずに、取り消された課税処分は、当然に失効します。

<5> 判決以外の終了原因

1. 訴えの取下げ

訴えは、判決が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができます（民訴法第 261 条第 1 項）。この場合、その訴訟の訴訟係属は遡って消滅し、それまでの訴訟行為はすべて効力を失います。

原告の単独行為として行うことができますが、相手方が答弁書や準備書面を提出し、弁論準備手続において陳述をし、又は口頭弁論をした後の訴えの取下げは、被告の同意が必要です（民訴法第 261 条第 2 項）。訴えが取り下げられると、初めから訴えが係属していなかったとみなされ、同じ事件について再び訴えを提起することができます（民訴法第 262 条第 1 項）。しかし、判決の後に訴えが取り下げられた場合、同一の訴えの提起をすることはできません（民訴法第 262 条第 2 項）。

2. 請求の放棄・認諾

「請求の放棄」とは、原告が自己の請求に理由がないことを自ら認める訴訟上の陳述をいいます。

「請求の認諾」とは、被告が原告の請求に理由があることを自ら認める訴訟上の陳述をいいます。

請求の放棄・認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有します（民訴法第 267 条）。

3. 訴訟上の和解

裁判所は、訴訟の進行程度を問わず和解を試みることができます（民訴法第 89 条）。

また、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができます（民訴法第 265 条）。

和解を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有します（民訴法第 267 条）。

10 上 訴

判決に不服のある当事者には、控訴及び上告という不服申立手段が認められています。

<1> 控 訴

控訴は、地方裁判所又は簡易裁判所が第一審としてした終局判決に対してすることができます（民訴法第 281 条）。税務訴訟の場合は、地方裁判所が第一審となります。

控訴の提起は、判決書の送達を受けた日から 2 週間の不変期間内に、控訴状を第一審裁判所に提出してしなければなりません（民訴法第 285 条、第 286 条）。

【様式例 9】控訴状 参照

<2> 上 告

控訴審判決に不服がある当事者は、上告をすることができます。

上告は、高等裁判所が第二審又は第一審としてした終局判決に対しては、最高裁判所に、地方裁判所が第二審としてした終局判決に対しては高等裁判所にすることができます（民訴法第 311 条第 1 項）。税務訴訟の場合は、第二審が高等裁判所となりますので、上告は、最高裁判所に対してすることになります。

上告は、控訴判決の送達を受けた日から 2 週間の不変期間内に原裁判所（高等裁判所）に上告状を提出してしなければなりません。

【様式例 10】上告状 参照

上告は、法令違反を理由としてのみ許されており、事件の事実関係については原判決が適法に確定した事実拘束されます（民訴法第 321 条）。

＜3＞ 上告理由

最高裁判所に対する上告は、憲法違反があることを理由にできます。また、代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと等、一定の重大な手続き上の違反があった場合も上告理由となります（民訴法第 312 条）。

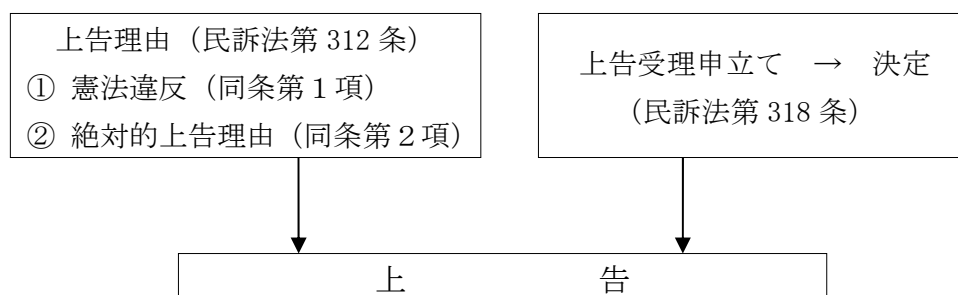
＜4＞ 上告受理の申立て

＜3＞ の上告理由以外にも、上告受理申立てによる裁量上告制も採用されています。最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例と相反する判断がある事件、法令の解釈に関する重要な事項を含む事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができます（民訴法第 318 条）。

【様式例 11】上告受理申立書 参照

【様式例 12】上告状兼上告受理申立書 参照

最高裁への上告



11 判決の確定

判決が、その手続内で取り消される可能性のなくなった状態を、「判決の確定」といいます。上告審判決のように、もはやそれ以上、上訴の許されないものは、言渡しとともに確定します。当事者が、あらかじめ不上訴の合意をしていた場合もこれに準

じます。これに対して、下級審判決は、当事者双方ともに上訴手段が尽きたときに確定します。

つまり、

- ① 上訴期間が徒過すれば、その期間満了のとき
- ② 上訴期間満了前でも、当事者が上訴権を放棄すれば、その放棄のとき
- ③ 適法な上訴があれば、上訴棄却の判決が確定したとき
- ④ 上訴を不適法として却下した判決が確定すれば、遡って上訴期間満了のときにそれぞれ確定します。

12 強制執行手続き

強制執行は、確定判決、仮執行の宣言を付した判決等により行われます（民事執行法第 22 条）。税務訴訟の場合、例えば、過誤納金返還請求訴訟における原告勝訴の判決には、執行力が認められます。

13 国税庁の取扱い変更

最高裁判所の確定判決によっては、従前の解釈で過大納付が発生している納税者の権利救済につながることもあります。

一例としては、贈与・相続により取得した資産を譲渡した場合の譲渡所得の取得費について、租税特別措置法において株式等に係る譲渡所得等関係の取扱いが明記され、所得税基本通達が新設されました（60-2）。これは、贈与によって取得したゴルフ会員権を受贈者が自己名義にするための手数料は、同会員権を取得するための付随費用に当たり、「資産の取得に要した金額」として譲渡所得の収入金額から控除すべきものとされた所得税更正処分取消請求事件（平成 13 年（行ヒ）第 276 号）に係る最高裁判決（平 17. 2. 1）に伴って変更されました。

納税申告書を提出した者又は決定を受けた者は、その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき等には、一定の期間において、その該当することを理由として更正の請求をすることができます（通則法第 23 条第 2 項）が、その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈その他の国税庁長官の法令の解釈が、更正又は決定に係る訴えについての判決等に伴って変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより、当該課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなったことを知ったことは、法定申告期限後に生じたやむを得ない理由に該当しますので、当該理由が生じた日の翌日から起算して 2 か月以内に更正の請求をすることができます（国税通則法施行令第 6 条第 1 項第 5 号）。

税理士は、これら法令等の取扱い変更について留意し、納税者に不測の損害を被らせないように、予防治学的に努めなければなりません。

第3章 設例に基づく記載例

1. 事件の概要

甲論乙駁（以下「X」という）の父乙は、平成31年1月1日に死亡した。乙は生前不動産賃貸業を営んでいたが、保有財産に占める預金の割合が少なく、死後のXの相続税の支払いを心配していた。

そこで、取引先の銀行に相談したところ、時価と相続税評価額の乖離が大きく、相続税の節税効果が大きいため、いわゆる「タワーマンション」の取得を勧奨された。

乙はこの勧奨に基づき、同行から4億円の借入を実行し、全てをタワーマンション取得に充当し、賃貸の用に供した。タワーマンションの取得後2年余りを経過した後乙は死亡し、Xは乙の相続財産を財産評価基本通達（以下「評基通」という）の定めに基づき評価した申告書を△△税務署に提出した。尚、乙の相続人は一人である。

その後、△△税務署長、役所公平（以下「Y」という）はタワーマンションにかかる相続税評価額は評基通6（下記参照）を適用すべきであるとして、下記の「乙の相続財産及びその評価額並びに更正処分の内容」のとおり、相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。Xはこれを不服として下記「Xの本事件に係る税務争訟の経緯」に沿って行政不服申立及び行政事件訴訟を行った。

財産評価基本通達6

この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。

2. Xの本事件に係る税務争訟の経緯

H31. 1. 1	Xの父乙死亡	R 2. 12. 1	棄却の決定書の送達
R 元. 9. 1	相続税申告書提出	R 3. 1. 10	審査請求書提出
R 2. 9. 1	更正処分の通知	R 3. 3. 10	棄却の裁決書の送達
R 2. 9. 10	再調査の請求書提出	R 3. 4. 1	訴訟提起

【乙の相続財産及びその評価額並びに更正処分の内容】

項 目	当初申告	更正処分
タワーマンション取得前の財産	4億円	4億円
タワーマンション	1億円	4億円
銀行借入金	△4億円	△4億円
差引正味財産	1億円	4億円
相続税	25,583千円	1.4億円
過少申告加算税	—	15,883千円

3. Xの主張

本件タワーマンションの評価は下記の事由により評基通の定めにより評価することが適法であり、Yの処分は違法である。

- ① 評基通が定める一般的な評価方法による財産評価は合理性を有しており、相続税法第 22 条にいう時価を超えない限り適法である。
- ② 評基通による評価が時価の評価として合理性を有しているから、納税者間の公平性
の見地から全ての納税者との関係で評基通による評価を行う必要がある。
- ③ 本件は租税負担の公平を著しく害することが明らかであるとして、評基通によらないことが相当と認められる場合には該当しない。

4. Y の主張

本件タワーマンションの評価を評基通の定めにより行うことは、同評基通を形式的に適用し、租税負担のみを回避することを目的としており、他の納税者との間で租税負担の公平を著しく害する結果を招来するので、評基通 6 を適用することは合理的であり、適法である。

【様式例 1】再調査の請求書

再調査の請求書

(初葉)

①令和2年9月10日

② _____ △△ 税務署長 殿
_____ 国税局長 殿

再調査の請求人	③ 住所又は所在地(納税地)	〇〇市〇区〇〇町〇丁目×番〇号	郵便番号
	④ (フリガナ) 氏名又は名称	(コウロン オツバク)	〇〇〇-〇〇〇〇
	⑤ 個人番号又は法人番号	甲論 乙駁	電話番号
			〇〇 (0000) 0000
⑥は総代表者又者	住所又は居所(フリガナ)氏名	()	※ 個人番号の記入に当たっては、左端を空欄にしてください。
			郵便番号
			—
			電話番号
⑦代理人	住所又は居所(フリガナ)氏名	△△市△△町〇丁目〇番△号 (キンゼイ タロウ) 近税 太郎	()
			郵便番号
			△△△-△△△△
			電話番号
			△△ (△△△△) △△△△

下記の処分について不服があるので、再調査の請求をします。

再調査の請求に係る処分の内容へ原処分√	⑧ 原処分庁	(△△) 税務署長・() 国税局長・その他()			
	⑨ 原処分日等	原処分(下記⑩)の通知書に記載された年月日		令和2年 9月 1日付	
		原処分(下記⑩)の通知書を受けた年月日		令和2年 9月 2日	
	⑩ 原処分名等 (「税目」欄及び「原処分名」欄の該当番号をそれぞれ○で囲み、「対象年分等」欄は、「原処分名」ごとに記載した上で「税目」欄において○で囲んだ再調査の請求に係る処分の税目の番号を括弧書で記載してください。)	税 目	原 処 分 名	対 象 年 分 等	
		1 申告所得税	① 更 正	平成31年1月1日相続開始	
		2 復興特別所得税	2 決 定		
		3 法人税	3 加算税		
		4 復興特別法人税			a 過少申告加算税の賦課決定
		5 地方法人税			b 無申告 加算税の賦課決定
		6 消費税及び地方消費税			c 重 加算税の賦課決定
⑦ 相続税		4 更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知			
8 贈与税		5 青色申告の承認の取消し	以後		
9 ()		6 その他()			
10 源泉所得税	7 納税の告知				
11 復興特別所得税	8 加算税	a 不納付加算税の賦課決定			
		b 重 加算税の賦課決定			

※整理欄	通信日付印年月日		整理簿	連絡せん	番号確認	身元確認	確認書類		
	年 月 日	確認					個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()		
	・ ・								

※整理欄は、記載しないでください。(不服1)

(次葉)

		再調査の請求人の氏名又は名称			
⑪ 再 調 査 の 請 求 の 趣 旨	★ 原処分の取消し又は変更を求める範囲等について、該当する番号を○で囲んでください。 1 : 全部取消し …… 初葉記載の原処分の全部の取消しを求める。 ② : 一部取消し …… 初葉記載の原処分のうち、次の部分の取消しを求める。 3 : 変 更 …… 初葉記載の原処分について、次のとおりの変更を求める。 ★ 上記番号2の「一部取消し」又は3の「変更」を求める場合には、その範囲等を記載してください。 甲論乙駁の当初申告にかかる課税価額の合計額 1 億円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分				
	★ 取消し等を求める理由をできるだけ具体的に記載してください。 なお、この用紙に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。				
	⑫ 再 調 査 の 請 求 の 理 由	役所公平はタワーマンションを評基通6を適用して評価し、相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った。しかし、下記の理由により評基通6を適用したことは違法である。			
		① 評基通が定める一般的な評価方法による財産評価は合理性を有しており、相続税法第 22 条にいう時価を超えない限り適法である。			
② 評基通による評価が時価の評価として合理性を有しているから、納税者間の公平性の見地から全ての納税者との関係で評基通による評価を行う必要がある。					
③ 本件は租税負担の公平を著しく害することが明らかであるとして、評基通によらないことが相当と認められる場合には該当しない。					
⑬ 添付書類等 (★該当番号を○で囲んでください。)	⑭ 原処分があったとき以後に納税地の異動があった場合				
① : 委任状 (代理人の権限を証する書類) 2 : 総代選任書 3 : 再調査の請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料 4 : その他 ()	1 : 原処分をした税務署長又は国税局長 ⇒ (△△) 税務署長・ () 国税局長 2 : 原処分の際の納税地 ⇒				
⑮ 不服申立期間経過後に、再調査の請求をすることとなった理由					

※補正欄	補正した日	補正箇所	補正内容

(不服 1)

正
本

収
受

審 査 請 求 書 （ 初 葉 ）

（注）必ず次葉とともに、**正副2通**を所轄の国税不服審判所に提出してください。

国 税 不 服 審 判 所 長		① 審 査 請 求 年 月 日		令和 3年 1月 10日	
審 査 請 求 人	② 住 所 ・ 所 在 地 (納 税 地)	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇市〇区〇〇町〇丁目×番〇号		電話番号 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
	③ (ふ り が な) 氏 名 ・ 名 称	(こうろん おつばく 甲 論 乙 駁)	④ 個人番号又は法人番号		
	⑤ 総代又は法人の代表者	住所・所在地	〒 -	電話番号	()
	(ふりがな) 氏 名 ・ 名 称	総代が互選されている場合は、総代の選任届出書を必ず添付してください。			
代 理 人	⑥ 住 所 ・ 所 在 地	〒 △△△ - △△△△ △△市△△町〇丁目〇番△号		電話番号 △△ (△△△△) △△△△	
	(ふ り が な) 氏 名 ・ 名 称	(きんぜい たろう 近 税 太 郎)	委任状（代理人の選任届出書）を必ず添付してください。		
審 査 請 求 に 係 る 処 分 （ 原 処 分 ）	⑦ 原処分庁	(△△) 税務署長・() 国税局長・その他 ()			
	⑧ 処分日等	原処分(下記⑨)の通知書に記載された年月日	平成・令和 2 年 9 月 1 日付	更正・決定・加算税の賦課決定などの処分に係る日付であり、再調査の決定に係る日付とは異なりますから御注意ください。	
		原処分(下記⑨)の通知を受けた年月日	平成・令和 2 年 9 月 2 日		
	⑨ 処分名等 (該当する番号を○で囲み、対象年分等は該当処分名ごとに記入してください。)	税 目 等	処 分 名		対 象 年 分 等
		1 申告所得税（復興特別所得税がある場合には、これを含む。）	① 更正（更正の請求に対する更正を含む。）		平成31年1月1日 相続開始
		2 法人税（復興特別法人税又は地方法人税がある場合には、これを含む。）	2 決定		
		3 消費税・地方消費税	3 青色申告の承認の取消し		
		④ 相続税	4 更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知		
		5 贈与税	⑤ 加算税の賦課決定 a 過少申告加算税 b 無申告加算税 c 重加算税		
		6 源泉所得税（復興特別所得税がある場合には、これを含む。）	6 その他		
7 滞納処分等		1 納税の告知			
8 その他	2 加算税の賦課決定（ a 不納付加算税、 b 重加算税 ）				
⑩ 再調査の請求をした場合	再調査の請求年月日：平成・令和 2 年 9 月 10 日付				
	◎ 該当する番号を○で囲んでください。				
	① 再調査の決定あり……………再調査決定書の謄本の送達を受けた年月日：平成・令和 2 年 12 月 1 日				
	2 再調査の決定なし				

※ 審 判 所 整 理 欄	受 付 態 様	確 認	整理簿記入	本人確認	番号確認	身 元 確 認	本人確認書類
	通信日付 郵送等 (. .) 持参					本人 代理人	個人番号カード／通知カード 運転免許証 その他 ()

審査請求書（次葉）

		審査請求人（氏名・名称）	甲論 乙駁
⑪ 審査請求の趣旨	◎ 原処分（再調査の決定を経ている場合にあっては、当該決定後の処分）の取消し又は変更を求める範囲等について、該当する番号を○で囲んでください。 なお、次の番号2の「一部取消し」又は3の「その他」を求める場合には、その範囲等を記載してください。 1 全部取消し …… 初葉記載の原処分の全部の取消しを求める。 ② 一部取消し …… 初葉記載の原処分のうち、次の部分の取消しを求める。 3 その他 …… [] [一部取消しを求める範囲] 甲論乙駁の当初の申告にかかる課税価額の合計額1億円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分		
⑫ 審査請求の理由	◎ 取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。 役所公平はタワーマンションを評基通6を適用して評価し、相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った。しかし、下記の理由により評基通6を適用したことは違法である。 ① 評基通が定める一般的な評価方法による財産評価は合理性を有しており、相続税法第22条にいう時価を超えない限り適法である。 ② 評基通による評価が時価の評価として合理性を有しているから、納税者間の公平性の見地から全ての納税者との関係で評基通による評価を行う必要がある。 ③ 本件は租税負担の公平を著しく害することが明らかであるとして、評基通によらないことが相当と認められる場合には該当しない。		
⑬ 正当な理由がある場合	◎ 下記の場合には、原則として審査請求をすることができませんが、「正当な理由」がある場合には審査請求をすることができます。下記に該当する審査請求をされる場合には、「正当な理由」について具体的に記載してください。 - 再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過していない。 - 原処分があったことを知った日（原処分に係る通知書の送達を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して3月を経過している。 - 再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月を経過している。 - 原処分に係る通知書の送達を受けた場合を除き、原処分があった日の翌日から起算して1年を経過している。 [正当な理由]		
⑭ 添付書類	◎ 添付する書類の番号を○で囲んでください。 ① 委任状（代理人の選任届出書）又は税務代理権限証書 2 総代の選任届出書 3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料 4 原処分の通知書の写し 5 再調査決定書の謄本の写し（再調査の決定がある場合） 6 個人番号確認書類	7 身元確認書類 8 書類の送達先を代理人とする申出書 9 その他	

- 審査請求書の記載に当たっては、別紙「審査請求書の書き方」を参照してください。
- この用紙に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。
- 証拠として提出された書類を審査請求書（副本）の添付書類として原処分庁に送付することは行いません。

1号様式（次葉）

【様式例3】訴状

収入

訴

状

印紙

令和 3 年 4 月 1 日

⑨ 大阪地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 弁護士 法 尾 守 ⑩
原告補佐人 税理士 近 税 太 郎 ⑩

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇区〇〇町〇丁目×番〇号

原 告 甲 論 乙 駁

〒□□□-□□□□
□□市□□町〇丁目△番□号

法尾守法律事務所（送達場所）
同訴訟代理人弁護士 法 尾 守
電 話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〒△△△-△△△△
△△市△△町〇丁目□番△号

原告補佐人税理士 近 税 太 郎
電 話 △△-△△△△-△△△△
FAX △△-△△△△-△△△△

〒 ー

被 告 国 代表者 法務大臣
処分行政庁 △△税務署長

相続税更正処分取消請求事件

訴訟物の価額 1 1 4, 4 1 7 千円

貼用印紙額 3 6 5 千円

- ⑨ 裁判所の管轄権 （どこの裁判所に訴状を提出するか） 行政事件訴訟法第12条
- ① 東京地方裁判所（国を被告とするから）
 - ② 処分行政庁を管轄する地方裁判所
 - ③ 原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（原告が京都府に居住しているなら大阪地裁）

第1 請求の趣旨

1. 被告が令和2年9月1日付で行った原告の平成 31 年1月1日開始相続にかかる相続税の更正処分のうち課税価額1億円、納付すべき相続税 25,583 千円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
2. 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

第2 請求の原因

1. 原告は平成 31 年1月1日に開始した相続にかかる相続税申告書に課税価額1億円、相続税 25,583 千円と記載し、法定申告期限内の令和元年9月1日に申告した。
2. ところが被告は令和2年9月1日付で原告に対し課税価額4億円、相続税 1.4 億円とする更正処分(以下「本件更正処分」という)及び過少申告加算税 15,883 千円の賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」という、本件更正処分と本件賦課決定処分を併せて「本件各処分」という)をした。
3. 原告は本件各処分を不服として、令和2年9月 10 日に被告に対し再調査の請求を行ったが、同年 12 月1日に棄却の決定を受けた。
4. そこで原告は令和3年1月 10 日、国税不服審判所長に対し、本件各処分について審査請求を行ったが、同年3月 10 日原告は棄却の裁決書の送達を受けた。
5. しかしながら本件各処分には相続財産の一部の評価に評基達6を適用しており、同財産の時価を過大に評価した本件更正処分は違法である。
6. よって原告は本件各処分の取消しを求める。

証 拠 方 法

追って準備書面をもって明らかにする。

附 属 書 類

- | | |
|-----------|----|
| 1. 訴訟委任状 | 1通 |
| 2. 補佐人選任届 | 1通 |

【様式例4】補佐人選任届

事件番号 令和〇〇年(ワ)第 号 相続税更正処分取消請求事件

原告 甲 論 乙 駁

被告 国 (処分行政庁 △△税務署署長)

補 佐 人 選 任 届

令和 3年 4月 1日

大阪地方裁判所
民事部 御中

原告訴訟代理人
弁護士 法 尾 守

頭書の事件について、税理士法第2条の2により、下記の税理士を補佐人に選任する。

記

〒△△△-△△△△

△△市△△町〇丁目□番△号

電 話 △△-△△△△-△△△△

FAX △△-△□□□-□□□□

税理士 近 税 太 郎

△△税理士会所属 (登録番号〇〇〇〇〇号)

以上

※登録事項証明書又は税理士証票の写しを添付

【別紙 1】 訴え提起等の手数料（印紙貼付額）

一	訴え（反訴を除く。）の提起	訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額
		（一） 訴訟の目的の価額が 100 万円までの部分 その価額 10 万円までごとに 1,000 円
		（二） 訴訟の目的の価額が 100 万円を超え 500 万円までの部分 その価額 20 万円までごとに 1,000 円
		（三） 訴訟の目的の価額が 500 万円を超え 1 千万円までの部分 その価額 50 万円までごとに 2,000 円
		（四） 訴訟の目的の価額が 1 千万円を超え 10 億円までの部分 その価額 100 万円までごとに 3,000 円
		（五） 訴訟の目的の価額が 10 億円を超え 50 億円までの部分 その価額 500 万円までごとに 1 万円
		（六） 訴訟の目的の価額が 50 億円を超える部分 その価額 1 千万円までごとに 1 万円
二	控訴の提起（一部を除く。）	一の項により算出して得た額の 1.5 倍の額
三	上告の提起又は上告受理の申立て（一部を除く。）	一の項により算出して得た額の 2 倍の額

注）「民事訴訟費用等に関する法律（昭和 46. 4. 6 法律第 40 号）に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令」が平成 16 年 1 月 1 日より施行され、上記のとおり手数料が一部改訂されています（別表 1 第 3 条、第 4 条関係）。

【様式例5】口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

事件番号 令和〇〇年(ワ)第 号 相続税更正処分取消請求事件

原告 甲 論 乙 駁

被告 国

口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

令和 3年 5月 20日

被告 △△ 税務署長 殿

大阪地方裁判所第7民事部××係

裁判所書記官 書記速雄

電話番号

内線

FAX番号

頭書の事件について、原告から訴状が提出されました。当裁判所に出頭する期日及び場所は下記のとおり定められましたから、出頭してください。

記

期 日 令和 3年 6月 18日 午前10時30分

口頭弁論期日

出 頭 場 所 当裁判所民事第7部××号法廷

答弁書提出期限 令和 3年 6月 9日

(出頭の際には、この呼出状を上記場所で示してください。)

【様式例6】答弁書

事件番号 令和〇〇年(ワ)第 号 相続税更正処分取消請求事件

原告 甲 論 乙 駁

被告 国（処分行政庁 △△税務署署長）

答 弁 書

令和 3年 6月 8日

大阪地方裁判所 第7民事部 御中

被告指定代理人

〒540-8544

大阪市中央区谷町2丁目1番17号 大阪第2法務合同庁舎

大阪法務局訟務部（送達場所）

電 話 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 06-〇〇△△-△△△△

部 付 検 察 太 郎

訟 務 官 法 務 二 郎

〒540-8541

大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館

大阪国税局課税第一部国税訟務官室

電 話 06-〇〇□□-□□□□

上席訟務官 ○ ○ ○ ○

国税訟務官 国 尾 守

国税訟務官付実査官 国 定 太 郎

記

第1 請求の趣旨に対する答弁

1. 原告の請求を棄却する。
2. 訴訟費用は原告の負担とする。
との裁判を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1. 認める
2. 認める
3. 認める
4. 認める
5. 違法な更正処分であることは争い、その余は認める
6. 争う

第3 被告の主張

1. 相続財産の評価を財産評価基本通達(以下「評基通」という)に基づき、画一的に行うことは納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減の見地から見て合理的である。しかし、この画一的な評価方法を適用することにより、かえって納税者間の公平を損なうケースにおいても評基通の適用が許されるものではない。この様なケースにおいて、納税者間の公平を担保するために評基通6が設けられている。
2. 被相続人乙はその相続の直前に銀行借入によりタワーマンションを取得し、その相続税評価と借入金の負債控除を利用して相当の課税価額の圧縮を実現しており、これら一連の行為は租税回避を目的としてのみ行われたと理解され、容認できない。
3. 従って、タワーマンションの評価を評基通の定めにより行うことは、納税者間の公平を著しく損ない、評基通6の定めにより合理的な評価方法により算定した評価額に基づく原処分は適法である。よって、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

証 拠 方 法

追って、口頭弁論において提出する。

附 属 書 類

1 指定書

1 通

(参考)法務局・地方法務局所在地一覧

局 名	管轄区域	所 在 地	〒	電話番号
大阪法務局	大阪府	大阪市中央区谷町 2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	540-8544	(06)6942-1481
京都地方法務局	京都府	京都市上京区荒神口通 河原町東入上生州町 197	602-8577	(075)231-0131
神戸地方法務局	兵庫県	神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎	650-0042	(078)392-1821
奈良地方法務局	奈良県	奈良市高畑町 552	630-8301	(0742)23-5534
大津地方法務局	滋賀県	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	520-8516	(077)522-4671
和歌山地方法務局	和歌山県	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	640-8552	(073)422-5131

【様式例7】準備書面

事件番号 令和〇〇年(ワ)第 号 相続税更正処分取消請求事件
原告 甲 論 乙 駁
被告 国 (処分行政庁 △△税務署署長)

準 備 書 面 (一)

原告は、被告の答弁書における主張に対し、次のとおり反論する。

令和 3年 7月 1日

大阪地方裁判所 第7民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 法 尾 守
原告補佐人 税理士 近 税 太 郎

第1 原処分の違法性

1. 被告は原処分を行う根拠として、財産評価基本通達(以下「評基通」という)6「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」を主張する。

しかし、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産」が何を意味するかは明文の定めが設けられていない。答弁書における被告の主張において、評基通の評価方式を形式的に適用すると「実質的な租税負担の公平を著しく害する」場合に評基通6の規定を適用する旨を主張するが、本件タワーマンションの物件を評基通の定めにより行うことが「実質的な租税負担の公平を著しく害する」か否かを以下検討する。

まず冒頭に「租税負担の公平」を検討する。普遍的な「公平」の概念を定義することは、原理的に不可能である。「公平」は、当事者の立場によって異なるからである。遺産分割において「公平」に遺産分割を行うことに反対する相続人はいないが、実際に遺産分割をする際に争いが生ずることは頻繁に見受けられる。これは「公平」の概念が相続人によって異なるからである。それでは本件にかかる「公平」の概念はいかに定義すべきかを検討する。ゲームの参加者の一人がそのルールを巧妙に駆使してゲームに勝利した場合、その勝利者に対し、狡猾な手段を利用した勝利であると非難することは失当である。なぜならば、ゲームのルールはその参加者に対して等しく適用されるべきであり、そのことがゲームの「公平」を担保するからである。被告は与えられた税規範の範囲内で租税負担を極小化することに成功、同時にそれは通常の経済人ならば当然の行為であるから、そのことをもって「租税負担の公平」を害すると主張することは一方的であり「公平」を誤って解釈している。

次に「著しく」租税負担の公平を害するとの主張の「著しく」について検討する。

「著しく」は比較概念であり、比較対象の概念の存在が必要であるが、それが何を意味するかは法文上明らかではない。

一般的には「社会通念」が対応概念と解されるが、その様な不確定な概念を評基通6の適用条件とするならば、侵害規範である租税法の恣意的な運用を招き、納税者の予測可能性、法的安定性が損なわれる。権力的作用である税務行政については、特に法律の留保が認められている観点からは評基通6に内在する違法性に着目すべきであり、適用に関しては極めて慎重であるべきである。

第2 結論

被告の原処分は以上の通り評基通6の適用を誤った違法なものであるから、取消されるべきである。

【様式例8】宣誓書

せん せい しょ
宣 誓 書

りょうしん したが ほんとう
良心 に 従 っ て 本当のことを

もう あ
申し上げます。

し かく
知っていることを隠したり、

もう あ
ないことを申し上げたりなど、

けっ
決していたしません。

いじょう ちか
以上のとおり誓います。

氏 名

印

【様式例９】控訴状

令和 年 月 日

大阪高等裁判所 御中

控 訴 状			
控 訴 人	〒〇〇〇－〇〇〇〇 住所 〇〇市〇区〇〇町□丁目×番〇号 氏名 甲 論 乙 駁 Tel.〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇Fax.〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇△ (☐ 別紙当事者目録のとおり)	受付日付印欄	
被 控 訴 人	〒 — 住所 氏名 国 代表者 法務大臣 処分行政庁 △△税務署長 (☐ 別紙当事者目録のとおり)		
訴訟物の価額		114,417,000円	貼 用 印 紙
547,500 円			
上記当事者間の大阪地方裁判所 平成・令和 年 () 第 号 相続税更正処分取消請求控訴 請求事件について、 令和 年 月 日下記判決の言渡しを受け、令和 年 月 日判決 正本の送達を受けたが、同判決は全部不服であるから控訴を提起する。			
原判決の表示（主文）			
(☒ 別紙のとおり)			
控 訴 の 趣 旨			
(☒ 別紙のとおり)			
控 訴 の 理 由			
追って、控訴理由書を提出する。			

附属書類 控訴状副本 通

【様式例 10】上告状

令和 年 月 日

最高裁判所 御中

上 告 状			
上 告 人	〒〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市〇区〇〇町〇丁目×番〇号		受付日付印欄
	氏名 甲 論 乙 駁 印 Tel.〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇 Fax.〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇△		
被 上 告 人	〒 ー 住所		
	氏名 国 代表者 法務大臣 処分行政庁 △△税務署長		
訴訟物の価額		114,417,000 円	貼 用 印 紙 730,000 円
上記当事者間の大阪高等裁判所 平成・令和 年 () 第 号 相続税更正処分取消請求控訴事件につき、 同裁判所が令和 年 月 日に言い渡した判決（令和 年 月 日 上告人に送達）は不服であるから上告を提起する。			
控 訴 審 判 決 の 表 示			
(☒ 別紙のとおり)			
上 告 の 趣 旨			
原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。			
上 告 の 理 由			
追って提出する。			

【様式例 11】上告受理申立書

令和 年 月 日

最高裁判所 御中

上 告 受 理 申 立 書			
申 立 人	〒〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市〇区〇〇町〇丁目×番〇号		受付日付印欄
	氏名 甲 論 乙 駁 印 Tel.〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇 Fax.〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇△		
相 手 方	〒 ー 住所		
	氏名 国 代表者 法務大臣 処分行政庁 △△税務署長		
訴訟物の価額		114, 417, 000 円	貼 用 印 紙 730, 000 円
上記当事者間の大阪高等裁判所 平成・令和 年 () 第 号 相続税更正処分取消請求控訴事件につき、 同裁判所が令和 年 月 日に言い渡した判決（令和 年 月 日 上告受理申立人に送達）は不服であるから上告受理の申立てをする。			
控 訴 審 判 決 の 表 示			
(☒ 別紙のとおり)			
上 告 受 理 申 立 の 趣 旨			
1 本件上告を受理する。 2 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。			
上 告 受 理 申 立 の 理 由			
追って提出する。			

【様式例 12】上告状兼上告受理申立書

令和 年 月 日

最高裁判所 御中

上告状兼上告受理申立書			
上告人兼申立人	〒〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市〇区〇〇町〇丁目×番〇号		受付日付印欄
	氏名 甲 論 乙 駁 印 Tel.〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇 Fax.〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇△		
被上告人兼相手方	〒 ー 住所		
	氏名 国 代表者 法務大臣 処分行政庁 △△税務署長		
訴訟物の価額	114, 417, 000 円	貼用印紙	730, 000 円
上記当事者間の大阪高等裁判所 平成・令和 年 () 第 号 相続税更正処分取消請求控訴事件につき、 同裁判所が令和 年 月 日に言い渡した判決(令和 年 月 日 上告人兼上告受理申立人に送達)は不服であるから上告及び上告受理の申立てをする。			
控 訴 審 判 決 の 表 示			
(☒ 別紙のとおり)			
上 告 の 趣 旨			
原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。			
上 告 受 理 申 立 の 趣 旨			
1 本件上告を受理する。 2 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。			
上 告 兼 上 告 受 理 申 立 の 理 由			
各々の上告理由書及び上告受理申立理由書を追って提出する。			

【参 考 資 料】

1. 補佐人制度創設の経緯	70 頁
2. 補佐人就任数（第6回税理士実態調査報告書抜粋）	71 頁
3. 最近の再調査の請求、審査請求及び訴訟の概要	72 頁
4. 税理士法ほか補佐人制度関連法令	76 頁
5. 参考条文	78 頁
1. 憲法（抜粋）	78 頁
2. 国税通則法（抜粋）	79 頁
3. 民事訴訟法（抜粋）	94 頁
4. 行政事件訴訟法（全文）	107 頁
5. 行政不服審査法（全文）	116 頁
6. 国家賠償法（全文）	131 頁
7. その他の参考法令（抜粋）	132 頁
①裁判所法	132 頁
②民事訴訟規則	133 頁
③民事執行法	135 頁
④国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律	136 頁
⑤国税通則法施行令	138 頁

1. 補佐人制度創設の経緯

1972 年 (昭和 47 年)	「税理士法改正に関する基本要綱」を作成	日本税理士会連合会（以下、「連合会」という。）が作成した本要綱では、税務訴訟においては、とくに租税法令および会計に関し、施文的な知識と実務応用能力が要求され、税理士に税務訴訟に関する代理人の資格を付与することは、納税者の権利擁護を使命とする税理士の社会的役割からしても事案関与の当初から訴訟の段階に至るまで一貫して代理機能を果たすことは当然に要請されるべきであることから、「税理士は、租税に関する訴訟について、訴訟代理人となることができる旨規定する」と記載されている。
1973 年 (昭和 48 年)	「税理士法改正要望書」を作成	連合会が作成した本要望書において、税務に関して、税理士に訴訟代理権を付与すべきであると発表
1995 年 (平成 7 年)	「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」を作成	連合会制度部が作成した本意見では、納税者の権利擁護を使命とする税理士の社会的役割を達成するために、委嘱された事案が訴訟に発展した場合には、税理士自らが訴訟代理人となることが望ましいが、その要件（訴訟法に関する専門的な知識等）もさることながら、弁護士の職域を侵害する結果となることから、「当面は、自らが訴訟代理人となることを要求せず、税理士が関与していた事案が訴訟に発展した場合には、当事者又は訴訟代理人と共に出頭し陳述することができること（出廷陳述権）を税理士法上規定すべきである」と記載されている。
1999 年 (平成 11 年)	規制改革委員会からの見解	規制改革委員会から「税務訴訟は税務に関するきわめて専門的な知識が要求されますが、課税庁には法曹資格のない税務行政官が訴訟代理人となる指定代理人制度が認められているのに対し、納税者は税務を代理してきた税理士を代理人とすることができず、課税庁と納税者とが対等な立場となっていないことから、官対民の不平等を解消して裁判を通じた納税者の権利救済を容易にし、ひいては国民の納税義務の適正な実現が図られるよう、申告時から一貫して関与してきた税理士に、出廷陳述権を認めるべきである」と考える」との見解が示される。
2000 年 (平成 12 年)	「規制緩和推進 3 カ年計画（再改定）」の閣議決定	本計画（再改定）において、「弁理士の訴訟代理権について、弁護士との共同との条件を撤廃すべき」とあり、その中で、「なお、税理士、司法書士についても、法改正がなされ、隣接法律専門職種の業務に一定の法律業務が追加付与されたところであるが、規制改革委員会の第 2 次見解及び司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、更なる業務拡大が可能かどうかの観点から、引き続き、これらの法律の改正後の状況について注視していく。」と記載されている。
2001 年 (平成 13 年)	補佐人制度の創設	「規制改革推進 3 カ年計画」において、「税理士については、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設する。」と記載されている。税理士法改正により補佐人制度が実現

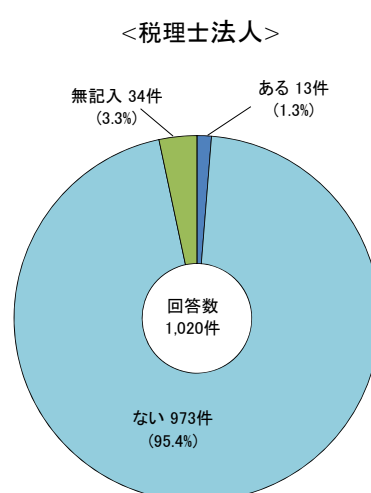
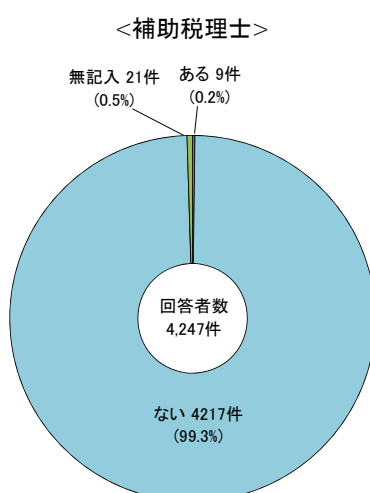
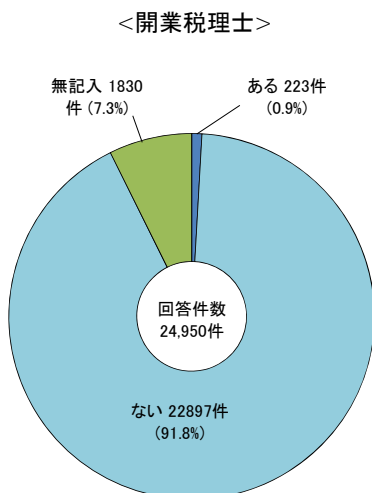
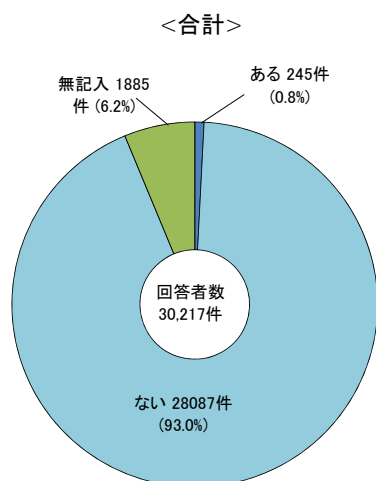
2. 補佐人就任数（第6回税理士実態調査報告書抜粋）

租税訴訟

租税訴訟の補佐人は、就任したことが「ない」が多く、回答者 30,217 人中 28,087 人（93.0%）であり、「ある」245 人（0.8%）であった。

就任の経緯は、「税務申告時から関与」が最も多く、回答総数 1,081 件中 870 件（80.5%）であり、次いで「補佐人としてのみ関与」112 件（10.4%）、「不服申立て時から関与」99 件（9.2%）であった。

	第5回調査 平成16年	第6回調査 平成26年
ある	0.6% 141	0.8% 245
ない	92.7% 22,677	93.0% 28,087
無記入	6.7% 1,644	6.2% 1,885
回答者数	24,462	30,217



税理士会	租税訴訟の補佐人に就任したこと							
	回答者数	ある					ない	無記入
		回答件数	就任件数	訴訟の経緯				
				税務申告時から関与	不服申立て時から関与	補佐人としてのみ関与		
合計	30,217	245	1,081	870	99	112	28,087	1,885
東京	5,904	51	174	140	18	16	5,520	333
東京地方	1,919	17	32	6	6	20	1,789	113
千葉県	1,078	5	9	6	2	1	1,003	70
関東信越	3,784	24	118	106	4	8	3,547	213
近畿	6,295	67	197	122	31	44	5,835	393
北海道	914	8	135	128	6	1	828	78
東北	1,269	8	40	35	3	2	1,165	96
名古屋	1,318	7	166	163	3		1,227	84
東海	1,865	8	19	9	9	1	1,743	114
北陸	567	4	78	76		2	512	51
中国	1,816	12	61	53	7	1	1,691	113
四国	680	2	4	1	2	1	638	40
九州北部	1,495	14	16	5	6	5	1,386	95
南九州	978	14	25	15	1	9	905	59
沖縄	203	2	2	1	1		182	19
不明	132	2	5	4		1	116	14

登録区別	租税訴訟の補佐人に就任したこと							
	回答者数	ある					ない	無記入
		回答件数	就任件数	訴訟の経緯				
				税務申告時から関与	不服申立て時から関与	補佐人としてのみ関与		
合計	30,217	245	1,081	870	99	112	28,087	1,885
開業税理士	24,950	223	1,043	851	91	101	22,897	1,830
補助税理士	4,247	9	20	14	1	5	4,217	21
税理士法人	1,020	13	18	5	7	6	973	34

3. 最近の再調査の請求、審査請求及び訴訟の概要

(1) 再調査の請求

令和2年度の再調査の請求の発生件数は1,000件であり、前年度と比べ全体で26.4%の減少となっている。また、処理件数は999件であり、そのうち却下95件、棄却679件、一部取消し又は全部取消し100件となっている。

(2) 審査請求

令和2年度の審査請求の発生件数は2,229件であり、前年度と比べ全体で13.0%の減少となっている。また、処理件数は2,328件であり、そのうち却下93件、棄却1,803件、一部取消し又は全部取消し233件となっている。

(3) 訴訟

令和2年度の訴訟の発生件数は165件であり、前年度と比べ全体では26.0%の減少となっている。また、終結件数は180件であり、そのうち却下14件、棄却144件、一部敗訴又は全部敗訴14件となっている。

※再調査の請求の発生件数は、税目・年分ごとにカウントしているのに対し、訴訟の発生件数は原告による出訴ごとにカウントしている。

1 再調査の請求

(1) 発生状況

(単位：件・%)

区 分	課 税 関 係							徴 収 関 係	合 計
	申告 所得税 等	源泉 所得税 等	法 人 税 等	相続税 贈与税	消 費 税 等	その他			
令和元年度	内 258 547	内 14 28	内 84 214	50	内 199 398	0	1,237	122	1,359
令和2年度	内 168 391	内 10 22	内 89 210	45	内 150 300	0	968	32	1,000
前年度比	内 65.1 71.5	内 71.4 78.6	内 106.0 98.1	90.0	内 75.4 75.4	-	78.3	26.2	73.6

(注) 1 再調査の請求の発生件数は、税目・年分ごとにカウントしており、例えば、申告所得税及び復興特別所得税について、2年分の再調査の請求がされた場合は、4件となります。

2 「申告所得税等」は、申告所得税及び復興特別所得税の件数であり、内書きは復興特別所得税の件数です。

3 「源泉所得税等」は、源泉所得税及び復興特別所得税の件数であり、内書きは復興特別所得税の件数です。

4 「法人税等」は、法人税、復興特別法人税及び地方法人税の件数であり、内書きは復興特別法人税及び地方法人税の件数です。

5 「消費税等」は、消費税及び地方消費税の件数であり、内書きは地方消費税の件数です。

[ポイント]

令和2年度における発生件数は、課税関係に係る事案の減少により、前年度と比べ26.4%の減少となっている。

(2) 処理状況

(単位：件・%)

区 分	要処理 件 数	再 調 査 の 請 求 の 処 理 状 況							未済	3 か月以内 処理件数割合
		取下げ等	却下	棄却	認 容		合計			
					一部	全部				
令和元年度 (構成比)	1,850	187 (12.4)	125 (8.3)	1,014 (67.0)	187 (12.4)	141	46	1,513	337	91.1
課税関係	1,711	170	72	962	185	140	45	1,389	322	90.3
徴収関係	139	17	53	52	2	1	1	124	15	100.0
令和2年度 (構成比)	1,337	125 (12.5)	95 (9.5)	679 (68.0)	100 (10.0)	96	4	999	338	99.9
課税関係	1,290	119	80	658	100	96	4	957	333	99.9
徴収関係	47	6	15	21	0	0	0	42	5	100.0

(注) 1 3か月以内処理件数割合については、相互協議事案、公訴関連事案及び国際課税事案のほか、令和2年度は、災害等による調査の中断や納税者の都合によって再調査の請求を3か月以内に処理できなかった事案(A)を除いて算出しています。なお、Aの事案を含めた場合の3か月以内処理件数割合は99.9%となります。

2 件数には「異議申立て」の件数が含まれます。

[ポイント]

令和2年度において、納税者の主張が何らかの形で受け入れられたもの（一部取消し又は全部取消し）の割合は、10.0%となっている。

2 審査請求

(1) 発生状況

(単位：件・%)

区 分	課 税 関 係							徴 収 関 係	合 計
	申告 所得税 等	源泉 所得税 等	法 人 税 等	相続税 贈与税	消 費 税 等	その他			
令和元年度	内直審 426	内直審 31	内直審 366	内直審 88	内直審 605	内直審 5	内直審 1,521	内直審 82	内直審 1,603
	内二審 346	内二審 18	内二審 139	内二審 47	内二審 356	内二審 0	内二審 906	内二審 54	内二審 960
	772	49	505	135	961	5	2,427	136	2,563
令和2年度	内直審 516	内直審 32	内直審 226	内直審 149	内直審 586	内直審 6	内直審 1,515	内直審 78	内直審 1,593
	内二審 238	内二審 10	内二審 95	内二審 30	内二審 244	内二審 0	内二審 617	内二審 19	内二審 636
	754	42	321	179	830	6	2,132	97	2,229
前年度比	内直審 121.1	内直審 103.2	内直審 61.7	内直審 169.3	内直審 96.9	内直審 120.0	内直審 99.6	内直審 95.1	内直審 99.4
	内二審 68.9	内二審 55.6	内二審 68.3	内二審 63.8	内二審 68.5	内二審 100.0	内二審 68.1	内二審 35.2	内二審 66.3
	97.7	85.7	63.6	132.6	86.4	120.0	87.8	71.3	87.0

※1 「申告所得税等」は、申告所得税及び復興特別所得税の件数です。

※2 「源泉所得税等」は、源泉所得税及び復興特別所得税の件数です。

- ※3 「法人税等」は、法人税、地方法人税及び復興特別法人税の件数です。
- ※4 「消費税等」は、消費税及び地方消費税の件数です。
- ※5 「令和元年度」及び「令和２年度」の各欄の内書きは、「内直審」が異議申立て又は再調査の請求を経ないで直接審査請求のあった件数で、「内二審」が異議申立て又は再調査の請求を経た審査請求の件数です。
- ※6 「前年度比」の各欄の数値は、上段から「内直審」の件数の対前年度比、「内二審」の件数の対前年度比及び全件数の対前年度比を表します。
- ※7 令和２年度の審査請求の発生件数に占める直接審査請求の割合は、71.5%です。

〔ポイント〕

令和２年度における発生件数は、課税関係に係る事案の減少により、前年度に比べ13.0%の減少となっている。

(2) 処理状況

(単位：件・%)

区 分	要処理 件 数	審 査 請 求 の 処 理 状 況						未 済	1 年以内 処理件数割合	
		取下げ	却下	棄却	認 容		合計			
					一部	全部				
令和元年度 (構成比)	5, 158	348 (12. 2)	134 (4. 7)	1, 989 (69. 9)	375 (13. 2)	285 (10. 0)	90 (3. 2)	2, 846 (100. 0)	2, 312	98. 0
課税関係	4, 965	318	104	1, 945	369	279	90	2, 736	2, 229	97. 9
徴収関係	193	30	30	44	6	6	0	110	83	100. 0
令和２年度 (構成比)	4, 541	199 (8. 5)	93 (4. 0)	1, 803 (77. 4)	233 (10. 0)	168 (7. 2)	65 (2. 8)	2, 328 (100. 0)	2, 213	83. 5
課税関係	4, 361	190	35	1, 725	227	167	60	2, 177	2, 184	82. 5
徴収関係	180	9	58	78	6	1	5	151	29	98. 0

- ※ 1年以内処理件数割合については、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間等を除いて算出しています。

〔ポイント〕

令和２年度において、納税者の主張が何らかの形で受け入れられたもの（一部取消し又は全部取消し）の割合は、10.0%となっている。

3 訴訟

(1) 発生状況

(単位：件・%)

区 分	課 税 関 係						徴 収 関 係	審判所 関 係	合 計
	所得税	法人税	相続税 贈与税	消費税	その他				
令和元年度	76	36	28	33	16	189	33	1	223
令和２年度	56	37	24	15	6	138	24	3	165
前年度比	73.7	102.8	85.7	45.5	37.5	73.0	72.7	300	74.0

[ポイント]

令和２年度における発生件数は、法人税及び審判所関係が減少しており、全体では26.0%の減少となっている。

(2) 終結状況

(単位：件・%)

区 分	期首 係属	終 結 状 況							期末 係属
		取下げ等	却下	棄却	敗 訴			合計	
						一部	全部		
令和元年度 （構成比）	203	21 (9.7)	10 (4.7)	164 (75.9)	21 (9.7)	5 (2.3)	16 (7.4)	216 (100.0)	210
課税関係	182	10	8	142	18	3	15	178	193
徴収関係	21	11	2	21	3	2	1	37	17
審判所関係	0	—	—	1	—	—	—	1	0
令和２年度 （構成比）	210	8 (4.4)	14 (7.8)	144 (80.0)	14 (7.8)	7 (3.9)	7 (3.9)	180 (100.0)	195
課税関係	193	5	12	126	14	7	7	157	174
徴収関係	17	2	2	17	—	—	—	21	20
審判所関係	0	1	—	1	—	—	—	2	1

(注) 取下げ等は、本年度においては取下げのみの件数です。

[ポイント]

令和２年度において、国側が一部敗訴又は全部敗訴した割合は7.8%となっている。

4. 税理士法ほか補佐人制度関連法令（抜粋）

（１）税理士法（昭和 26 年 6 月 15 日法律第 237 号、令和 3 年法律第 11 号改正）

（税理士の使命）

第 1 条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

（税理士の業務）

第 2 条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 10 条の 4 第 2 項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第 49 条の 2 第 2 項第 10 号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理（略）
- 二 税務書類の作成（略）
- 三 税務相談（略）

2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 前 2 項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人（第 48 条の 2 に規定する税理士法人をいう。次章、第 4 章及び第 5 章において同じ。）の補助者としてこれらの項の業務に従事することを妨げない。

第 2 条の 2 税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。

2 前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたものみなす。ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取消し、又は更正したときは、この限りでない。

第 48 条の 6 前条に規定するもののほか、税理士法人は、第 2 条の 2 第 1 項の規定により税理士が処理することができる事務を当該税理士法人の社員又は使用人である税理士（以下この条及び第 48 条の 20 第 4 項において「社員等」という。）に行わせる事務の委託を受けることができる。この場合において、当該税理士法人は、委託者に、当該税理士法人の社員等のうちからその補佐人を選任させなければならない。

(2) 税理士法基本通達（平成 14 年 3 月 26 日付官総 6-11 ほか一課共同）

（使用人である税理士）

48 の 6-1 法第 48 条の 6 に規定する「使用人である税理士」とは、所属税理士をいう。

(3) 民事訴訟法（平成 8 年 6 月 26 日法律第 109 号）

（補佐人）

第 60 条 当事者又は訴訟代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

2 前項の許可は、いつでも取り消すことができる。

3 補佐人の陳述は、当事者又は訴訟代理人が直ちにに取り消し、又は更正しないときは、当事者又は訴訟代理人が自らしたものみなす。

(4) 弁理士法（平成 12 年 4 月 26 日法律第 49 号）

第 5 条 弁理士は、特許、実用新案、意匠若しくは商標、国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願、回路配置又は特定不正競争に関する事項について、裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすることができる。

2 前項の陳述及び尋問は、当事者又は訴訟代理人が自らしたものみなす。ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちにに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。

第 6 条 弁理士は、特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 178 条第 1 項、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）第 47 条第 1 項、意匠法第 59 条第 1 項又は商標法第 63 条第 1 項に規定する訴訟に関して訴訟代理人となることができる。

【参 考 条 文】

1. 憲法（抜粋）

（天皇の地位・国民主権）

第 1 条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

（基本的人権の享有）

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（自由及び権利の保持についての国民の責任）

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等及び栄典）

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（公務員の不法行為による国家賠償）

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

（財産権）

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

（納税の義務）

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

（法定手続の保障）

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

（裁判を受ける権利）

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

（司法権と裁判所）

第 76 条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

（租税法律主義）

第 84 条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

2. 国税通則法《抜粋》

（昭和 37 年 4 月 2 日法律第 66 号、最終改正：令和 3 年 3 月 31 日公布（令和 3 年法律第 11 号））

（目的）

第 1 条 この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

（公示送達）

第 14 条 第 12 条（書類の送達）の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、税務署長その他の行政機関の長は、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び税務署長その他の行政機関の長がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該行政機関の掲示場に掲示して行なう。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

（国税についての納付すべき税額の確定の方式）

第 16 条 国税についての納付すべき税額の確定の手続については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方式の内容は、当該各号に掲げるところによる。

一 申告納税方式 納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていないかつた場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

二 賦課課税方式 納付すべき税額がもつぱら税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

2 国税（前条第 3 項各号に掲げるものを除く。）についての納付すべき税額の確定が前項各号に掲げる方式のうちいずれの方式によりされるかは、次に定めるところによる。

一 納税義務が成立する場合において、納税者が、国税に関する法律の規定により、納付すべき税額を申告すべきものとされている国税 申告納税方式

二 前号に掲げる国税以外の国税 賦課課税方式

（修正申告）

第 19 条 納税申告書を提出した者（その相続人その他当該提出した者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあっては、第 7 条の 2 第 4 項（信託に係る国税の納付義務の承継）の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。以下第 23 条第 1 項及び第 2 項（更正の請求）において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申告について第 24 条（更正）の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等（第 2 条第 6 号イからハまで（定義）に掲げる事項をいう。以下同じ。）又は税額等（同号ニからヘまでに掲げる事項をいう。以下同じ。）を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

一 先の納税申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に不足額があるとき。

二 先の納税申告書に記載した純損失等の金額が過大であるとき。

三 先の納税申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

四 先の納税申告書に当該申告書の提出により納付すべき税額を記載しなかつた場合において、その納付すべき税額があるとき。

- 2 第24条から第26条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定を受けた者（その相続人その他当該更正又は決定を受けた者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあっては、第7条の2第4項の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。第23条第2項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その更正又は決定について第26条の規定による更正があるまでは、その更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。
- 一 その更正又は決定により納付すべきものとしてその更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書に記載された税額に不足額があるとき。
 - 二 その更正に係る更正通知書に記載された純損失等の金額が過大であるとき。
 - 三 その更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書に記載された還付金の額に相当する税額が過大であるとき。
 - 四 納付すべき税額がない旨の更正を受けた場合において、納付すべき税額があるとき。
- 3 前2項の規定により提出する納税申告書は、修正申告書という。
- 4 修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものを記載した書類を添付しなければならない。
- 一 その申告前の課税標準等及び税額等
 - 二 その申告後の課税標準等及び税額等
 - 三 その申告に係る次に掲げる金額
 - イ その申告前の納付すべき税額がその申告により増加するときは、その増加する部分の税額
 - ロ その申告前の還付金の額に相当する税額がその申告により減少するときは、その減少する部分の税額
 - ハ 所得税法第142条第2項（純損失の繰戻しによる還付）（同法第166条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）又は法人税法第80条第7項（欠損金の繰戻しによる還付）（同法第81条の3第6項（連結欠損金の繰戻しによる還付）及び第144条の13第13項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する場合を含む。）若しくは地方法人税法（平成26年法律第11号）第23条第1項（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付）の規定により還付する金額（以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。）に係る第58条第1項（還付加算金）に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうちロに掲げる税額に対応する部分の金額
 - 四 前3号に掲げるもののほか、当該期限内申告書に記載すべきものとされている事項でその申告に係るものその他参考となるべき事項

（更正の請求）

- 第23条 納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年（第2号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、10年）以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第26条（再更正）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。
- 一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかったこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき。
 - 二 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）に純損失等の金額の記載がなかつたとき。
 - 三 第1号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）に還付金の額に相当する税額の記載がなかつたとき。
- 2 納税申告書を提出した者又は第25条（決定）の規定による決定（以下この項において「決定」という。）を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合（納税申告書を提出した者については、当該各号に定める期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求（以下「更正の請求」という。）をすることができる。
- 一 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に関する訴え

についての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき、その確定した日の翌日から起算して2月以内

- 二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たつてその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があつたとき、当該更正又は決定があつた日の翌日から起算して2月以内
 - 三 その他当該国税の法定申告期限後に生じた前2号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき、当該理由が生じた日の翌日から起算して2月以内
- 3 更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。
- 4 税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。
- 5 更正の請求があつた場合においても、税務署長は、その請求に係る納付すべき国税（その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。）の徴収を猶予しない。ただし、税務署長において相当の理由があると認めるときは、その国税の全部又は一部の徴収を猶予することができる。
- 6 略
- 7 前2条の規定は、更正の請求について準用する。

（更正）

第24条 税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかったとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

（決定）

第25条 税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する。ただし、決定により納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額が生じないときは、この限りでない。

（再更正）

第26条 税務署長は、前2条又はこの条の規定による更正又は決定をした後、その更正又は決定をした課税標準等又は税額等が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を更正する。

（国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決定）

第27条 前3条の場合において、国税庁又は国税局の当該職員の調査があつたときは、税務署長は、当該調査したところに基づき、これらの規定による更正又は決定をすることができる。

（更正又は決定の手続）

第28条 第24条から第26条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定（以下「更正又は決定」という。）は、税務署長が更正通知書又は決定通知書を送達して行なう。

2 更正通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その更正が前条の調査に基づくものであるときは、その旨を附記しなければならない。

- 一 その更正前の課税標準等及び税額等
- 二 その更正後の課税標準等及び税額等
- 三 その更正に係る次に掲げる金額
 - イ その更正前の納付すべき税額がその更正により増加するときは、その増加する部分の税額
 - ロ その更正前の還付金の額に相当する税額がその更正により減少するときは、その減少する部分の税額
- ハ 純損失の繰戻し等による還付金額に係る第58条第1項（還付加算金）に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうちロに掲げる税額に対応する部分の金額
- ニ その更正前の納付すべき税額がその更正により減少するときは、その減少する部分の税額

ホ その更正前の還付金の額に相当する税額がその更正により増加するときは、その増加する部分の税額

- 3 決定通知書には、その決定に係る課税標準等及び税額等を記載しなければならない。この場合において、その決定が前条の調査に基づくものであるときは、その旨を附記しなければならない。

（更正等の効力）

第 29 条 第 24 条（更正）又は第 26 条（再更正）の規定による更正（以下第 72 条（国税の徴収権の消滅時効）までにおいて「更正」という。）で既に確定した納付すべき税額を増加させるものは、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

2 既に確定した納付すべき税額を減少させる更正は、その更正により減少した税額に係る部分以外の部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

3 更正又は決定を取り消す処分又は判決は、その処分又は判決により減少した税額に係る部分以外の部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

（更正又は決定の所轄庁）

第 30 条 更正又は決定は、これらの処分をする際におけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長が行う。

2 所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税については、これらの国税の課税期間が開始した時（課税期間のない国税については、その納税義務の成立の時）以後にその納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地で現在の納税地以外のもの（以下この項において「旧納税地」という。）を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるときは、その旧納税地を所轄する税務署長は、前項の規定にかかわらず、これらの国税について更正又は決定をすることができる。

3 前 2 項に規定する税務署長は、更正又は決定をした後、当該更正又は決定に係る国税につき既に適法に、他の税務署長に対し納税申告書が提出され、又は他の税務署長が決定をしていたため、当該更正又は決定をすべきでなかつたものであることを知つた場合には、遅滞なく、当該更正又は決定を取り消さなければならない。

4 輸入品に係る申告消費税等についての更正又は決定は、第 1 項の規定にかかわらず、当該消費税等の納税地を所轄する税関長が行う。この場合においては、第 24 条から第 26 条まで（更正・決定）又は第 28 条（更正又は決定の手続）の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。

（行政手続法の適用除外）

第 74 条の 14 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項（適用除外）に定めるもののほか、国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為（酒税法第 2 章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定に基づくものを除く。）については、行政手続法第 2 章（申請に対する処分）（第 8 条（理由の提示）を除く。）及び第 3 章（不利益処分）（第 14 条（不利益処分の理由の提示）を除く。）の規定は、適用しない。

2 行政手続法第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 35 条第 4 項（適用除外）に定めるもののほか、国税に関する法律に基づく納税義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同法第 2 条第 6 号（定義）に規定する行政指導をいい、酒税法第 2 章及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）に定める事項に関するものを除く。）については、行政手続法第 35 条第 3 項（行政指導に係る書面の交付）及び第 36 条（複数の者を対象とする行政指導）の規定は、適用しない。

3 国税に関する法律に基づき国の機関以外の者が提出先とされている届出（行政手続法第 2 条第 7 号に規定する届出をいう。）については、同法第 37 条（届出）の規定は、適用しない。

（国税に関する処分についての不服申立て）

第 75 条 国税に関する法律に基づく処分次各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に定める不服申立てをすることができる。

一 税務署長、国税局長又は税関長がした処分（次項に規定する処分を除く。） 次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て

イ その処分をした税務署長、国税局長又は税関長に対する再調査の請求

ロ 国税不服審判所長に対する審査請求

- 二 国税庁長官がした処分 国税庁長官に対する審査請求
- 三 国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分 国税不服審判所長に対する審査請求
- 2 国税に関する法律に基づき税務署長がした処分、その処分に係る事項に関する調査が次の各号に掲げる職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたものに不服がある者は、当該各号に定める国税局長又は国税庁長官がその処分をしたものとそれぞれみなして、国税局長がしたものとみなされた処分については当該国税局長に対する再調査の請求又は国税不服審判所長に対する審査請求のうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立てをし、国税庁長官がしたものとみなされた処分については国税庁長官に対する審査請求をすることができる。
 - 一 国税局の当該職員 その処分をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長
 - 二 国税庁の当該職員 国税庁長官
- 3 第1項第1号イ又は前項（第1号に係る部分に限る。）の規定による再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除く。次項において同じ。）についての決定があつた場合において、当該再調査の請求をした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。
- 4 第1項第1号イ又は第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定による再調査の請求をしている者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該再調査の請求に係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。
 - 一 再調査の請求をした日（第81条第3項（再調査の請求書の記載事項等）の規定により不備を補正すべきことを求められた場合に於ては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して3月を経過しても当該再調査の請求についての決定がない場合
 - 二 その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合
- 5 国税に関する法律に基づく処分で国税庁、国税局、税務署又は税関の職員がしたものに不服がある場合には、それぞれその職員の所属する国税庁、国税局、税務署又は税関の長がその処分をしたものとみなして、第1項の規定を適用する。

（適用除外）

第76条 次に掲げる処分については、前条の規定は、適用しない。

- 一 この節又は行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による処分その他前条の規定による不服申立て（第80条第3項（行政不服審査法との関係）を除き、以下「不服申立て」という。）についてした処分
- 二 行政不服審査法第7条第1項第7号（適用除外）に掲げる処分

（不服申立期間）

- 第77条 不服申立て（第75条第3項及び第4項（再調査の請求後にする審査請求）の規定による審査請求を除く。第3項において同じ。）は、処分があつたことを知つた日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 第75条第3項の規定による審査請求は、第84条第10項（決定の手續等）の規定による再調査決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して1月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
 - 3 不服申立ては、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
 - 4 第22条（郵送等に係る納税申告書の提出時期）の規定は、不服申立てに係る再調査の請求書又は審査請求書について準用する。

（国税不服審判所）

- 第78条 国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求（第75条第1項第2号及び第2項（第2号に係る部分に限る。）（国税に関する処分についての不服申立て）の規定による審査請求を除く。第3款（審査請求）において同じ。）に対する裁決を行う機関とする。
- 2 国税不服審判所の長は、国税不服審判所長とし、国税庁長官が財務大臣の承認を受けて、任命する。
 - 3 国税不服審判所の事務の一部を取り扱わせるため、所要の地に支部を置く。

- 4 前項の各支部に勤務する国税審判官のうち一人を首席国税審判官とする。首席国税審判官は、当該支部の事務を総括する。
- 5 国税不服審判所の組織及び運営に関し必要な事項は政令で、支部の名称及び位置は財務省令で定める。

（国税審判官等）

第 79 条 国税不服審判所に国税審判官及び国税副審判官を置く。

- 2 国税審判官は、国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査及び審理を行ない、国税副審判官は、国税審判官の命を受け、その事務を整理する。
- 3 国税副審判官のうち国税不服審判所長の指名する者は、国税審判官の職務を行なうことができる。ただし、この法律において担当審判官の職務とされているものについては、この限りでない。
- 4 国税審判官の資格は、政令で定める。

（行政不服審査法との関係）

第 80 条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立て（次項に規定する審査請求を除く。）については、この節その他国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法（第 2 章及び第 3 章まで（不服申立てに係る手続）を除く。）の定めるところによる。

- 2 第 75 条第 1 項第 2 号又は第 2 項（第 2 号に係る部分に限る。）（国税に関する処分についての不服申立て）の規定による審査請求については、この節（次款及び第 3 款（審査請求）を除く。）その他国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法の定めるところによる。
- 3 酒税法第 2 章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定による処分に対する不服申立てについては、行政不服審査法の定めるところによるものとし、この節の規定は、適用しない。

（再調査の請求書の記載事項等）

第 81 条 再調査の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 再調査の請求に係る処分の内容
 - 二 再調査の請求に係る処分があつたことを知つた年月日（当該処分に係る通知を受けた場合には、その受けた年月日）
 - 三 再調査の請求の趣旨及び理由
 - 四 再調査の請求の年月日
- 2 前項の書面（以下「再調査の請求書」という。）には、同項に規定する事項のほか、第 77 条第 1 項又は第 3 項（不服申立期間）に規定する期間の経過後に再調査の請求をする場合においては、同条第 1 項ただし書又は第 3 項ただし書に規定する正当な理由を記載しなければならない。
 - 3 再調査の請求がされている税務署長その他の行政機関の長（以下「再調査審理庁」という。）は、再調査の請求書が前 2 項又は第 124 条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載）の規定に違反する場合には、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを求めなければならない。この場合において、不備が軽微なものであるときは、再調査審理庁は、職権で補正することができる。
 - 4 再調査の請求人は、前項の補正を求められた場合には、その再調査の請求に係る税務署その他の行政機関に出頭して補正すべき事項について陳述し、その陳述の内容を当該行政機関の職員が録取した書面を確認することによつても、これを行うことができる。
 - 5 第 3 項の場合において再調査の請求人が同項の期間内に不備を補正しないとき、又は再調査の請求が不適法であつて補正することができないことが明らかとなるときは、再調査審理庁は、第 84 条第 1 項から第 6 項まで（決定の手続等）に定める審理手続を経ないで、第 83 条第 1 項（決定）の規定に基づき、決定で、当該再調査の請求を却下することができる。

（税務署長を経由する再調査の請求）

第 82 条 第 75 条第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）（国税局の職員の調査に係る処分についての再調査の請求）の規定による再調査の請求は、当該再調査の請求に係る処分をした税務署長を経由してすることもできる。この場合において、再調査の請求人は、当該税務署長に再調査の請求書を提出してするものとする。

- 2 前項の場合には、同項の税務署長は、直ちに、再調査の請求書を当該税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に送付しなければならない。
- 3 第 1 項の場合における再調査の請求期間の計算については、同項の税務署長に再調査の請求書が提出された時に再調査の請求がされたものとみなす。

(決定)

第 83 条 再調査の請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、再調査審理庁は、決定で、当該再調査の請求を却下する。

2 再調査の請求が理由がない場合には、再調査審理庁は、決定で、当該再調査の請求を棄却する。

3 再調査の請求が理由がある場合には、再調査審理庁は、決定で、当該再調査の請求に係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、再調査の請求人の不利益に当該処分を変更することはできない。

(決定の手続等)

第 84 条 再調査審理庁は、再調査の請求人又は参加人（第 109 条第 3 項（参加人）に規定する参加人をいう。以下この款及び次款において同じ。）から申立てがあつたときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で再調査の請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、再調査審理庁が期日及び場所を指定し、再調査の請求人及び参加人を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、再調査審理庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 再調査審理庁は、必要があると認める場合には、その行政機関の職員に口頭意見陳述を聴かせることができる。

5 口頭意見陳述において、再調査審理庁又は前項の職員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

6 再調査の請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。この場合において、再調査審理庁が、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

7 再調査の請求についての決定は、主文及び理由を記載し、再調査審理庁が記名押印した再調査決定書によりしなければならない。

8 再調査の請求についての決定で当該再調査の請求に係る処分の全部又は一部を維持する場合における前項に規定する理由においては、その維持される処分を正当とする理由が明らかにされていなければならない。

9 再調査審理庁は、第 7 項の再調査決定書（再調査の請求に係る処分の全部を取り消す決定に係るものを除く。）に、再調査の請求に係る処分につき国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる旨（却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨）及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。

10 再調査の請求についての決定は、再調査の請求人（当該再調査の請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における前条第 3 項の規定による決定にあっては、再調査の請求人及び処分の相手方）に再調査決定書の謄本が送達された時に、その効力を生ずる。

11 再調査審理庁は、再調査決定書の謄本を参加人に送付しなければならない。

12 再調査審理庁は、再調査の請求についての決定をしたときは、速やかに、第 6 項の規定により提出された証拠書類又は証拠物をその提出人に返還しなければならない。

(納税地異動の場合における再調査の請求先等)

第 85 条 所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税、電源開発促進税又は国際観光旅客税（国際観光旅客税法第 18 条第 1 項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべきものを除く。次条第 1 項において同じ。）に係る税務署長、国税局長又は税関長（以下この条及び次条において「税務署長等」という。）の処分（国税の徴収に関する処分及び滞納処分（その例による処分を含む。）を除く。）又は第 36 条第 1 項（納税の告知）の規定による納税の告知のうち同項第 1 号（不納付加算税及び第 68 条第 3 項又は第 4 項（同条第 3 項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税に係る部分に限る。）若しくは第 2 号に係るもの（以下この条及び次条第 1 項において単に「処分」という。）があつた時以後にその納税地に異動があつた場合において、その処分の際における納税地を所轄する税務署長等と当該処分について第 75 条第 1 項第 1 号イ又は第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）（国税に関する処分についての不服申立て）の規定による再調査の請求をする際における納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長等とが異なることとなるときは、その再調査の請求は、これらの規定にかかわら

ず、現在の納税地を所轄する税務署長等に対してしなければならない。この場合においては、その処分は、現在の納税地を所轄する税務署長等がしたものとみなす。

2 前項の規定による再調査の請求をする者は、再調査の請求書にその処分に係る税務署、国税局又は税関の名称を付記しなければならない。

3 第1項の場合において、再調査の請求書がその処分に係る税務署長等に提出されたときは、当該税務署長等は、その再調査の請求書を受理することができる。この場合においては、その再調査の請求書は、現在の納税地を所轄する税務署長等に提出されたものとみなす。

4 前項の再調査の請求書を受理した税務署長等は、その再調査の請求書を現在の納税地を所轄する税務署長等に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。

（再調査の請求事件の決定機関の特例）

第86条 所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税、電源開発促進税又は国際観光旅客税に係る税務署長等の処分について再調査の請求がされている場合において、その処分に係る国税の納税地に異動があり、その再調査の請求がされている税務署長等と異動後の納税地を所轄する税務署長等とが異なることとなるときは、当該再調査の請求がされている税務署長等は、再調査の請求人の申立てにより、又は職権で、当該再調査の請求に係る事件を異動後の納税地を所轄する税務署長等に移送することができる。

2 前項の規定により再調査の請求に係る事件の移送があつたときは、その移送を受けた税務署長等に初めから再調査の請求がされたものとみなし、当該税務署長等がその再調査の請求についての決定をする。

3 第1項の規定により再調査の請求に係る事件を移送したときは、その移送をした税務署長等は、その再調査の請求に係る再調査の請求書及び関係書類その他の物件（以下「再調査の請求書等」という。）をその移送を受けた税務署長等に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人及び参加人に通知しなければならない。

（審査請求書の記載事項等）

第87条 審査請求は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 審査請求に係る処分の内容

二 審査請求に係る処分があつたことを知つた年月日（当該処分に係る通知を受けた場合にはその通知を受けた年月日とし、再調査の請求についての決定を経た後の処分について審査請求をする場合には再調査決定書の謄本の送達を受けた年月日とする。）

三 審査請求の趣旨及び理由

四 審査請求の年月日

2 前項の書面（以下この款において「審査請求書」という。）には、同項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 第75条第4項第1号（国税に関する処分についての不服申立て）の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 再調査の請求をした年月日

二 第75条第4項第2号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 同号に規定する正当な理由

三 第77条第1項から第3項まで（不服申立期間）に規定する期間の経過後において審査請求をする場合 これらの各項のただし書に規定する正当な理由

3 第1項第3号に規定する趣旨は、処分の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするように記載するものとし、同号に規定する理由においては、処分に係る通知書その他の書面により通知されている処分の理由に対する審査請求人の主張が明らかにされていなければならないものとする。

（処分庁を経由する審査請求）

第88条 審査請求は、審査請求に係る処分（当該処分に係る再調査の請求についての決定を含む。）をした行政機関の長を経由してすることもできる。この場合において、審査請求人は、当該行政機関の長に審査請求書を提出してするものとする。

2 前項の場合には、同項の行政機関の長は、直ちに、審査請求書を国税不服審判所長に送付しなければならない。

3 第1項の場合における審査請求期間の計算については、同項の行政機関の長に審査請求書が提出された時に審査請求がされたものとみなす。

（合意によるみなす審査請求）

第 89 条 税務署長、国税局長又は税関長に対して再調査の請求がされた場合において、当該税務署長、国税局長又は税関長がその再調査の請求を審査請求として取り扱うことを適当と認めてその旨を再調査の請求人に通知し、かつ、当該再調査の請求人がこれに同意したときは、その同意があつた日に、国税不服審判所長に対し、審査請求がされたものとみなす。

2 前項の通知に係る書面には、再調査の請求に係る処分の理由が当該処分に係る通知書その他の書面により処分の相手方に通知されている場合を除き、その処分の理由を付記しなければならない。

3 第 1 項の規定に該当するときは、同項の再調査の請求がされている税務署長、国税局長又は税関長は、その再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人及び参加人に通知しなければならない。この場合においては、その送付された再調査の請求書は、審査請求書とみなす。

（他の審査請求に伴うみなす審査請求）

第 90 条 更正決定等（源泉徴収等による国税に係る納税の告知を含む。以下この条、第 104 条（併合審理等）及び第 115 条第 1 項第 2 号（不服申立ての前置等）において同じ。）について審査請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等（その国税に係る附帯税の額を含む。以下この条、第 104 条及び第 115 条第 1 項第 2 号において同じ。）についてされた他の更正決定等について税務署長、国税局長又は税関長に対し再調査の請求がされたときは、当該再調査の請求がされた税務署長、国税局長又は税関長は、その再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。

2 更正決定等について税務署長、国税局長又は税関長に対し再調査の請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等について審査請求がされたときは、当該再調査の請求がされている税務署長、国税局長又は税関長は、その再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人及び参加人に通知しなければならない。

3 前 2 項の規定により再調査の請求書等が国税不服審判所長に送付された場合には、その送付がされた日に、国税不服審判所長に対し、当該再調査の請求に係る処分についての審査請求がされたものとみなす。

4 前条第 2 項の規定は第 1 項又は第 2 項の通知に係る書面について、同条第 3 項後段の規定は前項の場合について準用する。

（審査請求書の補正）

第 91 条 国税不服審判所長は、審査請求書が第 87 条（審査請求書の記載事項等）又は第 124 条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載）の規定に違反する場合には、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを求めなければならない。この場合において、不備が軽微なものであるときは、国税不服審判所長は、職権で補正することができる。

2 審査請求人は、前項の補正を求められた場合には、国税不服審判所に出頭して補正すべき事項について陳述し、その陳述の内容を国税不服審判所の職員が録取した書面を確認することによつても、これを行うことができる。

（審理手続を経ないでする却下裁判）

第 92 条 前条第 1 項の場合において、審査請求人が同項の期間内に不備を補正しないときは、国税不服審判所長は、次条から第 97 条の 4 まで（担当審判官等の審理手続）に定める審理手続を経ないで、第 98 条第 1 項（裁判）の規定に基づき、裁判で、当該審査請求を却下することができる。

（審理手続の計画的進行）

第 92 条の 2 審査請求人、参加人及び次条第 1 項に規定する原処分庁（以下「審理関係人」という。）並びに担当審判官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

（答弁書の提出等）

第 93 条 国税不服審判所長は、審査請求書を受理したときは、その審査請求が第 92 条（審理手続を経ないでする却下裁判）の規定する場合を除き、相当の期間を定めて、審査請求の目的となつた処分に係る行政機関の長（第 75 条第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）（国税局の職員の調査に係る処分についての再調査の請求）に規定する処分にあつては、当該国税局長。以下「原処分庁」という。）

から、答弁書を提出させるものとする。この場合において、国税不服審判所長は、その受理した審査請求書を原処分庁に送付するものとする。

2 前項の答弁書には、審査請求の趣旨及び理由に対応して、原処分庁の主張を記載しなければならない。

3 国税不服審判所長は、原処分庁から答弁書が提出されたときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

（担当審判官等の指定）

第94条 国税不服審判所長は、審査請求に係る事件の調査及び審理を行わせるため、担当審判官1名及び参加審判官2名以上を指定する。

2 国税不服審判所長が前項の規定により指定する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一 審査請求に係る処分又は当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前2号に掲げる者であつた者

六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 第109条第1項（参加人）に規定する利害関係人

（反論書等の提出）

第95条 審査請求人は、第93条第3項（答弁書の送付）の規定により送付された答弁書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下この条及び第97条の4第2項第1号ロ（審理手続の終結）において「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、担当審判官が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（以下この条及び第97条の4第2項第1号ハにおいて「参加人意見書」という。）を提出することができる。この場合において、担当審判官が、参加人意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 担当審判官は、審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを参加人及び原処分庁に、参加人から参加人意見書の提出があつたときはこれを審査請求人及び原処分庁に、それぞれ送付しなければならない。

（口頭意見陳述）

第95条の2 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、担当審判官は、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定による意見の陳述（次項及び第97条の4第2項第2号（審理手続の終結）において「口頭意見陳述」という。）に際し、前項の申立てをした者は、担当審判官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分庁に対して、質問を発することができる。

3 第84条第1項ただし書、第2項、第3項及び第5項（決定の手続等）の規定は、第1項の口頭意見陳述について準用する。この場合において、同条第2項中「再調査審理庁」とあるのは「担当審判官」と、「再調査の請求人及び参加人」とあるのは「全ての審理関係人」と、同条第3項中「再調査審理庁」とあるのは「担当審判官」と、同条第5項中「再調査審理庁又は前項の職員」とあるのは「担当審判官」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 参加審判官は、担当審判官の命を受け、第2項の許可及び前項において読み替えて準用する第84条第5項の行為をすることができる。

（証拠書類等の提出）

第96条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 原処分庁は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前2項の場合において、担当審判官が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（審理のための質問、検査等）

第97条 担当審判官は、審理を行うため必要があるときは、審査関係人の申立てにより、又は職権で、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 審査請求人若しくは原処分庁（第4項において「審査請求人等」という。）又は関係人その他の参考人に質問すること。
 - 二 前号に規定する者の帳簿書類その他の物件につき、その所有者、所持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を求め、又はこれらの者が提出した物件を留め置くこと。
 - 三 第1号に規定する者の帳簿書類その他の物件を検査すること。
 - 四 鑑定人に鑑定させること。
- 2 国税審判官、国税副審判官その他の国税不服審判所の職員は、担当審判官の囑託により、又はその命を受け、前項第1号又は第3号に掲げる行為をすることができる。
- 3 国税審判官、国税副審判官その他の国税不服審判所の職員は、第1項第1号及び第3号に掲げる行為をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 国税不服審判所長は、審査請求人等（審査請求人と特殊な関係がある者で政令で定めるものを含む。）が、正当な理由がなく、第1項第1号から第3号まで又は第2項の規定による質問、提出要求又は検査に応じないため審査請求人等の主張の全部又は一部についてその基礎を明らかにすることが著しく困難になつた場合には、その部分に係る審査請求人等の主張を採用しないことができる。
- 5 第1項又は第2項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（審理手続の計画的遂行）

第97条の2 担当審判官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜そうしているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第95条の2から前条第1項まで（口頭意見陳述等）に定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

- 2 担当審判官は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、担当審判官及び審理関係人が音声の送受信により通話をすることができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。
- 3 担当審判官は、前2項の規定による意見の聴取を行つたときは、遅滞なく、第95条の2から前条第1項までに定める審理手続の期日及び場所並びに第97条の4第1項（審理手続の終結）の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

（審理関係人による物件の閲覧等）

第97条の3 審理関係人は、次条第1項又は第2項の規定により審理手続が終結するまでの間、担当審判官に対し、第96条第1項若しくは第2項（証拠書類等の提出）又は第97条第1項第2号（審理のための質問、検査等）の規定により提出された書類その他の物件の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を財務省令で定めるところにより表示したものの閲覧）又は当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 担当審判官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る書類その他の物件の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、担当審判官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 担当審判官は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 担当審判官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（審理手続の終結）

第97条の4 担当審判官は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、担当審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

- 一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかつたとき。
 - イ 第93条第1項前段（答弁書の提出等） 答弁書
 - ロ 第95条第1項後段（反論書等の提出） 反論書
 - ハ 第95条第2項後段 参加人意見書
 - ニ 第96条第3項（証拠書類等の提出） 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件
 - ホ 第97条第1項第2号（審理のための質問、検査等） 帳簿書類その他の物件
 - 二 第95条の2第1項（口頭意見陳述）に規定する申立てをした審査請求人又は参加人が、正当な理由がなく、口頭意見陳述に出頭しないとき。
- 3 担当審判官が前2項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨を通知するものとする。

（裁決）

- 第98条 審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
- 2 審査請求が理由がない場合には、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
 - 3 審査請求が理由がある場合には、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求に係る処分全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできない。
 - 4 国税不服審判所長は、裁決をする場合（第92条（審理手続を経ないでする却下裁決）の規定により当該審査請求を却下する場合を除く。）には、担当審判官及び参加審判官の議決に基づいてこれを行わなければならない。

（国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による裁決）

- 第99条 国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をするとき、又は他の国税に係る処分を行う際における法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするときは、あらかじめその意見を国税庁長官に通知しなければならない。
- 2 国税庁長官は、前項の通知があつた場合において、国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官が当該意見を相当と認める場合を除き、国税不服審判所長と共同して当該意見について国税審議会に諮問しなければならない。
 - 3 国税不服審判所長は、前項の規定により国税庁長官と共同して国税審議会に諮問した場合には、当該国税審議会の議決に基づいて裁決を行わなければならない。

第100条 削除

（裁決の方式等）

- 第101条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、国税不服審判所長が記名押印した裁決書によりしなければならない。
- 一 主文
 - 二 事案の概要
 - 三 審理関係人の主張の要旨
 - 四 理由
- 2 第84条第8項（決定の手続等）の規定は、前項の裁決について準用する。
 - 3 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第98条第3項（裁決）の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に裁決書の謄本が送達された時に、その効力を生ずる。
 - 4 国税不服審判所長は、裁決書の謄本を参加人及び原処分庁（第75条第2項（第1号に係る部分に限る。）（国税に関する処分についての不服申立て）に規定する処分に係る審査請求にあつては、当該処分に係る税務署長を含む。）に送付しなければならない。

（裁決の拘束力）

- 第102条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

- 2 申請若しくは請求に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請若しくは請求を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、当該処分に係る行政機関の長は、裁決の趣旨に従い、改めて申請又は請求に対する処分をしなければならない。
- 3 国税に関する法律に基づいて公示された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、当該処分に係る行政機関の長は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。
- 4 国税に関する法律に基づいて処分の相手方以外の第 109 条第 1 項（参加人）に規定する利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、当該処分に係る行政機関の長は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

（証拠書類等の返還）

第 103 条 国税不服審判所長は、裁決をしたときは、速やかに、第 96 条第 1 項又は第 2 項（証拠書類等の提出）の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第 97 条第 1 項第 2 号（審理のための質問、検査等）の規定による提出要求に応じて提出された帳簿書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

（併合審理等）

- 第 104 条 再調査審理庁又は国税不服審判所長若しくは国税庁長官（以下「国税不服審判所長等」という。）は、必要があると認める場合には、数箇の不服申立てに係る審理手続を併合し、又は併合された数箇の不服申立てに係る審理手続を分離することができる。
- 2 更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときは、国税不服審判所長等は、前項の規定によるもののほか、当該他の更正決定等について併せて審理することができる。ただし、当該他の更正決定等について不服申立ての決定又は裁決がされているときは、この限りでない。
 - 3 前項の規定の適用がある場合には、国税不服審判所長等は、当該不服申立てについての決定又は裁決において当該他の更正決定等の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 4 前 2 項の規定は、更正の請求に対する処分について不服申立てがされている場合において、当該更正の請求に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正又は決定があるときについて準用する。

（不服申立てと国税の徴収との関係）

- 第 105 条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押さえた財産（国税徴収法第 89 条の 2 第 4 項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する特定参加差押不動産を含む。）の滞納処分（その例による処分を含む。以下この条において同じ。）による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人（不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方）から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。
- 2 再調査審理庁又は国税庁長官は、必要があると認めるときは、再調査の請求人又は第 75 条第 1 項第 2 号若しくは第 2 項（第 2 号に係る部分に限る。）（国税に関する処分についての不服申立て）の規定による審査請求をした者（次項において「再調査の請求人等」という。）の申立てにより、又は職権で、不服申立ての目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はこれらを命ずることができる。
 - 3 再調査審理庁又は国税庁長官は、再調査の請求人等が、担保を提供して、不服申立ての目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、若しくはその差押えを解除し、又はこれらを命ずることができる。
 - 4 国税不服審判所長は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、又は職権で、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、第 43 条（国税の徴収の所轄庁）及び第 44 条（更生手続等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例）の規定により徴収の権限を有する国税局長、税務署長又は税関長（以下この条において「徴収の所轄庁」という。）の意見を聴いた上、当該国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止することを徴収の所轄庁に求めることができる。

- 5 国税不服審判所長は、審査請求人が、徴収の所轄庁に担保を提供して、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、徴収の所轄庁に対し、その差押えをしないこと又はその差押えを解除することを求めることができる。
- 6 徴収の所轄庁は、国税不服審判所長から第4項の規定により徴収の猶予若しくは滞納処分の続行の停止を求められ、又は前項の規定により差押えをしないこと若しくはその差押えを解除することを求められたときは、審査請求の目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はその差押えをせず、若しくはその差押えを解除しなければならない。
- 7 第49条第1項第1号及び第3号、第2項並びに第3項（納税の猶予の取消し）の規定は、第2項、第3項又は前項の規定に基づく処分の取消しについて準用する。この場合において、同項の規定による処分の取消しについて同条第1項の規定を準用するときは、同項中「税務署長等は」とあるのは、「徴収の所轄庁は、国税不服審判所長の同意を得て」と読み替えるものとする。
- 8 第75条第1項第2号又は第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定による審査請求に係る審理員（行政不服審査法第11条第2項（総代）に規定する審理員をいう。第108条第5項（総代）において同じ。）は、必要があると認める場合には、国税庁長官に対し、第2項の規定に基づき徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止すること又は第3項の規定に基づき差押えをせず、若しくはその差押えを解除することを徴収の所轄庁に命ずべき旨の意見書を提出することができる。

（不服申立人の地位の承継）

- 第106条 不服申立人が死亡したときは、相続人（民法第951条（相続財産法人の成立）の規定の適用がある場合には、同条の法人）は、不服申立人の地位を承継する。
- 2 不服申立人について合併又は分割（不服申立ての目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。）があつたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該権利を承継した法人は、不服申立人の地位を承継する。不服申立人である人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した法人についても、また同様とする。
 - 3 前2項の場合において、不服申立人の地位を承継した者は、書面でその旨を国税不服審判所長等に届け出なければならない。この場合においては、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添附しなければならない。
 - 4 不服申立ての目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、国税不服審判所長等の許可を得て、不服申立人の地位を承継することができる。

（代理人）

- 第107条 不服申立人は、弁護士、税理士その他適当と認める者を代理人に選任することができる。
- 2 前項の代理人は、各自、不服申立人のために、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての取下げ及び代理人の選任は、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。
 - 3 代理人の権限の行使に関し必要な事項は、政令で定める。

（総代）

- 第108条 多数人が共同して不服申立てをするときは、3人を超えない総代を互選することができる。
- 2 共同不服申立人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、国税不服審判所長等は、総代の互選を命ずることができる。
 - 3 総代は、各自、他の共同不服申立人のために、不服申立ての取下げを除き、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。
 - 4 総代が選任されたときは、共同不服申立人は、総代を通じてのみ前項の行為をすることができる。
 - 5 共同不服申立人に対する国税不服審判所長等（担当審判官及び第75条第1項第2号又は第2項（第2号に係る部分に限る。）（国税に関する処分についての不服申立て）の規定による審査請求に係る審理員を含む。）の通知その他の行為は、2人以上の総代が選任されている場合においても、1人の総代に対してすれば足りる。
 - 6 共同不服申立人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。
 - 7 総代の権限の行使に関し必要な事項は、政令で定める。

（参加人）

第 109 条 利害関係人（不服申立人以外の者であつて不服申立てに係る処分根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。次項において同じ。）は、国税不服審判所長等の許可を得て、当該不服申立てに参加することができる。

2 国税不服審判所長等は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該不服申立てに参加することを求めることができる。

3 第 107 条（代理人）の規定は、参加人（前 2 項の規定により当該不服申立てに参加する者をいう。）の不服申立てへの参加について準用する。

（不服申立ての取下げ）

第 110 条 不服申立人は、不服申立てについての決定又は裁決があるまでは、いつでも、書面により当該不服申立てを取り下げることができる。

2 第 75 条第 4 項（再調査の請求についての決定を経ない審査請求）の規定による審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める不服申立ては、取り下げられたものとみなす。

一 再調査審理庁において当該審査請求がされた日以前に再調査の請求に係る処分の全部を取り消す旨の再調査決定書の謄本を発している場合 当該審査請求

二 再調査審理庁において当該審査請求がされた日以前に再調査の請求に係る処分の一部を取り消す旨の再調査決定書の謄本を発している場合 その部分についての審査請求

三 その他の場合 その決定を経ないで当該審査請求がされた再調査の請求

（3 月後の教示）

第 111 条 再調査審理庁は、再調査の請求がされた日（第 81 条第 3 項（再調査の請求書の記載事項等）の規定により不備を補正すべきことを求めた場合にあっては、当該不備が補正された日）の翌日から起算して 3 月を経過しても当該再調査の請求が係属しているときは、遅滞なく、当該処分について直ちに国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならない。

2 第 89 条第 2 項（処分の理由の付記）の規定は、前項の教示に係る書面について準用する。

（誤った教示をした場合の救済）

第 112 条 国税に関する法律に基づく処分をした行政機関が、不服申立てをすべき行政機関を教示する際に、誤つて当該行政機関でない行政機関を教示した場合において、その教示された行政機関に対し教示された不服申立てがされたときは、当該行政機関は、速やかに、再調査の請求書又は審査請求書を再調査の請求をすべき行政機関又は国税不服審判所長若しくは国税庁長官に送付し、かつ、その旨を不服申立人に通知しなければならない。

2 国税に関する法律に基づく処分（再調査の請求をすることができる処分に限る。次項において同じ。）をした行政機関が、誤つて再調査の請求をすることができる旨を教示しなかつた場合において、国税不服審判所長に審査請求がされた場合であつて、審査請求人から申立てがあつたときは、国税不服審判所長は、速やかに、審査請求書を再調査の請求をすべき行政機関に送付しなければならない。ただし、第 93 条第 3 項（答弁書の提出等）の規定により審査請求人に答弁書を送付した後においては、この限りでない。

3 国税に関する法律に基づく処分をした行政機関が、誤つて審査請求をすることができる旨を教示しなかつた場合において、税務署長、国税局長又は税関長に対して再調査の請求がされた場合であつて、再調査の請求人から申立てがあつたときは、当該税務署長、国税局長又は税関長は、速やかに、再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付しなければならない。

4 前 2 項の規定により審査請求書又は再調査の請求書等の送付を受けた行政機関又は国税不服審判所長は、速やかに、その旨を不服申立人及び参加人に通知しなければならない。

5 第 1 項から第 3 項までの規定により再調査の請求書又は審査請求書が再調査の請求をすべき行政機関又は国税不服審判所長若しくは国税庁長官に送付されたときは、初めから再調査の請求をすべき行政機関に再調査の請求がされ、又は国税不服審判所長若しくは国税庁長官に審査請求がされたものとみなす。

（首席審判官への権限の委任）

第 113 条 この法律に基づく国税不服審判所長の権限は、政令で定めるところにより、その一部を首席国税審判官に委任することができる。

（国税庁長官に対する審査請求書の提出等）

第 113 条の2 第 75 条第 1 項第 2 号又は第 2 項（第 2 号に係る部分に限る。）（国税に関する処分についての不服申立て）の規定による審査請求をする場合における行政不服審査法第 19 条第 2 項（審査請求書の提出）の規定の適用については、同項第 1 号中「及び住所又は居所」とあるのは、「住所又は居所及び国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 74 条の 7 の 2 第 3 項第 4 号ハに規定する番号（当該番号を有しない者にあつては、その氏名又は名称及び住所又は居所）」とする。

2 第 75 条第 2 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定による審査請求は、当該審査請求に係る処分をした税務署長を経由してすることもできる。この場合において、審査請求人は、当該税務署長に審査請求書を提出してするものとする。

3 前項の場合には、同項の税務署長は、直ちに、審査請求書を国税庁長官に送付しなければならない。

4 第 2 項の場合における審査請求期間の計算については、同項の税務署長に審査請求書が提出された時に審査請求がされたものとみなす。

5 国税庁長官は、第 75 条第 2 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定による審査請求についての裁決をした場合には、裁決書の謄本を、審査請求人のほか、参加人及び当該審査請求に係る処分をした税務署長に送付しなければならない。

（行政事件訴訟法との関係）

第 114 条 国税に関する法律に基づく処分に関する訴訟については、この節及び他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）その他の一般の行政事件訴訟に関する法律の定めるところによる。

（不服申立ての前置等）

第 115 条 国税に関する法律に基づく処分（第 80 条第 3 項（行政不服審査法との関係）に規定する処分を除く。以下この節において同じ。）で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、審査請求についての裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 国税不服審判所長又は国税庁長官に対して審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。

二 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

三 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 国税に関する法律に基づく処分についてされた再調査の請求又は審査請求について決定又は裁決をした者は、その決定又は裁決をした時にその処分についての訴訟が係属している場合には、その再調査決定書又は裁決書の謄本をその訴訟が係属している裁判所に送付するものとする。

（原告が行うべき証拠の申出）

第 116 条 国税に関する法律に基づく処分（更正決定等及び納税の告知に限る。以下この項において「課税処分」という。）に係る行政事件訴訟法第 3 条第 2 項（処分の取消しの訴え）に規定する処分の取消しの訴えにおいては、その訴えを提起した者が必要経費又は損金の額の存在その他これに類する自己に有利な事実につき課税処分の基礎とされた事実と異なる旨を主張しようとするときは、相手方当事者である国が当該課税処分の基礎となつた事実を主張した日以後遅滞なくその異なる事実を具体的に主張し、併せてその事実を証明すべき証拠の申出をしなければならない。ただし、当該訴えを提起した者が、その責めに帰することができない理由によりその主張又は証拠の申出を遅滞なくすることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

2 前項の訴えを提起した者が同項の規定に違反して行つた主張又は証拠の申出は、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 157 条第 1 項（時機に後れた攻撃防御方法の却下）の規定の適用に関しては、同項に規定する時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法とみなす。

3. 民事訴訟法（抜粋）

(平成8年6月26日法律第109号、最終改正：令和2年4月24日公布(令和2年法律第22号))

(趣旨)

第1条 民事訴訟に関する手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(普通裁判籍による管轄)

第4条 訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2 人の普通裁判籍は、住所により、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により定まる。

3 大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人が前項の規定により普通裁判籍を有しないときは、その者の普通裁判籍は、最高裁判所規則で定める地にあるものとする。

4 法人その他の社団又は財団の普通裁判籍は、その主たる事務所又は営業所により、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。

5 外国の社団又は財団の普通裁判籍は、前項の規定にかかわらず、日本における主たる事務所又は営業所により、日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。

6 国の普通裁判籍は、訴訟について国を代表する官庁の所在地により定まる。

(訴訟の目的の価額の算定)

第8条 裁判所法(昭和22年法律第59号)の規定により管轄が訴訟の目的の価額により定まるときは、その価額は、訴えで主張する利益によって算定する。

2 前項の価額を算定することができないとき、又は極めて困難であるときは、その価額は140万円を超えるものとみなす。

(管轄の合意)

第11条 当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができる。

2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。

3 第1項の合意がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

(応訴管轄)

第12条 被告が第一審裁判所において管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判所は、管轄権を有する。

(管轄違いの場合の取扱い)

第16条 裁判所は、訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。

2 地方裁判所は、訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。ただし、訴訟がその簡易裁判所の専属管轄(当事者が第11条の規定により合意で定めたものを除く。)に属する場合は、この限りでない。

(訴訟能力等を欠く場合の措置等)

第34条 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權を欠くときは、裁判所は、期間を定めて、その補正を命じなければならない。この場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、一時訴訟行為をさせることができる。

2 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權を欠く者がした訴訟行為は、これらを生ずるに至った当事者又は法定代理人の追認により、行為の時にさかのぼってその効力を生ずる。

3 前2項の規定は、選定当事者が訴訟行為をする場合について準用する。

(法人の代表者等への準用)

第37条 この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定は、法人の代表者及び法人でない社団又は財団でその名において訴え、又は訴えられることができるものの代表者又は管理人について準用する。

（訴訟代理人の資格）

第 54 条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。

2 前項の許可は、いつでも取り消すことができる。

（補佐人）

第 60 条 当事者又は訴訟代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

2 前項の許可は、いつでも取り消すことができる。

3 補佐人の陳述は、当事者又は訴訟代理人が直ちに打消し、又は更正しないときは、当事者又は訴訟代理人が自らしたものみなす。

（口頭弁論の必要性）

第 87 条 当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。

2 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

3 前 2 項の規定は、特別の定めがある場合には、適用しない。

（和解の試み）

第 89 条 裁判所は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、和解を試み、又は受命裁判官若しくは受託裁判官に和解を試みさせることができる。

（期日の指定及び変更）

第 93 条 期日は、申立てにより又は職権で、裁判長が指定する。

2 期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

3 口頭弁論及び弁論準備手続の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り許す。ただし、最初の期日の変更は、当事者の合意がある場合にも許す。

4 前項の規定にかかわらず、弁論準備手続を経た口頭弁論の期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。

（期日の呼出し）

第 94 条 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（期間の計算）

第 95 条 期間の計算については、民法の期間に関する規定に従う。

2 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始める。

3 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日又は 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

（期間の伸縮及び付加期間）

第 96 条 裁判所は、法定の期間又はその定めた期間を伸長し、又は短縮することができる。ただし、不変期間については、この限りでない。

2 不変期間については、裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のために付加期間を定めることができる。

（職権送達の原則等）

第 98 条 送達は、特別の定めがある場合を除き、職権です。

2 送達に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

（送達場所）

第 103 条 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所（以下この節において「住所等」という。）においてする。ただし、法定代理人に対する送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。

2 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達をするのに支障があるときは、送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等（以下「就業場所」という。）においてすることができる。送達を受けるべき者（次条第 1 項に規定する者を除く。）が就業場所において送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

（送達場所等の届出）

第 104 条 当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、送達を受けるべき場所（日本国内に限る。）を受訴裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる。

2 前項前段の規定による届出があった場合には、送達は、前条の規定にかかわらず、その届出に係る場所においてする。

3 第 1 項前段の規定による届出をしない者で次の各号に掲げる送達を受けたものに対するその後の送達は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

一 前条の規定による送達 その送達をした場所

二 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。第 106 条第 1 項後段において同じ。）においてするもの及び同項後段の規定による送達 その送達において送達をすべき場所とされていた場所

三 第 107 条第 1 項第 1 号の規定による送達 その送達においてあて先とした場所

（出会送達）

第 105 条 前 2 条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの（前条第 1 項前段の規定による届出をした者を除く。）に対する送達は、その者に出会った場所においてすることができる。日本国内に住所等を有することが明らかな者又は同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

（補充送達及び差置送達）

第 106 条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であって、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。

2 就業場所（第 104 条第 1 項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。）において送達を受けるべき者に出会わない場合において、第 103 条第 2 項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であって、書類の受領について相当のわきまえのあるものが書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することができる。

3 送達を受けるべき者又は第 1 項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

（書留郵便等に付する送達）

第 107 条 前条の規定により送達をすることができない場合には、裁判所書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所にあてて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの（次項及び第 3 項において「書留郵便等」という。）に付して発送することができる。

一 第 103 条の規定による送達をすべき場合 同条第 1 項に定める場所

二 第 104 条第 2 項の規定による送達をすべき場合 同項の場所

三 第 104 条第 3 項の規定による送達をすべき場合 同項の場所（その場所が就業場所である場合にあっては、訴訟記録に表れたその者の住所等）

（既判力の範囲）

第 114 条 確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。

- 2 相殺のために主張した請求の成立又は不成立の判断は、相殺をもって対抗した額について既判力を有する。

（確定判決等の効力が及ぶ者の範囲）

第 115 条 確定判決は、次に掲げる者に対してその効力を有する。

- 一 当事者
 - 二 当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人
 - 三 前 2 号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人
 - 四 前 3 号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者
- 2 前項の規定は、仮執行の宣言について準用する。

（判決の確定時期）

第 116 条 判決は、控訴若しくは上告（第 327 条第 1 項（第 380 条第 2 項において準用する場合を含む。）の上告を除く。）の提起、第 318 条第 1 項の申立て又は第 357 条（第 367 条第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは第 378 条第 1 項の規定による異議の申立てについて定めた期間の満了前には、確定しないものとする。

- 2 判決の確定は、前項の期間内にした控訴の提起、同項の上告の提起又は同項の申立てにより、遮断される。

（訴え提起の方式）

第 133 条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

- 2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者及び法定代理人
 - 二 請求の趣旨及び原因

（裁判長の訴状審査権）

第 137 条 訴状が第 133 条第 2 項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和 46 年法律第 40 号）の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合も、同様とする。

- 2 前項の場合において、原告が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。
- 3 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

（訴状の送達）

第 138 条 訴状は、被告に送達しなければならない。

- 2 前条の規定は、訴状の送達をすることができない場合（訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。）について準用する。

（口頭弁論期日の指定）

第 139 条 訴えの提起があったときは、裁判長は、口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。

（口頭弁論を経ない訴えの却下）

第 140 条 訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

（裁判上の請求による時効の完成猶予等）

第 147 条 訴えが提起されたとき、又は第 143 条第 2 項（第 144 条第 3 項及び第 145 条第 4 項において準用する場合を含む。）の書面が裁判所に提出されたときは、その時に時効の完成猶予又は法律上の期間の遵守のために必要な裁判上の請求があったものとする。

（訴訟手続の計画的進行）

第 147 条の 2 裁判所及び当事者は、適正かつ迅速な審理の実現のため、訴訟手続の計画的な進行を図らなければならない。

（審理の計画）

第 147 条の 3 裁判所は、審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない。

2 前項の審理の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 争点及び証拠の整理を行う期間
- 二 証人及び当事者本人の尋問を行う期間
- 三 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期

3 第 1 項の審理の計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間その他の訴訟手続の計画的な進行上必要な事項を定めることができる。

4 裁判所は、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて第 1 項の審理の計画を変更することができる。

（裁判長の訴訟指揮権）

第 148 条 口頭弁論は、裁判長が指揮する。

2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁ずることができる。

（釈明権等）

第 149 条 裁判長は、口頭弁論の期日又は期日外において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すことができる。

2 陪席裁判官は、裁判長に告げて、前項に規定する処置をすることができる。

3 当事者は、口頭弁論の期日又は期日外において、裁判長に対して必要な発問を求めることができる。

4 裁判長又は陪席裁判官が、口頭弁論の期日外において、攻撃又は防御の方法に重要な変更を生じ得る事項について第 1 項又は第 2 項の規定による処置をしたときは、その内容を相手方に通知しなければならない。

（釈明処分）

第 151 条 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 当事者本人又はその法定代理人に対し、口頭弁論の期日に出頭することを命ずること。
- 二 口頭弁論の期日において、当事者のため事務を処理し、又は補助する者で裁判所が相当と認めるものに陳述をさせること。
- 三 訴訟書類又は訴訟において引用した文書その他の物件で当事者の所持するものを提出させること。
- 四 当事者又は第三者の提出した文書その他の物件を裁判所に留め置くこと。
- 五 検証をし、又は鑑定を命ずること。
- 六 調査を囑託すること。

2 前項に規定する検証、鑑定及び調査の囑託については、証拠調べに関する規定を準用する。

（攻撃防御方法の提出時期）

第 156 条 攻撃又は防御の方法は、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならない。

（審理の計画が定められている場合の攻撃防御方法の提出期間）

第 156 条の 2 第 147 条の 3 第 1 項の審理の計画に従った訴訟手続の進行上必要があると認めるときは、裁判長は、当事者の意見を聴いて、特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間を定めることができる。

（時機に後れた攻撃防御方法の却下等）

第 157 条 当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法については、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めたときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。

- 2 攻撃又は防御の方法でその趣旨が明瞭でないものについて当事者が必要な釈明をせず、又は釈明をすべき期日に出頭しないときも、前項と同様とする。

（審理の計画が定められている場合の攻撃防御方法の却下）

第 157 条の2 第 147 条の3 第3項又は第 156 条の2（第 170 条第5項において準用する場合を含む。）の規定により特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間が定められている場合において、当事者がその期間の経過後に提出した攻撃又は防御の方法については、これにより審理の計画に従った訴訟手続の進行に著しい支障を生ずるおそれがあると認めたときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。ただし、その当事者がその期間内に当該攻撃又は防御の方法を提出することができなかったことについて相当の理由があることを疎明したときは、この限りでない。

（訴状等の陳述の擬制）

第 158 条 原告又は被告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしないときは、裁判所は、その者が提出した訴状又は答弁書その他の準備書面に記載した事項を陳述したものとし、出頭した相手方に弁論をさせることができる。

（自白の擬制）

第 159 条 当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしない場合には、その事実を自白したものとみなす。ただし、弁論の全趣旨により、その事実を争ったものと認めるべきときは、この限りでない。

2 相手方の主張した事実を知らない旨の陳述をした者は、その事実を争ったものと推定する。

3 第 1 項の規定は、当事者が口頭弁論の期日に出頭しない場合について準用する。ただし、その当事者が公示送達による呼出しを受けたものであるときは、この限りでない。

（準備書面）

第 161 条 口頭弁論は、書面で準備しなければならない。

2 準備書面には、次に掲げる事項を記載する。

一 攻撃又は防御の方法

二 相手方の請求及び攻撃又は防御の方法に対する陳述

3 相手方が在廷していない口頭弁論においては、準備書面（相手方に送達されたもの又は相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出されたものに限る。）に記載した事実でなければ、主張することができない。

（準備書面等の提出期間）

第 162 条 裁判長は、答弁書若しくは特定の事項に関する主張を記載した準備書面の提出又は特定の事項に関する証拠の申出をすべき期間を定めることができる。

（準備的口頭弁論の開始）

第 164 条 裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、この款に定めるところにより、準備的口頭弁論を行うことができる。

（弁論準備手続の開始）

第 168 条 裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を弁論準備手続に付することができる。

（証明することを要しない事実）

第 179 条 裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実、証明することを要しない。

（証拠の申出）

第 180 条 証拠の申出は、証明すべき事実を特定してしなければならない。

2 証拠の申出は、期日前においてもすることができる。

（疎明）

第 188 条 疎明は、即時に取り調べることができる証拠によってしなければならない。

（証人義務）

第 190 条 裁判所は、特別の定めがある場合を除き、何人でも証人として尋問することができる。

（公務員の尋問）

第 191 条 公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁（衆議院若しくは参議院の議員又はその職にあった者についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職にあった者については内閣）の承認を得なければならない。

2 前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。

（不出頭に対する過料等）

第 192 条 証人が正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、決定で、これによって生じた訴訟費用の負担を命じ、かつ、10 万円以下の過料に処する。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（不出頭に対する罰金等）

第 193 条 証人が正当な理由なく出頭しないときは、10 万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

（勾引）

第 194 条 裁判所は、正当な理由なく出頭しない証人の勾引を命ずることができる。

2 刑事訴訟法中勾引に関する規定は、前項の勾引について準用する。

（受命裁判官等による証人尋問）

第 195 条 裁判所は、次に掲げる場合に限り、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。

- 一 証人が受訴裁判所に出頭する義務がないとき、又は正当な理由により出頭することができないとき。
- 二 証人が受訴裁判所に出頭するについて不相当な費用又は時間を要するとき。
- 三 現場において証人を尋問することが事実を発見するために必要であるとき。
- 四 当事者に異議がないとき。

（証言拒絶権）

第 196 条 証言が証人又は証人と次に掲げる関係を有する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関するときも、同様とする。

- 一 配偶者、四親等内の血族若しくは三親等内の姻族の關係にあり、又はあったこと。
- 二 後見人と被後見人の關係にあること。

第 197 条 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

- 一 第 191 条第 1 項の場合
 - 二 医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合
 - 三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合
- 2 前項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

（証言拒絶の理由の疎明）

第 198 条 証言拒絶の理由は、疎明しなければならない。

（宣誓）

第 201 条 証人には、特別の定めがある場合を除き、宣誓をさせなければならない。

2 16 歳未満の者又は宣誓の趣旨を理解することができない者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。

- 3 第 196 条の規定に該当する証人で証言拒絶の権利を行使しないものを尋問する場合には、宣誓をさせないことができる。
- 4 証人は、自己又は自己と第 196 条各号に掲げる関係を有する者に著しい利害関係のある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができる。
- 5 第 198 条及び第 199 条の規定は証人が宣誓を拒む場合について、第 192 条及び第 193 条の規定は宣誓拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に証人が正当な理由なく宣誓を拒む場合について準用する。

（尋問の順序）

第 202 条 証人の尋問は、その尋問の申出をした当事者、他の当事者、裁判長の順序です。

- 2 裁判長は、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができる。
- 3 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

（当事者本人の尋問）

第 207 条 裁判所は、申立てにより又は職権で、当事者本人を尋問することができる。この場合においては、その当事者に宣誓をさせることができる。

- 2 証人及び当事者本人の尋問を行うときは、まず証人の尋問をする。ただし、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、まず当事者本人の尋問をすることができる。

（書証の申出）

第 219 条 書証の申出は、文書を提出し、又は文書の所持者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。

（文書提出義務）

第 220 条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

- 一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
- 二 拳証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。
- 三 文書が拳証者の利益のために作成され、又は拳証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。
- 四 前 3 号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。
 - イ 文書の所持者又は文書の所持者と第 196 条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書
 - ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
 - ハ 第 197 条第 1 項第 2 号に規定する事実又は同項第 3 号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書
 - ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）
 - ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

（文書提出命令の申立て）

第 221 条 文書提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 文書の表示
 - 二 文書の趣旨
 - 三 文書の所持者
 - 四 証明すべき事実
 - 五 文書の提出義務の原因
- 2 前条第 4 号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立ては、書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要がある場合でなければ、することができない。

（文書提出命令等）

第 223 条 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

2 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。

3 裁判所は、公務員の職務上の秘密に関する文書について第 220 条第 4 号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあつた場合には、その申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当該文書が同号口に掲げる文書に該当するかどうかについて、当該監督官庁（衆議院又は参議院の議員の職務上の秘密に関する文書についてはその院、内閣総理大臣その他の国务大臣の職務上の秘密に関する文書については内閣。以下この条において同じ。）の意見を聴かなければならない。この場合において、当該監督官庁は、当該文書が同号口に掲げる文書に該当する旨の意見を述べるときは、その理由を示さなければならない。

4 前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第 220 条第 4 号口に掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があると認めるに足りない場合に限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。

一 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

5 第 3 項前段の場合において、当該監督官庁は、当該文書の所持者以外の第三者の技術又は職業の秘密に関する事項に係る記載がされている文書について意見を述べようとするときは、第 220 条第 4 号口に掲げる文書に該当する旨の意見を述べようとするときを除き、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くものとする。

6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第 220 条第 4 号イから二までに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

7 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果）

第 224 条 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

2 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、前項と同様とする。

3 前 2 項に規定する場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

（第三者が文書提出命令に従わない場合の過料）

第 225 条 第三者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、決定で、20 万円以下の過料に処する。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（文書の成立）

第 228 条 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

2 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。

3 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。

4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。

5 第 2 項及び第 3 項の規定は、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めるべき文書について準用する。

（筆跡等の対照による証明）

第 229 条 文書の成立の真否は、筆跡又は印影の対照によっても、証明することができる。

- 2 第219条、第223条、第224条第1項及び第2項、第226条並びに第227条の規定は、対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出又は送付について準用する。
- 3 対照をするのに適当な相手方の筆跡がないときは、裁判所は、対照の用に供すべき文字の筆記を相手方に命ずることができる。
- 4 相手方が正当な理由なく前項の規定による決定に従わないときは、裁判所は、文書の成立の真否に関する挙証者の主張を真実と認めることができる。書体を変えて筆記したときも、同様とする。
- 5 第三者が正当な理由なく第2項において準用する第223条第1項の規定による提出の命令に従わないときは、裁判所は、決定で、10万円以下の過料に処する。
- 6 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（終局判決）

第243条 裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときは、終局判決をする。

- 2 裁判所は、訴訟の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局判決をすることができる。
- 3 前項の規定は、口頭弁論の併合を命じた数個の訴訟中その一が裁判をするのに熟した場合及び本訴又は反訴が裁判をするのに熟した場合について準用する。

第244条 裁判所は、当事者の双方又は一方が口頭弁論の期日に出頭せず、又は弁論をしないで退廷をした場合において、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況を考慮して相当と認めるときは、終局判決をすることができる。ただし、当事者の一方が口頭弁論の期日に出頭せず、又は弁論をしないで退廷をした場合には、出頭した相手方の申出があるときに限る。

（判決事項）

第246条 裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない。

（自由心証主義）

第247条 裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。

（直接主義）

第249条 判決は、その基本となる口頭弁論に関与した裁判官がする。

- 2 裁判官が代わった場合には、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。
- 3 単独の裁判官が代わった場合又は合議体の裁判官の過半数が代わった場合において、その前に尋問をした証人について、当事者が更に尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない。

（判決の発効）

第250条 判決は、言渡しによってその効力を生ずる。

（言渡期日）

第251条 判決の言渡しは、口頭弁論の終結の日から2月以内にしなければならない。ただし、事件が複雑であるときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

- 2 判決の言渡しは、当事者が在廷しない場合においても、することができる。

（言渡し方式）

第252条 判決の言渡しは、判決書の原本に基づいてする。

（判決書）

第253条 判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 主文
- 二 事実
- 三 理由
- 四 口頭弁論の終結の日
- 五 当事者及び法定代理人
- 六 裁判所

- 2 事実の記載においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない。

（言渡しの方式の特則）

第 254 条 次に掲げる場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、第 252 条の規定にかかわらず、判決書の原本に基づかないことができる。

- 一 被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合
 - 二 被告が公示送達による呼出しを受けたにもかかわらず口頭弁論の期日に出頭しない場合（被告の提出した準備書面が口頭弁論において陳述されたものとみなされた場合を除く。）
- 2 前項の規定により判決の言渡しをしたときは、裁判所は、判決書の作成に代えて、裁判所書記官に、当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨を、判決の言渡しをした口頭弁論期日の調書に記載させなければならない。

（判決書等の送達）

第 255 条 判決書又は前条第 2 項の調書は、当事者に送達しなければならない。

- 2 前項に規定する送達は、判決書の正本又は前条第 2 項の調書の謄本によってする。

（訴えの取下げ）

第 261 条 訴えは、判決が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。

- 2 訴えの取下げは、相手方が本案について準備書面を提出し、弁論準備手続において申述をし、又は口頭弁論をした後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。ただし、本訴の取下げがあった場合における反訴の取下げについては、この限りでない。
- 3 訴えの取下げは、書面でしなければならない。ただし、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）においては、口頭であることを妨げない。
- 4 第 2 項本文の場合において、訴えの取下げが書面でされたときはその書面を、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）はその期日の調書の謄本を相手方に送達しなければならない。
- 5 訴えの取下げの書面の送達を受けた日から 2 週間以内に相手方が異議を述べないときは、訴えの取下げに同意したものとみなす。訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは訴えの取下げがあった日から、相手方がその期日に出頭しなかったときは前項の謄本の送達があった日から 2 週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

（訴えの取下げの効果）

第 262 条 訴訟は、訴えの取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなす。

- 2 本案について終局判決があった後に訴えを取り下げた者は、同一の訴えを提起することができない。

（訴えの取下げの擬制）

第 263 条 当事者双方が、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日に出頭せず、又は弁論若しくは弁論準備手続における申述をしないで退廷若しくは退席をした場合において、1 月以内に期日指定の申立てをしないときは、訴えの取下げがあったものとみなす。当事者双方が、連続して 2 回、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日に出頭せず、又は弁論若しくは弁論準備手続における申述をしないで退廷若しくは退席をしたときも、同様とする。

（裁判所等が定める和解条項）

第 265 条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。

- 2 前項の申立ては、書面でなければならない。この場合においては、その書面に同項の和解条項に服する旨を記載しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によってする。
- 4 当事者は、前項の告知前に限り、第 1 項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

5 第3項の告知が当事者双方にされたときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

（和解調書等の効力）

第267条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

（控訴をすることができる判決等）

第281条 控訴は、地方裁判所が第一審としてした終局判決又は簡易裁判所の終局判決に対してすることができる。ただし、終局判決後、当事者双方が共に上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をしたときは、この限りでない。

2 第11条第2項及び第3項の規定は、前項の合意について準用する。

（控訴期間）

第285条 控訴は、判決書又は第254条第2項の調書の送達を受けた日から2週間の不変期間内に提起しなければならない。ただし、その期間前に提起した控訴の効力を妨げない。

（控訴提起の方式）

第286条 控訴の提起は、控訴状を第一審裁判所に提出してしなければならない。

2 控訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者及び法定代理人
- 二 第一審判決の表示及びその判決に対して控訴をする旨

（上告裁判所）

第311条 上告は、高等裁判所が第二審又は第一審としてした終局判決に対しては最高裁判所に、地方裁判所が第二審としてした終局判決に対しては高等裁判所にすることができる。

2 第281条第1項ただし書の場合には、地方裁判所の判決に対しては最高裁判所に、簡易裁判所の判決に対しては高等裁判所に、直ちに上告をすることができる。

（上告の理由）

第312条 上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。

2 上告は、次に掲げる事由があることを理由とするときも、することができる。ただし、第4号に掲げる事由については、第34条第2項（第59条において準用する場合を含む。）の規定による追認があったときは、この限りでない。

- 一 法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。
- 二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。
- 二の二 日本の裁判所の管轄権の専属に関する規定に違反したこと。
- 三 専属管轄に関する規定に違反したこと（第6条第1項各号に定める裁判所が第一審の終局判決をした場合において当該訴訟が同項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときに除く。）。
- 四 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
- 五 口頭弁論の公開の規定に違反したこと。
- 六 判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること。

3 高等裁判所にする上告は、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があることを理由とするときも、することができる。

（上告受理の申立て）

第318条 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。

2 前項の申立て（以下「上告受理の申立て」という。）においては、第312条第1項及び第2項に規定する事由を理由とすることができない。

第1項の場合において、最高裁判所は、上告受理の申立ての理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを排除することができる。

- 4 第1項の決定があった場合には、上告があったものとみなす。この場合においては、第320条の規定の適用については、上告受理の申立ての理由中前項の規定により排除されたものの以外のものを上告の理由とみなす。
- 5 第313条から第315条まで及び第316条第1項の規定は、上告受理の申立てについて準用する。

（原判決の確定した事実の拘束）

第321条 原判決において適法に確定した事実は、上告裁判所を拘束する。

- 2 第311条第2項の規定による上告があった場合には、上告裁判所は、原判決における事実の確定が法律に違反したことを理由として、その判決を破棄することができない。

（少額訴訟の要件等）

第368条 簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が60万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

- 2 少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

- 3 前項の申述をするには、当該訴えを提起する簡易裁判所においてその年に少額訴訟による審理及び裁判を求めた回数を届け出なければならない。

4. 行政事件訴訟法《全文》

（昭和37年5月16日法律第139号、最終改正：平成27年7月17日公布（平成27年法律第59号））

（この法律の趣旨）

第1条 行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（行政事件訴訟）

第2条 この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。

（抗告訴訟）

第3条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

- 2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

- 3 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求その他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

- 4 この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。

- 5 この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。

- 6 この法律において「義務付けの訴え」とは、次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。

一 行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき（次号に掲げる場合を除く。）。

二 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき。

- 7 この法律において「差止めの訴え」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにもかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。

（当事者訴訟）

第4条 この法律において「当事者訴訟」とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁判に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの及び公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいう。

（民衆訴訟）

第5条 この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう。

（機関訴訟）

第6条 この法律において「機関訴訟」とは、国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟をいう。

（この法律に定めがない事項）

第7条 行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

（処分の取消しの訴えと審査請求との関係）

第8条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁判を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。

一 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁判がないとき。

二 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

三 その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 第1項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求に対する裁判があるまで（審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁判がないときは、その期間を経過するまで）、訴訟手続を中止することができる。

（原告適格）

第9条 処分の取消しの訴え及び裁判の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁判の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁判の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁判の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

2 裁判所は、処分又は裁判の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁判の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁判がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

（取消しの理由の制限）

第10条 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。

2 処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁判の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁判の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない。

（被告適格等）

第11条 処分又は裁判をした行政庁（処分又は裁判があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。）が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。

一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体

- 二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体
- 2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。
- 3 前2項の規定により被告とすべき国若しくは公共団体又は行政庁がない場合には、取消訴訟は、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない。
- 4 第1項又は前項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴状には、民事訴訟の例により記載すべき事項のほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を記載するものとする。
- 一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁
- 二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁
- 5 第1項又は第3項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟が提起された場合には、被告は、遅滞なく、裁判所に対し、前項各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を明らかにしなければならない。
- 6 処分又は裁決をした行政庁は、当該処分又は裁決に係る第1項の規定による国又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する。

（管轄）

- 第12条 取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。
- 2 土地の収用、鉱業権の設定その他不動産又は特定の場所に係る処分又は裁決についての取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所にも、提起することができる。
- 3 取消訴訟は、当該処分又は裁決に関し事案の処理に当たつた下級行政機関の所在地の裁判所にも、提起することができる。
- 4 国又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも、提起することができる。
- 5 前項の規定により特定管轄裁判所に同項の取消訴訟が提起された場合であつて、他の裁判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は裁決に係る抗告訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は第1項から第3項までに定める裁判所に移送することができる。

（関連請求に係る訴訟の移送）

- 第13条 取消訴訟と次の各号の一に該当する請求（以下「関連請求」という。）に係る訴訟とが各別の裁判所に係属する場合において、相当と認めるときは、関連請求に係る訴訟の係属する裁判所は、申立てにより又は職権で、その訴訟を取消訴訟の係属する裁判所に移送することができる。ただし、取消訴訟又は関連請求に係る訴訟の係属する裁判所が高等裁判所であるときは、この限りでない。
- 一 当該処分又は裁決に関連する原状回復又は損害賠償の請求
- 二 当該処分とともに一個の手續を構成する他の処分の取消しの請求
- 三 当該処分に係る裁決の取消しの請求
- 四 当該裁決に係る処分の取消しの請求
- 五 当該処分又は裁決の取消しを求める他の請求
- 六 その他当該処分又は裁決の取消しの請求と関連する請求

（出訴期間）

- 第14条 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から6箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は裁決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前2項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知

つた日から6箇月を経過したとき又は当該裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（被告を誤った訴えの救済）

第15条 取消訴訟において、原告が故意又は重大な過失によらないで被告とすべき者を誤ったときは、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、被告を変更することを許すことができる。

2 前項の決定は、書面とするものとし、その正本を新たな被告に送達しなければならない。

3 第1項の決定があつたときは、出訴期間の遵守については、新たな被告に対する訴えは、最初に訴えを提起した時に提起されたものとみなす。

4 第1項の決定があつたときは、従前の被告に対しては、訴えの取下げがあつたものとみなす。

5 第1項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

6 第1項の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

7 上訴審において第1項の決定をしたときは、裁判所は、その訴訟を管轄裁判所に移送しなければならない。

（請求の客観的併合）

第16条 取消訴訟には、関連請求に係る訴えを併合することができる。

2 前項の規定により訴えを併合する場合において、取消訴訟の第一審裁判所が高等裁判所であるときは、関連請求に係る訴えの被告の同意を得なければならない。被告が異議を述べないで、本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、同意したものとみなす。

（共同訴訟）

第17条 数人は、その数人の請求又はその数人に対する請求が処分又は裁決の取消しの請求と関連請求とである場合に限り、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。

2 前項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

（第三者による請求の追加的併合）

第18条 第三者は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、その訴訟の当事者の一方を被告として、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起することができる。この場合において、当該取消訴訟が高等裁判所に係属しているときは、第16条第2項の規定を準用する。

（原告による請求の追加的併合）

第19条 原告は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起することができる。この場合において、当該取消訴訟が高等裁判所に係属しているときは、第16条第2項の規定を準用する。

2 前項の規定は、取消訴訟について民事訴訟法（平成8年法律第109号）第143条の規定の例によることを妨げない。

第20条 前条第1項前段の規定により、処分の取消しの訴えをその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えに併合して提起する場合には、同項後段において準用する第16条第2項の規定にかかわらず、処分の取消しの訴えの被告の同意を得ることを要せず、また、その提起があつたときは、出訴期間の遵守については、処分の取消しの訴えは、裁決の取消しの訴えを提起した時に提起されたものとみなす。

（国又は公共団体に対する請求への訴えの変更）

第21条 裁判所は、取消訴訟の目的たる請求を当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体に対する損害賠償その他の請求に変更することが相当であると認めるときは、請求の基礎に変わらない限り、口頭弁論の終結に至るまで、原告の申立てにより、決定をもつて、訴えの変更を許すことができる。

2 前項の決定には、第15条第2項の規定を準用する。

3 裁判所は、第1項の規定により訴えの変更を許す決定をするには、あらかじめ、当事者及び損害賠償その他の請求に係る訴えの被告の意見をきかなければならない。

4 訴えの変更を許す決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 訴えの変更を許さない決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（第三者の訴訟参加）

第 22 条 裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その第三者を訴訟に参加させることができる。

2 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び第三者の意見をきかなければならない。

3 第 1 項の申立てをした第三者は、その申立てを却下する決定に対して即時抗告をすることができる。

4 第 1 項の規定により訴訟に参加した第三者については、民事訴訟法第 40 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。

5 第 1 項の規定により第三者が参加の申立てをした場合には、民事訴訟法第 45 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

（行政庁の訴訟参加）

第 23 条 裁判所は、処分又は裁決をした行政庁以外の行政庁を訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、当事者若しくはその行政庁の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その行政庁を訴訟に参加させることができる。

2 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び当該行政庁の意見をきかなければならない。

3 第 1 項の規定により訴訟に参加した行政庁については、民事訴訟法第 45 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

（釈明処分の特則）

第 23 条の 2 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、処分又は裁決の内容、処分又は裁決の根拠となる法令の条項、処分又は裁決の原因となる事実その他処分又は裁決の理由を明らかにする資料（次項に規定する審査請求に係る事件の記録を除く。）であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の提出を求めること。

二 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する資料であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の送付を囑託すること。

2 裁判所は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、当該審査請求に係る事件の記録であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の提出を求めること。

二 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する事件の記録であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の送付を囑託すること。

（職権証拠調べ）

第 24 条 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならない。

（執行停止）

第 25 条 処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

3 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

4 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない。

5 第 2 項の決定は、疎明に基づいてする。

- 6 第2項の決定は、口頭弁論を経ないであることができる。ただし、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。
- 7 第2項の申立てに対する決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 8 第2項の決定に対する即時抗告は、その決定の執行を停止する効力を有しない。

（事情変更による執行停止の取消し）

- 第26条 執行停止の決定が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、裁判所は、相手方の申立てにより、決定をもつて、執行停止の決定を取り消すことができる。
- 2 前項の申立てに対する決定及びこれに対する不服については、前条第5項から第8項までの規定を準用する。

（内閣総理大臣の異議）

- 第27条 第25条第2項の申立てがあつた場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べるることができる。執行停止の決定があつた後においても、同様とする。
- 2 前項の異議には、理由を附さなければならない。
- 3 前項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、処分の効力を存続し、処分を執行し、又は手続を続行しなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする。
- 4 第1項の異議があつたときは、裁判所は、執行停止をすることができず、また、すでに執行停止の決定をしているときは、これを取り消さなければならない。
- 5 第1項後段の異議は、執行停止の決定をした裁判所に対して述べなければならない。ただし、その決定に対する抗告が抗告裁判所に係属しているときは、抗告裁判所に対して述べなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、やむをえない場合でなければ、第1項の異議を述べてはならず、また、異議を述べたときは、次の常会において国会にこれを報告しなければならない。

（執行停止等の管轄裁判所）

- 第28条 執行停止又はその決定の取消しの申立ての管轄裁判所は、本案の係属する裁判所とする。

（執行停止に関する規定の準用）

- 第29条 前4条の規定は、裁決の取消しの訴えの提起があつた場合における執行停止に関する事項について準用する。

（裁量処分の取消し）

- 第30条 行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。

（特別の事情による請求の棄却）

- 第31条 取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。この場合には、当該判決の主文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなければならない。
- 2 裁判所は、相当と認めるときは、終局判決前に、判決をもつて、処分又は裁決が違法であることを宣言することができる。
- 3 終局判決に事実及び理由を記載するには、前項の判決を引用することができる。

（取消判決等の効力）

- 第32条 処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する。
- 2 前項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。

- 第33条 処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。

- 2 申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した裁決が判決により取り消されたときは、その処分又は裁決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する裁決をしなければならない。

- 3 前項の規定は、申請に基づいてした処分又は審査請求を認容した裁決が判決により手続に違法があることを理由として取り消された場合に準用する。
- 4 第1項の規定は、執行停止の決定に準用する。

（第三者の再審の訴え）

- 第34条 処分又は裁決を取り消す判決により権利を害された第三者で、自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができなかつたため判決に影響を及ぼすべき攻撃又は防御の方法を提出することができなかつたものは、これを理由として、確定の終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服の申立てをすることができる。
- 2 前項の訴えは、確定判決を知った日から30日以内に提起しなければならない。
 - 3 前項の期間は、不変期間とする。
 - 4 第1項の訴えは、判決が確定した日から1年を経過したときは、提起することができない。

（訴訟費用の裁判の効力）

- 第35条 国又は公共団体に所属する行政庁が当事者又は参加人である訴訟における確定した訴訟費用の裁判は、当該行政庁が所属する国又は公共団体に対し、又はそれらの者のために、効力を有する。

（無効等確認の訴えの原告適格）

- 第36条 無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限り、提起することができる。

（不作為の違法確認の訴えの原告適格）

- 第37条 不作為の違法確認の訴えは、処分又は裁決についての申請をした者に限り、提起することができる。

（義務付けの訴えの要件等）

- 第37条の2 第3条第6項第1号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。
- 2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。
 - 3 第1項の義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。
 - 4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第9条第2項の規定を準用する。
 - 5 義務付けの訴えが第1項及び第3項に規定する要件に該当する場合において、その義務付けの訴えに係る処分につき、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分をすべき旨を命ずる判決をする。

- 第37条の3 第3条第6項第2号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときに限り、提起することができる。

- 一 当該法令に基づく申請又は審査請求に対し相当の期間内に何らの処分又は裁決がされないこと。
 - 二 当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合において、当該処分又は裁決が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であること。
- 2 前項の義務付けの訴えは、同項各号に規定する法令に基づく申請又は審査請求をした者に限り、提起することができる。
- 3 第1項の義務付けの訴えを提起するときは、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める訴えをその義務付けの訴えに併合して提起しなければならない。この場合において、当該各号に定める訴えに係る訴訟の管轄について他の法律に特別の定めがあるときは、当該義務付けの訴えに係る訴訟の管轄は、第38条第1項において準用する第12条の規定にかかわらず、その定めに従う。

- 一 第1項第1号に掲げる要件に該当する場合 同号に規定する処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え
 - 二 第1項第2号に掲げる要件に該当する場合 同号に規定する処分又は裁決に係る取消訴訟又は無効等確認の訴え
- 4 前項の規定により併合して提起された義務付けの訴え及び同項各号に定める訴えに係る弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。
 - 5 義務付けの訴えが第1項から第3項までに規定する要件に該当する場合において、同項各号に定める訴えに係る請求に理由があると認められ、かつ、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきであることがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決をすべき旨を命ずる判決をする。
 - 6 第4項の規定にかかわらず、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、第3項各号に定める訴えについてのみ終局判決をすることがより迅速な争訟の解決に資すると認めるときは、当該訴えについてのみ終局判決をすることができる。この場合において、裁判所は、当該訴えについてのみ終局判決をしたときは、当事者の意見を聴いて、当該訴えに係る訴訟手続が完結するまでの間、義務付けの訴えに係る訴訟手続を中止することができる。
 - 7 第1項の義務付けの訴えのうち、行政庁が一定の裁決をすべき旨を命ずることを求めるものは、処分についての審査請求がされた場合において、当該処分に係る処分の取消しの訴え又は無効等確認の訴えを提起することができないときに限り、提起することができる。

（差止めの訴えの要件）

- 第37条の4 差止めの訴えは、一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合に限り、提起することができる。ただし、その損害を避けるため他に適当な方法があるときは、この限りでない。
- 2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分又は裁決の内容及び性質をも勘案するものとする。
 - 3 差止めの訴えは、行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。
 - 4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第9条第2項の規定を準用する。
 - 5 差止めの訴えが第1項及び第3項に規定する要件に該当する場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきでないことがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をすることがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずる判決をする。

（仮の義務付け及び仮の差止め）

- 第37条の5 義務付けの訴えの提起があつた場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずること（以下この条において「仮の義務付け」という。）ができる。
- 2 差止めの訴えの提起があつた場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずること（以下この条において「仮の差止め」という。）ができる。
 - 3 仮の義務付け又は仮の差止めは、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、することができない。
 - 4 第25条第5項から第8項まで、第26条から第28条まで及び第33条第1項の規定は、仮の義務付け又は仮の差止めに関する事項について準用する。
 - 5 前項において準用する第25条第7項の即時抗告についての裁判又は前項において準用する第26条第1項の決定により仮の義務付けの決定が取り消されたときは、当該行政庁は、当該仮の義務付けの決定に基づいてした処分又は裁決を取り消さなければならない。

（取消訴訟に関する規定の準用）

第 38 条 第 11 条から第 13 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条から第 23 条まで、第 24 条、第 33 条及び第 35 条の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟について準用する。

2 第 10 条第 2 項の規定は、処分の無効等確認の訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁判に係る抗告訴訟とを提起することができる場合に、第 20 条の規定は、処分の無効等確認の訴えをその処分についての審査請求を棄却した裁判に係る抗告訴訟に併合して提起する場合に準用する。

3 第 23 条の 2、第 25 条から第 29 条まで及び第 32 条第 2 項の規定は、無効等確認の訴えに準用する。

4 第 8 条及び第 10 条第 2 項の規定は、不作為の違法確認の訴えに準用する。

（出訴の通知）

第 39 条 当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁判に関する訴訟で、法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものが提起されたときは、裁判所は、当該処分又は裁判をした行政庁にその旨を通知するものとする。

（出訴期間の定めがある当事者訴訟）

第 40 条 法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟は、その法令に別段の定めがある場合を除き、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であつても、これを提起することができる。

2 第 15 条の規定は、法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟について準用する。

（抗告訴訟に関する規定の準用）

第 41 条 第 23 条、第 24 条、第 33 条第 1 項及び第 35 条の規定は当事者訴訟について、第 23 条の 2 の規定は当事者訴訟における処分又は裁判の理由を明らかにする資料の提出について準用する。

2 第 13 条の規定は、当事者訴訟とその目的たる請求と関連請求の関係にある請求に係る訴訟とが各別の裁判所に係属する場合における移送に、第 16 条から第 19 条までの規定は、これらの訴えの併合について準用する。

（訴えの提起）

第 42 条 民衆訴訟及び機関訴訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる。

（抗告訴訟又は当事者訴訟に関する規定の準用）

第 43 条 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁判の取消しを求めるものについては、第 9 条及び第 10 条第 1 項の規定を除き、取消訴訟に関する規定を準用する。

2 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁判の無効の確認を求めるものについては、第 36 条の規定を除き、無効等確認の訴えに関する規定を準用する。

3 民衆訴訟又は機関訴訟で、前 2 項に規定する訴訟以外のものについては、第 39 条及び第 40 条第 1 項の規定を除き、当事者訴訟に関する規定を準用する。

（仮処分の排除）

第 44 条 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法（平成元年法律第 91 号）に規定する仮処分をすることができない。

（処分の効力等を争点とする訴訟）

第 45 条 私法上の法律関係に関する訴訟において、処分若しくは裁判の存否又はその効力の有無が争われている場合には、第 23 条第 1 項及び第 2 項並びに第 39 条の規定を準用する。

2 前項の規定により行政庁が訴訟に参加した場合には、民事訴訟法第 45 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。ただし、攻撃又は防御の方法は、当該処分若しくは裁判の存否又はその効力の有無に関するものに限り、提出することができる。

3 第 1 項の規定により行政庁が訴訟に参加した後において、処分若しくは裁判の存否又はその効力の有無に関する争いがなくなつたときは、裁判所は、参加の決定を取り消すことができる。

4 第 1 項の場合には、当該争点について第 23 条の 2 及び第 24 条の規定を、訴訟費用の裁判について第 35 条の規定を準用する。

（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）

第 46 条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

- 一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者
 - 二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間
 - 三 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨
- 2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。
- 3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。
- 一 当該訴訟の被告とすべき者
 - 二 当該訴訟の出訴期間

5. 行政不服審査法《全文》

（平成 26 年 6 月 13 日法律第 68 号、最終改正：平成 29 年 3 月 31 日公布（平成 29 年法律第 4 号））

（目的等）

- 第 1 条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。
- 2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（処分についての審査請求）

- 第 2 条 行政庁の処分に不服がある者は、第 4 条及び第 5 条第 2 項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

（不作為についての審査請求）

- 第 3 条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

（審査請求をすべき行政庁）

- 第 4 条 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。
- 一 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等
 - 二 宮内庁長官又は内閣府設置法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長
 - 三 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（前 2 号に掲げる場合を除く。） 当該主任の大臣
 - 四 前 3 号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

（再調査の請求）

第5条 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。ただし、当該処分について第2条の規定により審査請求をしたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該処分につき再調査の請求をした日（第61条において読み替えて準用する第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して3月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合
- 二 その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

（再審査請求）

第6条 行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。

2 再審査請求は、原裁決（再審査請求をすることができる処分についての審査請求の裁決をいう。以下同じ。）又は当該処分（以下「原裁決等」という。）を対象として、前項の法律に定める行政庁に対してするものとする。

（適用除外）

第7条 次に掲げる処分及びその不作為については、第2条及び第3条の規定は、適用しない。

- 一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分
 - 二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分
 - 三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
 - 四 検査官会議で決すべきものとされている処分
 - 五 当事者間の法律関係を確認し、又は形成する処分で、法令の規定により当該処分に関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの
 - 六 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分
 - 七 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び金融商品取引の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分
 - 八 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分
 - 九 刑務所、少年刑務所、拘留所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分
 - 十 外国人の出入国又は帰化に関する処分
 - 十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
 - 十二 この法律に基づく処分（第5章第1節第1款の規定に基づく処分を除く。）
- 2 国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分、これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為については、この法律の規定は、適用しない。

（特別の不服申立ての制度）

第8条 前条の規定は、同条の規定により審査請求をすることができない処分又は不作為につき、別に法令で当該処分又は不作為の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。

（審理員）

第9条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第17条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第3節に規定する審

理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- 一 内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会
 - 二 内閣府設置法第37条若しくは第54条又は国家行政組織法第8条に規定する機関
 - 三 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又は同条第3項に規定する機関
- 2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。
- 一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
 - 二 審査請求人
 - 三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
 - 四 審査請求人の代理人
 - 五 前2号に掲げる者であった者
 - 六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 - 七 第13条第1項に規定する利害関係人
- 3 審査庁が第1項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第17条、第40条、第42条及び第50条第2項の規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員（第2項各号（第1項各号に掲げる機関の構成員にあっては、第1号を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、前項において読み替えて適用する第31条第1項の規定による審査請求人若しくは第13条第4項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、前項において読み替えて適用する第34条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第35条第1項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第36条の規定による第28条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第37条第1項若しくは第2項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

（法人でない社団又は財団の審査請求）

第10条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。

（総代）

- 第11条 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、3人をこえない総代を互選することができる。
- 2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を命ずることができる。
 - 3 総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。
 - 4 総代が選任されたときは、共同審査請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。
 - 5 共同審査請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、2人以上の総代が選任されている場合においても、1人の総代に対してすれば足りる。
 - 6 共同審査請求人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。

（代理人による審査請求）

第12条 審査請求は、代理人によってすることができる。

- 2 前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（参加人）

第13条 利害関係人（審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

3 審査請求への参加は、代理人によってすることができる。

4 前項の代理人は、各自、第1項又は第2項の規定により当該審査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（行政庁が裁決をする権限を有しなくなった場合の措置）

第14条 行政庁が審査請求がされた後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなったときは、当該行政庁は、第19条に規定する審査請求書又は第21条第2項に規定する審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新たに当該審査請求につき裁決をする権限を有することとなった行政庁に引き継がなければならない。この場合において、その引継ぎを受けた行政庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

（審理手続の承継）

第15条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

2 審査請求人について合併又は分割（審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。）があったときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他の社団若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。

3 前2項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。

4 第1項又は第2項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割をした法人に宛ててされた通知が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、当該通知は、これらの者に対する通知としての効力を有する。

5 第1項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が2人以上あるときは、その1人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。

（標準審理期間）

第16条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁（以下「審査庁となるべき行政庁」という。）は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁（当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であって当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。）の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（審理員となるべき者の名簿）

第17条 審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（審査請求期間）

第18条 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 処分についての審査請求は、処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 次条に規定する審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における前2項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（審査請求書の提出）

第19条 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。

- 2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 審査請求に係る処分の内容
 - 三 審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があったことを知った年月日
 - 四 審査請求の趣旨及び理由
 - 五 処分庁の教示の有無及びその内容
 - 六 審査請求の年月日
- 3 不作為についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
 - 三 審査請求の年月日
- 4 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、審査請求書には、第2項各号又は前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。
- 5 処分についての審査請求書には、第2項及び前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
- 一 第5条第2項第1号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合
再調査の請求をした年月日
 - 二 第5条第2項第2号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合
その決定を経ないことについての正当な理由
 - 三 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合 前条第1項ただし書又は第2項ただし書に規定する正当な理由

（口頭による審査請求）

第20条 口頭で審査請求をする場合には、前条第2項から第5項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。

（処分庁等を経由する審査請求）

第21条 審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができる。この場合において、審査請求人は、処分庁等に審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第19条第2項から第5項までに規定する事項を陳述するものとする。

- 2 前項の場合には、処分庁等は、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第29条第1項及び第55条において同じ。）を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。
- 3 第1項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した時に、処分についての審査請求があったものとみなす。

（誤った教示をした場合の救済）

第22条 審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により処分庁に審査請求書が送付されたときは、処分庁は、速やかに、これを審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。
- 3 第1項の処分のうち、再調査の請求をすることができない処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示した場合において、当該処分庁に再調査の請求がされたときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書（第61条において読み替えて準用する第19条に規定する再調査の請求書をいう。以下この条において同じ。）又は再調査の請求録取書（第61条において準用する第20条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下この条において同じ。）を審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。
- 4 再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすることができる旨を教示しなかった場合において、当該処分庁に再調査の請求がされた場合であって、再調査の請求人から申立てがあったときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書又は再調査の請求録取書及び関係書類その他の物件を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。この場合において、その送付を受けた行政庁は、速やかに、その旨を再調査の請求人及び第61条において読み替えて準用する第13条第1項又は第2項の規定により当該再調査の請求に参加する者に通知しなければならない。
- 5 前各項の規定により審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなす。

（審査請求書の補正）

第23条 審査請求が第19条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

（審理手続を経ないでする却下裁決）

第24条 前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、第45条第1項又は第49条第1項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

- 2 審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかとなるときも、前項と同様とする。

（執行停止）

第25条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

- 2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。
- 3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。
- 4 前2項の規定による審査請求人の申立てがあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。
- 5 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。
- 6 第2項から第4項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、することができない。
- 7 執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

（執行停止の取消し）

第26条 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

（審査請求の取下げ）

第27条 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

2 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

（審理手続の計画的進行）

第 28 条 審査請求人、参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

（弁明書の提出）

第 29 条 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

2 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由

二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第 1 号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

一 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 24 条第 1 項の調書及び同条第 3 項の報告書

二 行政手続法第 29 条第 1 項に規定する弁明書

5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

（反論書等の提出）

第 30 条 審査請求人は、前条第 5 項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第 40 条及び第 42 条第 1 項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。

（口頭意見陳述）

第 31 条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第 41 条第 2 項第 2 号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

（証拠書類等の提出）

第 32 条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 処分庁等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前 2 項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（物件の提出要求）

第 33 条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

（参考人の陳述及び鑑定の要求）

第 34 条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

（検証）

第 35 条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

（審理関係人への質問）

第 36 条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

（審理手続の計画的遂行）

第 37 条 審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第 31 条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2 審理員は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が音声の送受信により通話を行うことができる方法によって、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3 審理員は、前 2 項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第 31 条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第 41 条第 1 項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

（審査請求人等による提出書類等の閲覧等）

第 38 条 審査請求人又は参加人は、第 41 条第 1 項又は第 2 項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（第 29 条第 4 項各号に掲げる書面又は第 32 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 33 条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審理員は、第 1 項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

6 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。）に所属する行政庁が審査庁である場合における前 2 項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

（審理手続の併合又は分離）

第 39 条 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

（審理員による執行停止の意見書の提出）

第 40 条 審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。

（審理手続の終結）

第 41 条 審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審理員は、次の各号のいずれかに該当するとき、審理手続を終結することができる。

一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

イ 第 29 条第 2 項 弁明書

ロ 第 30 条第 1 項後段 反論書

ハ 第 30 条第 2 項後段 意見書

ニ 第 32 条第 3 項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ 第 33 条前段 書類その他の物件

二 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

3 審理員が前 2 項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに次条第 1 項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第 2 項及び第 43 条第 2 項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

（審理員意見書）

第 42 条 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成しなければならない。

2 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

第 43 条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第 81 条第 1 項又は第 2 の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第 9 条第 1 項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの（以下「審議会等」という。）の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合

二 裁決をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第 9 条第 1 項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合

三 第 46 条第 3 項又は第 49 条第 4 項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合

四 審査請求人から、行政不服審査会又は第 81 条第 1 項若しくは第 2 項の機関（以下「行政不服審査会等」という。）への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人から、行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）

五 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

六 審査請求が不適法であり、却下する場合

七 第 46 条第 1 項の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消し、又は第 47 条第 1 号若しくは第 2 号の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする

場合（当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

八 第46条第2項各号又は第49条第3項各号に定める措置（法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。）をとることとする場合（当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人）に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。

（裁決の時期）

第44条 審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならない。

（処分についての審査請求の却下又は棄却）

第45条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

（処分についての審査請求の認容）

第46条 処分（事実上の行為を除く。以下この条及び第48条において同じ。）についての審査請求が理由がある場合（前条第3項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該処分をすること。

3 前項に規定する一定の処分に関し、第43条第1項第1号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

4 前項に規定する定めがある場合のほか、第2項に規定する一定の処分に関し、他の法令に関係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が同項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

第47条 事実上の行為についての審査請求が理由がある場合（第45条第3項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない。

一 処分庁以外の審査庁 当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。

（不利益変更の禁止）

第 48 条 第 46 条第 1 項本文又は前条の場合において、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない。

（不作為についての審査請求の裁決）

第 49 条 不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

- 2 不作為についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
- 3 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。
 - 一 不作為庁の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。
 - 二 不作為庁である審査庁 当該処分をすること。
- 4 審査請求に係る不作為に係る処分に関し、第 43 条第 1 項第 1 号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。
- 5 前項に規定する定めがある場合のほか、審査請求に係る不作為に係る処分に関し、他の法令に係る行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が第 3 項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

（裁決の方式）

第 50 条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。

- 一 主文
 - 二 事案の概要
 - 三 審理関係人の主張の要旨
 - 四 理由（第 1 号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）
- 2 第 43 条第 1 項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。
- 3 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第 62 条に規定する期間をいう。）を記載して、これらを教示しなければならない。

（裁決の効力発生）

第 51 条 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第 46 条第 1 項及び第 47 条の規定による裁決にあっては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された時に、その効力を生ずる。

- 2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってする。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができる。
- 3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも 1 回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して 2 週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。
- 4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に送付しなければならない。

（裁決の拘束力）

第 52 条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

- 2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

- 3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。
- 4 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

（証拠書類等の返還）

第 53 条 審査庁は、裁決をしたときは、速やかに、第 32 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第 33 条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

（再調査の請求期間）

第 54 条 再調査の請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 再調査の請求は、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（誤った教示をした場合の救済）

第 55 条 再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示しなかった場合において、審査請求がされた場合であって、審査請求人から申立てがあったときは、審査庁は、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書を処分庁に送付しなければならない。ただし、審査請求人に対し弁明書が送付された後においては、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書の送付を受けた処分庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

- 3 第 1 項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書が処分庁に送付されたときは、初めから処分庁に再調査の請求がされたものとみなす。

（再調査の請求についての決定を経ずに審査請求がされた場合）

第 56 条 第 5 条第 2 項ただし書の規定により審査請求がされたときは、同項の再調査の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、処分庁において当該審査請求がされた日以前に再調査の請求に係る処分（事実上の行為を除く。）を取り消す旨の第 60 条第 1 項の決定書の謄本を発している場合又は再調査の請求に係る事実上の行為を撤廃している場合は、当該審査請求（処分（事実上の行為を除く。）の一部を取り消す旨の第 59 条第 1 項の決定がされている場合又は事実上の行為の一部が撤廃されている場合にあっては、その部分に限る。）が取り下げられたものとみなす。

（3 月後の教示）

第 57 条 処分庁は、再調査の請求がされた日（第 61 条において読み替えて準用する第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）の翌日から起算して 3 月を経過しても当該再調査の請求が係属しているときは、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができる旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならない。

（再調査の請求の却下又は棄却の決定）

第 58 条 再調査の請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を却下する。

- 2 再調査の請求が理由がない場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を棄却する。

（再調査の請求の認容の決定）

第 59 条 処分（事実上の行為を除く。）についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。

- 2 事実上の行為についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更する。

- 3 処分庁は、前 2 項の場合において、再調査の請求人の不利益に当該処分又は当該事実上の行為を変更することはできない。

（決定の方式）

第 60 条 前 2 条の決定は、主文及び理由を記載し、処分庁が記名押印した決定書によりしなければならない。

- 2 処分庁は、前項の決定書（再調査の請求に係る処分の全部を取り消し、又は撤廃する決定に係るものを除く。）に、再調査の請求に係る処分につき審査請求をすることができる旨（却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨）並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。

（審査請求に関する規定の準用）

第 61 条 第 9 条第 4 項、第 10 条から第 16 条まで、第 18 条第 3 項、第 19 条（第 3 項並びに第 5 項第 1 号及び第 2 号を除く。）、第 20 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条（第 3 項を除く。）、第 26 条、第 27 条、第 31 条（第 5 項を除く。）、第 32 条（第 2 項を除く。）、第 39 条、第 51 条及び第 53 条の規定は、再調査の請求について準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（再審査請求期間）

第 62 条 再審査請求は、原裁判があったことを知った日の翌日から起算して 1 月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 再審査請求は、原裁判があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（裁判書の送付）

第 63 条 第 66 条第 1 項において読み替えて準用する第 11 条第 2 項に規定する審理員又は第 66 条第 1 項において準用する第 9 条第 1 項各号に掲げる機関である再審査庁（他の法律の規定により再審査請求がされた行政庁（第 66 条第 1 項において読み替えて準用する第 14 条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）は、原裁判をした行政庁に対し、原裁判に係る裁判書の送付を求めるものとする。

（再審査請求の却下又は棄却の裁判）

第 64 条 再審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、再審査庁は、裁判で、当該再審査請求を却下する。

- 2 再審査請求が理由がない場合には、再審査庁は、裁判で、当該再審査請求を棄却する。
- 3 再審査請求に係る原裁判（審査請求を却下し、又は棄却したものに限る。）が違法又は不当である場合において、当該審査請求に係る処分が違法又は不当のいずれでもないときは、再審査庁は、裁判で、当該再審査請求を棄却する。
- 4 前項に規定する場合のほか、再審査請求に係る原裁判等が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、再審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、原裁判等を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、再審査庁は、裁判で、当該再審査請求を棄却することができる。この場合には、再審査庁は、裁判の主文で、当該原裁判等が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

（再審査請求の認容の裁判）

第 65 条 原裁判等（事実上の行為を除く。）についての再審査請求が理由がある場合（前条第 3 項に規定する場合及び同条第 4 項の規定の適用がある場合を除く。）には、再審査庁は、裁判で、当該原裁判等の全部又は一部を取り消す。

- 2 事実上の行為についての再審査請求が理由がある場合（前条第 4 項の規定の適用がある場合を除く。）には、裁判で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、処分庁に対し、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃すべき旨を命ずる。

（審査請求に関する規定の準用）

第 66 条 第 2 章（第 9 条第 3 項、第 18 条（第 3 項を除く。）、第 19 条第 3 項並びに第 5 項第 1 号及び第 2 号、第 22 条、第 25 条第 2 項、第 29 条（第 1 項を除く。）、第 30 条第 1 項、第 41 条第 2 項第 1 号イ及びロ、第 4 節、第 45 条から第 49 条まで並びに第 50 条第 3 項を除く。）の規定は、再

審査請求について準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 再審査庁が前項において準用する第9条第1項各号に掲げる機関である場合には、前項において準用する第17条、第40条、第42条及び第50条第2項の規定は、適用しない。

（設置）

第67条 総務省に、行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第68条 審査会は、委員9人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち3人以内は、常勤とすることができる。

（委員）

第69条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 総務大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

（会長）

第70条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第71条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（合議体）

第72条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

（事務局）

第73条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

（審査会の調査権限）

第 74 条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第 43 条第 1 項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第 75 条 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（主張書面等の提出）

第 76 条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第 77 条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第 74 条の規定による調査をさせ、又は第 75 条第 1 項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第 78 条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第 1 項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（答申書の送付等）

第 79 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（政令への委任）

第 80 条 この法律に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第 81 条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。
- 3 前節第 2 款の規定は、前 2 項の機関について準用する。この場合において、第 78 条第 4 項及び第 5 項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

- 4 前3項に定めるもののほか、第1項又は第2項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第252条の7第1項の規定により共同設置する機関にあつては、同項の規約）で定める。

（不服申立てをすべき行政庁等の教示）

第82条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

- 2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

- 3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない。

（教示をしなかった場合の不服申立て）

第83条 行政庁が前条の規定による教示をしなかった場合には、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。

- 2 第19条（第5項第1号及び第2号を除く。）の規定は、前項の不服申立書について準用する。

- 3 第1項の規定により不服申立書の提出があった場合において、当該処分が処分庁以外の行政庁に対し審査請求をすることができる処分であるときは、処分庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づき、処分庁以外の行政庁に不服申立てをすることができる処分であるときも、同様とする。

- 4 前項の規定により不服申立書が送付されたときは、初めから当該行政庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

- 5 第3項の場合を除くほか、第1項の規定により不服申立書が提出されたときは、初めから当該処分庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

（情報の提供）

第84条 審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条及び次条において「不服申立て」と総称する。）につき裁決、決定その他の処分（同条において「裁決等」という。）をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立書の記載に関する事項その他の不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならない。

（公表）

第85条 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。

（政令への委任）

第86条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第87条 第69条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6. 国家賠償法《全文》（昭和22年10月27日法律第125号）

（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権）

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任、求償権）

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、他に損害の原因について責に任すべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

（賠償責任者）

第3条 前2条の規定によつて国又は公共団体が損害を賠償する責に任する場合において、公務員の選任若しくは監督又は公の営造物の設置若しくは管理に当る者と公務員の俸給、給与その他の費用又は公の営造物の設置若しくは管理の費用を負担する者とが異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、損害を賠償した者は、内部関係でその損害を賠償する責任ある者に対して求償権を有する。

（民法の適用）

第4条 国又は公共団体の損害賠償の責任については、前3条の規定によるの外、民法の規定による。

（他の法律の適用）

第5条 国又は公共団体の損害賠償の責任について民法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（相互保証主義）

第6条 この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。

7. その他の参考法令《抜粋》

① 裁判所法《抜粋》（昭和22年4月16日法律第59号、最終改正：平成29年4月26日法律第23号）

（裁判所の権限）

第3条 裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

2 前項の規定は、行政機関が前審として審判することを妨げない。

3 この法律の規定は、刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない。

（裁判権）

第24条 地方裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

- 一 第33条第1項第1号の請求以外の請求に係る訴訟（第31条の3第1項第2号の人事訴訟を除く。）及び第33条第1項第1号の請求に係る訴訟のうち不動産に関する訴訟の第一審
- 二 第16条第4号の罪及び罰金以下の刑に当たる罪以外の罪に係る訴訟の第一審
- 三 第16条第1号の控訴を除いて、簡易裁判所の判決に対する控訴
- 四 第7条第2号及び第16条第2号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告

（裁判権）

第33条 簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。

- 一 訴訟の目的の価額が140万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）
- 二 罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪又は刑法第186条、第252条若しくは第256条の罪に係る訴訟

- 2 簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。ただし、刑法第 130 条の罪若しくはその未遂罪、同法第 186 条の罪、同法第 235 条の罪若しくはその未遂罪、同法第 252 条、第 254 条若しくは第 256 条の罪、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）第 31 条から第 33 条までの罪若しくは質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 30 条から第 32 条までの罪に係る事件又はこれらの罪と他の罪とにつき刑法第 54 条第 1 項の規定によりこれらの罪の刑をもつて処断すべき事件においては、3 年以下の懲役を科することができる。
- 3 簡易裁判所は、前項の制限を超える刑を科するのを相当と認めるときは、訴訟法の定めるところにより事件を地方裁判所に移さなければならない。

② 民事訴訟規則《抜粋》（最終改正：平成 27 年 6 月 29 日最高裁判所規則第 6 号）

（申立て等の方式）

第 1 条 申立てその他の申述は、特別の定めがある場合を除き、書面又は口頭ですることができる。

- 2 口頭で申述をするには、裁判所書記官の面前で陳述をしなければならない。この場合においては、裁判所書記官は、調書を作成し、記名押印しなければならない。

（当事者が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

第 2 条 訴状、準備書面その他の当事者又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者又は代理人が記名押印するものとする。

- 一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
- 二 事件の表示
- 三 附属書類の表示
- 四 年月日
- 五 裁判所の表示

- 2 前項の規定にかかわらず、当事者又は代理人からその住所を記載した同項の書面が提出されているときは、以後裁判所に提出する同項の書面については、これを記載することを要しない。

（法定代理権等の証明・法第 34 条）

第 15 条 法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權は、書面で証明しなければならない。選定当事者の選定及び変更についても、同様とする。

（法人の代表者等への準用・法第 37 条）

第 18 条 この規則中法定代理及び法定代理人に関する規定は、法人の代表者及び法人でない社団又は財団でその名において訴え、又は訴えられることができるものの代表者又は管理人について準用する。

（訴訟代理権の証明等・法第 54 条等）

第 23 条 訴訟代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

- 2 前項の書面が私文書であるときは、裁判所は、公証人その他の認証の権限を有する公務員の認証を受けるべきことを訴訟代理人に命ずることができる。
- 3 訴訟代理人の権限の消滅の通知をした者は、その旨を裁判所に書面で届け出なければならない。

（送達場所等の届出の方式・法第 104 条）

第 41 条 送達を受けるべき場所の届出及び送達受取人の届出は、書面でしなければならない。

- 2 前項の届出は、できる限り、訴状、答弁書又は支払督促に対する督促異議の申立書に記載してしなければならない。
- 3 送達を受けるべき場所を届け出る書面には、届出場所が就業場所であることその他の当事者、法定代理人又は訴訟代理人と届出場所との関係を明らかにする事項を記載しなければならない。

（訴状の記載事項・法第 133 条）

第 53 条 訴状には、請求の趣旨及び請求の原因（請求を特定するのに必要な事実をいう。）を記載するほか、請求を理由づける事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。

- 2 訴状に事実についての主張を記載するには、できる限り、請求を理由づける事実についての主張と当該事実に関連する事実についての主張とを区別して記載しなければならない。

3 攻撃又は防御の方法を記載した訴状は、準備書面を兼ねるものとする。

4 訴状には、第1項に規定する事項のほか、原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）を記載しなければならない。

（訴状の添付書類）

第55条 次の各号に掲げる事件の訴状には、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 不動産に関する事件 登記事項証明書

二 手形又は小切手に関する事件 手形又は小切手の写し

2 前項に規定するほか、訴状には、立証を要する事由につき、証拠となるべき文書の写し（以下「書証の写し」という。）で重要なものを添付しなければならない。

（最初の口頭弁論期日の指定・法第139条）

第60条 訴えが提起されたときは、裁判長は、速やかに、口頭弁論の期日を指定しなければならない。ただし、事件を弁論準備手続に付する場合（付することについて当事者に異議がないときに限る。）又は書面による準備手続に付する場合は、この限りでない。

2 前項の期日は、特別の事由がある場合を除き、訴えが提起された日から30日以内の日に指定しなければならない。

（口頭弁論期日の開始）

第62条 口頭弁論の期日は、事件の呼上げによって開始する。

（期日外釈明の方法・法第149条）

第63条 裁判長又は陪席裁判官は、口頭弁論の期日外において、法第149条（釈明権等）第1項又は第2項の規定による釈明のための処置をする場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

2 裁判長又は陪席裁判官が、口頭弁論の期日外において、攻撃又は防御の方法に重要な変更を生じ得る事項について前項の処置をしたときは、裁判所書記官は、その内容を訴訟記録上明らかにしなければならない。

（訴訟代理人の陳述禁止等の通知・法第155条）

第65条 裁判所が訴訟代理人の陳述を禁じ、又は弁護士の出席を命じたときは、裁判所書記官は、その旨を本人に通知しなければならない。

（準備書面・法第161条）

第79条 答弁書その他の準備書面は、これに記載した事項について相手方が準備をするのに必要な期間において、裁判所に提出しなければならない。

2 準備書面に事実についての主張を記載する場合には、できる限り、請求を理由づける事実、抗弁事実又は再抗弁事実についての主張とこれらに関連する事実についての主張とを区別して記載しなければならない。

3 準備書面において相手方の主張する事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない。

4 第2項に規定する場合には、立証を要する事由ごとに、証拠を記載しなければならない。

（答弁書）

第80条 答弁書には、請求の趣旨に対する答弁を記載するほか、訴状に記載された事実に対する認否及び抗弁事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。やむを得ない事由によりこれらを記載することができない場合には、答弁書の提出後速やかに、これらを記載した準備書面を提出しなければならない。

2 答弁書には、立証を要する事由につき、重要な書証の写しを添付しなければならない。やむを得ない事由により添付することができない場合には、答弁書の提出後速やかに、これを提出しなければならない。

3 第53条（訴状の記載事項）第4項の規定は、答弁書について準用する。

（答弁に対する反論）

第81条 被告の答弁により反論を要することとなった場合には、原告は、速やかに、答弁書に記載された事実に対する認否及び再抗弁事実を具体的に記載し、かつ、立証を要することとなった事由ごとに、

当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載した準備書面を提出しなければならない。当該準備書面には、立証を要することとなった事由につき、重要な書証の写しを添付しなければならない。

（準備書面の直送）

第 83 条 当事者は、準備書面について、第 79 条（準備書面）第 1 項の期間において、直送をしなければならない。

（弁論準備手続調書等・法第 170 条等）

第 88 条 弁論準備手続の調書には、当事者の陳述に基づき、法第 161 条（準備書面）第 2 項に掲げる事項を記載し、特に、証拠については、その申出を明確にしなければならない。

2 裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって弁論準備手続の期日における手続を行うときは、裁判所又は受命裁判官は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

3 前項の手続を行ったときは、その旨及び通話先の電話番号を弁論準備手続の調書に記載しなければならない。この場合においては、通話先の電話番号に加えてその場所を記載することができる。

4 第 1 項及び前項に規定するほか、弁論準備手続の調書については、法第 160 条（口頭弁論調書）及びこの規則中口頭弁論の調書に関する規定を準用する。

（弁論準備手続の結果の陳述・法第 173 条）

第 89 条 弁論準備手続の終結後に、口頭弁論において弁論準備手続の結果を陳述するときは、その後の証拠調べによって証明すべき事実を明らかにしてしなければならない。

（準備的口頭弁論の規定等の準用・法第 170 条等）

第 90 条 第 63 条（期日外釈明の方法）及び第 65 条（訴訟代理人の陳述禁止等の通知）並びに前款（準備的口頭弁論）の規定は、弁論準備手続について準用する。

（進行協議期日）

第 95 条 裁判所は、口頭弁論の期日外において、その審理を充実させることを目的として、当事者双方が立ち会うことができる進行協議期日を指定することができる。この期日においては、裁判所及び当事者は、口頭弁論における証拠調べと争点との関係の確認その他訴訟の進行に関し必要な事項についての協議を行うものとする。

2 訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾は、進行協議期日においてもすることができる。

3 法第 261 条（訴えの取下げ）第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の訴えの取下げについて準用する。

（宣誓・法第 201 条）

第 112 条 証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。

2 宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

3 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

4 前項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

5 裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。

（尋問の順序・法第 202 条）

第 113 条 当事者による証人の尋問は、次の順序による。

一 尋問の申出をした当事者の尋問（主尋問）

二 相手方の尋問（反対尋問）

三 尋問の申出をした当事者の再度の尋問（再主尋問）

2 当事者は、裁判長の許可を得て、更に尋問をすることができる。

3 裁判長は、法第 202 条（尋問の順序）第 1 項及び第 2 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、いつでも、自ら証人を尋問し、又は当事者の尋問を許すことができる。

4 陪席裁判官は、裁判長に告げて、証人を尋問することができる。

③ 民事執行法《抜粋》（昭和 54 年 3 月 30 日法律第 4 号、最終改正：令和元年 5 月 17 日法律第 2 号）

（債務名義）

第 22 条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行ふ。

- 一 確定判決
- 二 仮執行の宣言を付した判決
- 三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。）
- 三の二 仮執行の宣言を付した損害賠償命令
- 三の三 仮執行の宣言を付した届出債権支払命令
- 四 仮執行の宣言を付した支払督促
- 四の二 訴訟費用、和解の費用若しくは非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）の規定を準用することとされる事件を含む。）、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成 25 年法律第 48 号）第 29 条に規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第 42 条第 4 項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分（後者の処分にあつては、確定したものに限る。）
- 五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。）
- 六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決（家事事件における裁判を含む。第 24 条において同じ。）
- 六の二 確定した執行決定のある仲裁判断
- 七 確定判決と同一の効力を有するもの（第 3 号に掲げる裁判を除く。）

④ 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律《抜粋》

（昭和 22 年 12 月 17 日法律第 194 号、最終改正：平成 16 年 6 月 9 日法律第 84 号）

（国を当事者等とする訴訟についての国の代表）

第 1 条 国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が、国を代表する。

（国の訴訟代理人の指定）

第 2 条 法務大臣は、所部の職員でその指定するものに前条の訴訟を行わせることができる。

- 2 法務大臣は、行政庁（国に所属するものに限る。第 5 条、第 6 条及び第 8 条において同じ。）の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟について、必要があると認めるときは、当該行政庁の意見を聴いた上、当該行政庁の職員で法務大臣の指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指揮を受けるものとする。
- 3 法務大臣は、前条の訴訟の争点が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務（以下「第一号法定受託事務」という。）の処理に関するものである場合において、特に必要があると認めるときは、当該第一号法定受託事務を処理する地方公共団体の意見を聴いた上、当該地方公共団体の指名する職員の中から指定する者に当該訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指示を受けるものとする。
- 4 法務大臣は、前条の訴訟の争点が独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人（以下「独立行政法人」という。）の事務に関するものである場合において、特に必要があると認めるときは、当該独立行政法人の意見を聴いた上、当該独立行政法人の指名する職員の中から指定する者に当該訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指示を受けるものとする。

（訴訟代理人としての弁護士を選任）

第 3 条 前条の規定は、法務大臣が弁護士を訴訟代理人に選任し、第 1 条の訴訟を行わせることを妨げない。

（法務大臣の意見陳述）

第 4 条 法務大臣は、国の利害又は公共の福祉に重大な関係のある訴訟において、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、自ら意見を述べ、又はその指定する所部の職員に意見を述べさせることができる。

（行政庁の職員による訴訟の実施）

第5条 行政庁は、所部の職員でその指定するものに、当該行政庁の処分（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分をいう。）又は裁決（同条第3項に規定する裁決をいう。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟を行わせることができる。

2 前項の訴訟に係る行政庁の上級行政庁の職員は、同項の規定の適用については、当該行政庁の所部の職員とみなす。

3 第1項の規定は、行政庁が弁護士を訴訟代理人に選任し、同項の訴訟を行わせることを妨げない。

（法務大臣の行政庁に対する指揮等）

第6条 前条第1項の訴訟については、行政庁は、法務大臣の指揮を受けるものとする。

2 法務大臣は、前条第1項の訴訟について、必要があると認めるときは、所部の職員でその指定するもの若しくは訴訟代理人に選任する弁護士にその訴訟を行わせ、又は同項若しくは同条第3項の規定により行政庁の指定し、若しくは選任した者を解任することができる。

（第一号法定受託事務に関する訴訟）

第6条の2 行政事件訴訟法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

2 地方公共団体の行政庁が訴訟に参加しようとする場合において、当該訴訟の争点が第一号法定受託事務の処理に関するものであるときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、あらかじめ、訴訟に参加する旨を報告しなければならない。

3 地方公共団体を当事者とし又は地方公共団体の行政庁を当事者若しくは参加人とする前2項に規定する訴訟に係る当該地方公共団体の事務（前項の参加に係る事務を含む。）については、法務大臣は、当該地方公共団体に対し、助言、勧告、資料提出の要求及び指示をすることができる。ただし、指示については、法務大臣が国の利害を考慮して必要があると認める場合に限る。

4 法務大臣は、前項の訴訟について、国の利害を考慮して必要があると認めるときは、同項の地方公共団体の長に協議して、所部の職員でその指定するもの又は訴訟代理人に選任する弁護士にその訴訟を行わせることができる。

5 法務大臣は、前項の場合において、必要があると認めるときは、同項の地方公共団体の長及び当該地方公共団体が処理する第一号法定受託事務に係る各大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第5条第1項に規定する各省大臣をいう。）に協議して、当該各大臣の所部の職員で法務大臣の指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指揮を受けるものとする。

（独立行政法人又はその行政庁を当事者等とする訴訟）

第6条の3 独立行政法人又はその行政庁を当事者とする訴訟が提起されたときは、当該独立行政法人は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

2 独立行政法人が訴訟を提起しようとするとき、又は独立行政法人若しくはその行政庁が訴訟に参加しようとするときは、当該独立行政法人は、法務大臣に対し、あらかじめ、その旨を報告しなければならない。

3 独立行政法人又はその行政庁を当事者又は参加人とする前2項に規定する訴訟に係る当該独立行政法人の事務（前項の訴訟の提起及び参加に係る事務を含む。）については、法務大臣は、国の利害を考慮して必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、指示をすることができる。

4 法務大臣は、前項の訴訟について、国の利害を考慮して必要があると認めるときは、同項の独立行政法人の長に協議して、所部の職員でその指定するもの又は訴訟代理人に選任する弁護士にその訴訟を行わせることができる。

5 法務大臣は、前項の場合において、必要があると認めるときは、同項の独立行政法人を所管する大臣の意見を聴いた上、当該大臣の所部の職員で法務大臣の指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指揮を受けるものとする。

（職員による公法人の訴訟の実施）

第7条 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

2 地方公共団体がその事務に関する訴訟について前項の請求をするときは、併せてその旨を総務大臣に通知しなければならない。

3 第1項の請求があつた場合において、法務大臣は、国の利害を考慮して必要があると認めるときは、所部の職員でその指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合において、地方公共団体の事務に関する訴訟については、法務大臣は、総務大臣の意見を求めるものとする。

4 前項の規定は、地方公共団体、独立行政法人その他の公法人が弁護士を訴訟代理人に選任し、第1項の訴訟を行わせることを妨げない。

(指定訴訟代理人の権限)

第8条 第2条、第5条第1項、第6条第2項、第6条の2第4項若しくは第5項、第6条の3第4項若しくは第5項又は前条第3項の規定により法務大臣又は行政庁の指定した者は、当該訴訟について、代理人の選任以外の一切の裁判上の行為をする権限を有する。ただし、地方公共団体の事務に関する訴訟につき同項の規定により法務大臣の指定した者については、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第55条第2項(第5号を除く。)の規定を準用する。

⑤ 国税通則法施行令《抜粋》

(昭和37年4月2日政令第135号、最終改正：令和3年3月31日公布(令和3年政令第117号))

(更正の請求)

第6条 法第23条第2項第3号(更正の請求)に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 その申告、更正又は決定に係る課税標準等(法第19条第1項(修正申告)に規定する課税標準等をいう。以下同じ。)又は税額等(同項に規定する税額等をいう。以下同じ。)の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた行為の効力に係る官公署の許可その他の処分が取り消されたこと。

二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に係る契約が、解除権の行使によつて解除され、若しくは当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によつて解除され、又は取り消されたこと。

三 帳簿書類の押収その他やむを得ない事情により、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき帳簿書類その他の記録に基づいて国税の課税標準等又は税額等を計算することができなかつた場合において、その後、当該事情が消滅したこと。

四 わが国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約に規定する権限のある当局間の協議により、その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等に関し、その内容と異なる内容の合意が行われたこと。

五 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に係る国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈その他の国税庁長官の法令の解釈が、更正又は決定に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決に伴つて変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより、当該課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなつたことを知つたこと。

2 更正の請求をしようとする者は、その更正の請求をする理由が課税標準たる所得が過大であることその他その理由の基礎となる事実が一定期間の取引に関するものであるときは、その取引の記録等に基づいてその理由の基礎となる事実を証明する書類を法第23条第3項の更正請求書に添付しなければならない。その更正の請求をする理由の基礎となる事実が一定期間の取引に関するもの以外のものである場合において、その事実を証明する書類があるときも、また同様とする。

《参考文献》

- 佐上善和 『民事訴訟法[第2版]』(法律文化社 2001)
- 林屋礼二ほか『民事訴訟法入門』(有斐閣双書 2000)
- 中尾 巧 『税務訴訟入門[第5版]』(商事法務 2011)
- 石倉文雄・山田二郎 『税務争訟の実務[改訂版]』(新日本法規 1993)
- 大野重國ほか 『租税訴訟実務講座[改訂版]』(ぎょうせい 2005)
- 内田久美子 『税理士のためのわかりやすい補佐人制度の基礎知識』(清文社 2001)
- 金子宏 『租税法[第二十三版]』(弘文堂 2019)
- 清永敬次 『税法[新装版]』(ミネルヴァ書房 2013)
- 司法研修所編 『租税訴訟の審理について[第3版]』(法曹会 2018)
- 司法研修所編 『増補 民事訴訟における要件事実 第一巻』(法曹会 1998)
- 日本税理士会連合会編・坂田純一著『新版 実践税理士法』(中央経済社 2015)
- 高橋和之ほか編 『法律学小辞典[第5版]』(有斐閣 2016)
- 日本税理士会連合会 『税理士法逐条解説[7訂版]』
(日本税理士協同組合連合会 2016)

税 理 士 補 佐 人 ガ イ ド

平成 15 年 3 月 初版

平成 19 年 9 月 改訂

令和 4 年 1 月 改訂

発 行 近畿税理士会

編 纂 近畿税理士会 制度部

〒540-0012 大阪府中央区谷町1丁目5番4号

電 話 (06) 6941-6886

FAX (06) 6942-2182
